総合基本資料

2015年度



2015年度 公益社団法人日本青年会議所

基本理念

未来への決断 全てとの「つながり」による 勇壮なる日本の創造

2015年度 一般社団法人日立青年会議所スローガン守破離

~ 我らの成長が、この地域の未来を創る~

一般社団法人日立青年会議所

〒317-0064 茨城県日立市神峰町3丁目4番3号 TEL:0294-22-6341 FAX:0294-21-5171 http://www.hitachijc.or.jp/ E-mail:h-jc@hitachijc.or.jp

The Creed of Junior Chamber International

We Believe

That faith in God gives meaning
And purpose to human life
That the brotherhood of man
Transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
By free man through free enterprise;
That government should be of laws
Rather than of men
That earth's great treasure lies in
Human personality and
That service to humanity is the best
Work of life

JC宣言

日本の青年会議所は 混沌という未知の可能性を切り拓き 個人の自立性と社会の公共性が 生き生きと協和する確かな時代を築くために 率先して行動することを宣言する

綱領

われわれJayceeは 社会的・国家的・国際的な責任を自覚し 志を同じうする者 相集い 力を合わせ 青年としての英知と勇気と情熱をもって 明るい豊かな社会を築き上げよう

いばらきJC 宣言

わたしたちは 自律発展する地域確立のため 社会システムとこころの真価を創造し 新世代(みらい)を担う者たちが光輝き この豊かな郷土と共栄した 夢と希望溢れる 「いばらき」を創ることを宣言する

関東地区宣言

われわれは 国づくりの先駆者(さきがけ)として 責任と誇りをもち 愛する地域のため個を確立し 同じ価値観のもと共創しあい 関東地区は日本の礎となることを誓う 2015年度(一社)日立青年会議所事業計画編



我らの成長が、この地域の未来を創る

【はじめに】

想像してください。

子どもたちが笑顔に溢れすくすくと育つ姿を。

大勢の人で賑わい、生き生きと活気に溢れるこの地域の未来を。

「人が想像出来ることは、必ず人が実現できる」これは、フランスの作家ジュール・ヴェルヌの言葉であり、人類が初めて月面着陸したアポロ計画にも影響を与えたと知られています。難しい問題は、さじを投げ出してしまう人がほとんどかもしれません。しかしどんな難題でも、諦めることをせず、皆で知恵を出し合い、行動に移していけば、必ず答えを導くことができるはずです。そしてなによりもこの地域に住み、働く我々にとって、今以上によりよいまちになるように努め、子どもたちの将来を考えていくことは、使命であり責任だと考えます。

常に輝ける未来を描き、どんな困難にも恐れず、まずはその一歩を踏み出しましょう。

誰にでも挑戦する権利と実現する可能性を秘めているのだから。

【会員拡大こそが我々の運動の根幹である】

一般社団法人日立青年会議所は、「奉仕・修練・友情」の三信条のもと、明るい豊かな社会の実現を目指し、48年の歴史と伝統を積み重ね存在意義を見出してきました。そして、今後も日立のまちになくてはならない存在であり続けていかなければならない組織であります。なによりも青年会議所には40歳で卒業というルールがある以上、絶えず新しい仲間を増やす必要があり、会員拡大は活気に満ちた強い組織であり続ける為の永続事業であることを忘れてはいけません。

会員を拡大する上で一番重要な事は、魅力のある組織であり続けることだと考えます。魅力のある組織には自然と人は集まります。そのためにも、私たち自身が地域のリーダーとして魅力のある人間に成長することが必要です。

会員拡大活動は、我々の運動の理解者を地域に広げることができることも理解し、全メンバーで未来 の仲間たちに熱い想いをぶつけていきましょう。

【次世代を担う地域のリーダーを目指して】

私たちが、これから先もこの地域で力強く運動を展開していくには、組織を成す個々の成長は欠かせません。そして青年会議所には、自己の成長を高める機会が十分にあります。それを好機と捉え、自ら求めていけば必ず自分自身にとってプラスとなり返ってくるのです。特に若いメンバーの皆様には、広い視野をもち、仲間と共に多くの経験を積んでもらい、かけがえのない時間を過ごしてほしいと考えます。

地域のリーダーたる人材への成長は、組織や地域に元気を与え、よりよい発展に繋がります。明るい 豊かな社会に向けて自ら率先して個々の資質を高めて参りましょう。

【この地域の未来】

「魅力のない都道府県 全国1位」「市町村別転出超過人数 全国2位」と喜ばしくないニュースが 流れており、人口減少や少子高齢化なども問題視されています。更にはこの地域における社会的経済的 拠点でもある市街地においても活気が失われているのが現状ではないでしょうか。私たちは、この日立が活気のあるまちになるためにも「何をするべきなのか」「何が必要なのか」と真剣に取り組まなければなりません。

緑豊かな山々と、青く澄みわたる海に囲まれた自然環境、この地で育まれ、集積された世界レベルの 産業と技術、そして誰もが誇れる歴史と文化のあるこの日立のまちに於いて、子どもたちの未来のため にも新たな価値を創出していきましょう。

【子どもたちのために】

少子化や情報化の進展に伴い、子どもたちの取り巻く社会環境は大きく変化し、人間関係の稀薄化により地域社会との関わりをもつ機会が少なくなっているのではないでしょうか。そのような時代だからこそ、子どもたちには多くの人と接することにより、相手の立場に立って物事を考えることのできる思いやりの心や道徳心を育むことが大切だと考えます。なによりも、この地域の10年後、更には20年後と未来を見据えたときに、このまちを支えて輝かせていくのは、今この時代を生きている子どもたちです。

大きな可能性を秘めた子どもたちの豊かな心を育み、次世代を担う大人へ成長するよう導いていきましょう。

【常に目的を持つ】

私たちがJC運動や事業を行う上で、常に意識をしなければならない事は「目的」だと考えます。特に事業に於いては、目的が明確であればあるほど素晴らしく感じられるのではないでしょうか。それは、明確な目的こそが、価値観を共有し、モチベーションを高め、メンバーの行動に繋がるからだと考えます。各々が事業計画に於いて、5サイクル(調査・分析・企画・行動・評価)のプロセスを踏まえる上で、現状の把握と問題の発見の調査・分析をしっかりと精査することが、事業の明確な目的に繋がるはずです。

そして各委員会が事業の計画をしますが、それは日立青年会議所全体での事業ということを忘れてはいけません。私たちが目的を達成するために一丸となることが、素晴らしい事業を作りあげることはもとより、明るい豊かな社会の実現に繋がるのですから。

【50周年向けて】

一般社団法人日立青年会議所は、2016年創立50周年を迎えます。1966年に設立以来、常に時代の先頭にたち、高い志と熱い情熱のもと、明るい豊かな社会の実現に向けて運動展開してきました。今こうして私たちがJCとして活動ができるのも、先輩諸兄が長きに渡り歴史と伝統を築き、この地域に素晴らしい功績を残してきたからと言っても過言ではありません。脈々と引き継がれてきた創始の意思を、私たちメンバーがしっかりと継承し、次世代にバトンを渡すのも重要な役割だと考えます。

半世紀という大きな節目の準備の年として、これまで先輩諸兄が積み重ねてきた歴史を今一度振り返り、我々の運動の意義を再認識し、その中で、更に未来に向けての明確なヴィジョンを描くことが必要だと考えます。

来る50周年に向けて、メンバー一人ひとりが意識を高めると共に、日立青年会議所の結束を強固な ものにし、未来を見据えたしっかりとした土台を構築していきましょう。

【おわりに】

私が入会して以来、青年会議所は多くの出会いと機会を与えてくれ、多くの仲間と自分の成長は財産

になりました。仲間と共に様々な活動をする中で、時には失敗し悔んだことも多々あります。しかし経験しなければ悔むことも出来なければ、成長することも出来ないのです。

努力し成功すれば自信になる。 努力し成功しなければ経験が残る。 努力せずに成功しなければ後悔が残り、 努力せずに成功すれば天狗になる。

「できる」「できない」で、できない理由を探すことはやめてください。青年会議所は「やる」か「 やらないか」です。それを決めるのは本人次第にはなりますが、折角この会に所属している以上、自分 の成長のために、そしてこの地域のために果敢に挑戦していきましょう

我々の成長が、この地域の未来を創るのだと信じて。

2015 年度一般社団法人日立青年会議所スローガン

守破離

~我らの成長が、この地域の未来を創る~

守破離(しゅはり)の意味:人がある道を究めるのに歩むべき3段階のこと。もともとは、江戸時代に川上不白が著した『不白筆記』で、茶道の修行段階の教えとして紹介されました。以後、諸武芸の修行段階の説明にも使われています。

「守」とは、師匠(先輩)の教えを正確かつ忠実に守り、物事の基本の作法・礼法・ 技法を身につける「学び」の段階をいいます。

「破」とは、身につけた技や形をさらに洗練させ、自己の個性を創造する段階をいいます。

「離」とは、「守破」を前進させ、新しい独自の道を確立させる段階をいいます。

先輩から第一段階の「守」をいかに身につけるかで、「破離」へと続く、その後の 自己成長の土台の大きさが決まっていきます。 助言を喜んで受け入れていくこと で、将来「離」に到達した時、自己をいっそう高めていくことができるのです。

思い通りにならない時こそ、それまで培った土台が、自己を助けてくれます。自己を発展させる道に終わりはないのです

2015年度一般社団法人日立青年会議所基本理念

常に目的意識を持ち、自己成長と地域の未来の為に果敢に挑戦しよう。

2015年度一般社団法人日立青年会議所行動指針

それで目的を達成できますか。

2015年度一般社団法人日立青年会議所基本方針

- 1. JAYCEEとして個々の資質向上と、地域のリーダーたる人材への育成
- 2. 会員100名を目指し、積極的な会員拡大
- 3. 来る50周年に向けて、会員の意識向上と組織の結束力の強化
- 4. 活気あふれる地域になるための、まちづくり事業の実施
- 5. 未来を担う子どもたちの豊かな心を育む青少年育成事業の実施
- 6. 時代に即した組織運営と情報発信

50周年特別準備室運営方針

50周年特別準備室担当副理事長 小薗江 政勝

50周年特別準備室では本年度のスローガンである『守破離』のテーマに則り、来たる 50周年に向けての土台を作り上げます。

始めに、創始の精神と受け継がれた伝統の確認を行います。先輩諸兄が築き上げた日立 青年会議所の精神を引き継ぐため、これまでの半世紀にわたる歴史を紐解き、当時の社会 背景と合わせながら、どのような事業が行われてきたのかを検証します。

次に、現在我々がその伝統を踏まえたうえ、何をすべきかを考えます。社会情勢が目ま ぐるしく変わる中であっても、我々の活動は常に正しく、その伝統に上積みされるもので なければなりません。事業や式典の準備にあたり、様々な方法を検討致します。

我々は常に時代を先取り、地域の変革者たる気概を持って活動せねばなりません。創始の精神を忠実に引き継ぎ、継承するなかで、これからの日立青年会議所が、新鮮さを保ちながら、自由に大きく活動できる礎を築くべく、本年度活動してまいります。

50周年特別準備連絡会議

担当副理事長 小薗江政勝

議 長 三澤 泰美

副 議 長 阿部 達郎

副 議 長 福地 修平

議 員 大坪 大介

出 向 議 員 櫻井 恵 鈴木 將嗣 兼目雄一朗 大久保和哉

1. 基本方針

50周年への準備にあたり当会議は、歴史と伝統を受け継ぎ、創始の精神と青年会議所 運動の根幹を次代に伝えることを指針として1年間活動してまいります。

まず、2月例会で先輩方との交流の場を設けます。創始から現在に至るまで、それぞれの世代の皆様に、それぞれの時代を築き上げてきた自負と気概があります。先輩方と直接対話することで、その情熱と50周年へかける思いを肌で感じていただきたいと思います。

次に、11月例会で過去の事業を時代背景とともに振り返ります。過去を紐解けば青年会議所運動の根底に揺るぎない精神があることが見て取れます。常により良い社会を目指し、地域の発展を願って活動を積み重ねてきた歴史のその先に、今の私たちがあることを感じ、次の50年へ向けて気持ちを新たにしていただきたいと思います。

最後に、50周年事業は対外へのPRも重要です。対外事業に積極的に参加して日立青年会議所50周年の認知度を高めるとともに、次年度へ引継ぎができるようなPR計画を立て、半世紀という大きな節目の年を迎えるための基礎を作りたいと思います。

2. 事業計画

- 1) 2月例会の主管
- 2) 11月例会の主管
- 3) 積極的な会員の拡大
- 4) 対外事業への積極的参加
- 5) PR計画の作成及びPR活動

会員拡大室運営方針

会員拡大室担当副理事長 高村 裕

我々は明るい豊かな社会の実現を目指し、地域の活性化と次世代の未来を常に考え活動しております。それは我々が、能動的市民としての気概を持ち続け、地域のために活動してきた足跡であり、これまで携わってきた先輩方の築き上げてきた歴史そのものとも言えます。その歴史を絶やさず、より良い事業を行うためには、我々はこれからも新しいメンバーを集め、組織の強化を図らなければなりません。

そこで本年度の会員拡大室では、通常の会員拡大活動に加え、会員増大と事業広報を絡めた拡大活動を行います。入会候補者には事業へ参加していただき、事業の本質と、運営を行っているメンバーへの魅力を感じていただくことで入会を促します。会と人を見ることにより我々の運動を理解していただいた同じ志の新メンバーが増えることを期待します。青年会議所は全国的に会員の減少の一途をたどっており、私達の日立青年会議所も同様に会員減少は逼迫した課題です。少子高齢化や経済問題の悪化など会員の減少に繋がる原因はありますが、それが全てではないと考えます。不可能を可能にするのが、JAYCEEです。本年度も必ず拡大目標を達成いたしますので、全メンバー一丸となり、会員の拡大を成し遂げていきましょう。よろしくお願いいたします。

会員拡大委員会

担当副理事長 髙村 裕

委 員 長 櫻井 恵

副 委 員 長 橋本 一哉

副委員長 馬上 宰

委 員 岩崎 祐一 岡部 隆司 勝間田宣昭 川崎 準一 砂川 秀吉

瀬谷 幸伸 長谷川直人 横島真由美

1. 基本方針

ここ数年の会員減少は危惧すべき重要な問題であります。会員の減少がこのまま続くということは、事業の質の低下や、青年会議所自体の存続にも関わります。そんな現状を打破する為にもJCの力強い声を発し、全メンバーで未来の仲間達を見つけて行かなければなりません。

男女平等、女性の社会進出に対する取り組みが積極的に行われるようになってきた現在、 日立青年会議所としても女性メンバーの拡大を積極的に行い、5名以上の女性会員増大を 目指します。様々な視点から地域を見つめなおし、新しい事業を創造するためにも女性会 員拡大は不可欠と考えます。

また、拡大活動を行う手法として、「拡大曜日」の設定を検討します。メンバーの拡大ソースを集中し、効率的に活動できるような土台作りを目指します。

会員拡大は、拡大運動を行うのであり、勧誘を行うのではありません。我々自身が、J Cに入会し、何を学び、どう変わったかを入会見込み者に全て伝えながら拡大運動を行い ます。

我々は地域の「人財=宝」を発掘し、共に研鑽し互いに高めあう場に導く事が使命だと 考えます。その為にも会員拡大委員会として一年間、精一杯活動してたくさんの仲間を見 つけて参りますので、メンバーの皆様の御協力の程、宜しくお願いいたします。

2. 事業計画

- 1) 会員100名体制を目指した積極的な会員の拡大
- 2) オリエンテーションの実施
- 3) 12月例会の主管
- 4) 定期的な交流会の開催

アカデミー研修室運営方針

アカデミー研修室担当副理事長 相馬 大吉郎

JCは活動の基本を「修練」「奉仕」「友情」の三信条におき、「明るい豊かな社会を築き上げる」ことを共通の理想としている団体です。入会間もないメンバーにそのようなJCの活動内容や魅力を知って頂くために、まず事業への積極的な参加をはかります。また、JAYCEEとして成長していくために研修事業を積極的に行ってまいります。そのような活動を通じ同期の絆を深めて頂き友情を育んで参りたいと考えております。

入会間もないメンバーに「気づき」や「学び」を得て頂くためにはJC活動への積極的な参加が不可欠です。その為にも参加しやすい環境を整えて参りたいと考えておりますので、先輩にあたるメンバー全員の御協力を賜りますようお願い申し上げます。青年会議所の事業がどのような思いから作られていき、それがどのような影響を地域や私たちに与えていくのかを当事者としての視点を持って経験して頂きます。それは地域や社会のリーダーとして成長する大きな糧となるはずです。

そしてJCには自己研鑽の機会が多く与えられています。研修事業に積極的に参加するよう促してまいります。またJCプログラムの種類や内容、トレーナー制度などの知識を深めて頂く為に、参加するだけではなく設営する経験も積んで頂きたいと考えております。研修事業を通じて個人のスキルアップが実現できれば、JC活動の質の底上げが出来るはずです。

よりよい事業を行うため意見をぶつけ合い切磋琢磨し、懇親会では楽しく飲んで友情を深め合う。そんなJCでしか経験できない貴重な時間を共有することで生涯の友と呼べる仲間を作れるように活動していきます。そして翌年には理事として活躍できる力が持てるようメンバーの成長を促してまいります。

アカデミー研修委員会

担当副理事長 相馬大吉郎

委 員 長 鈴木 將嗣

副委員長 秋山 隼人

副委員長 佐藤 聖悟

委 員 薄井 和樹 小林 健二 坂本 修一 佐々木正博 白石 哲也

鈴木小百合 鈴木 健容 辻 信弘 藤田 崇嗣 山縣 広希

1. 基本方針

会員数の減少、ベテランメンバーの卒業等の理由から、入会2年目、3年目の新しいメンバーが数多く理事として活動している、というのがここ最近の日立青年会議所の現状であります。そうであるならば、入会1年目のメンバーが集まるアカデミー研修委員会からも、来年、再来年の理事メンバー、近い未来の地域のリーダーたる人材を輩出していかなければなりません。

そのためにも、まずはこの1年間、積極的に青年会議所の事業に参加いただき、青年会議所とは、どのような思いで、どのような運動を展開しているのかを感じ、学んでいただきます。また、青年会議所を通じた多くの方とのふれあいの中で、積極的に出会いを求め、友情を育んでいただきます。特に、入会1年目のメンバーにとっては、同期で揃って活動できる最後の年になりますので、大いに語らい、飲み、ときにはぶつかり合って、同期の絆をより強固なものにできるよう活動してまいります。そして、メンバー個人の成長を促すことのできるような研修の場を設けます。

5月例会では、日立青年会議所の一員として、自分はこのまちのために何ができるのか、 このまちには今何が必要なのかを、それぞれに考え、失敗を恐れずに発信してもらう、そ のような場を設けます。

11月例会では、連綿と受け継がれてきた日立青年会議所の歴史と伝統を感じ、その思いを継承してもらえるような卒業式を設営します。

この1年の活動が、来年、再来年の活動に繋がっていくと思いますので、入会1年目のメンバーには、失敗を恐れずに、できるかできないかではなく、まずはやってみる、そんな思いで活動してもらいたい。そして、そんな新しいメンバーと共に活動することで、メンバー皆が初心を思い起こし、会全体で盛り上がっていけるように活動していきますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

2. 事業計画

- 1) 会員名簿の作成
- 2) 献血活動
- 3) 5月例会の主管
- 4) 11月例会の主管
- 5) 公開委員会の実施
- 6) 積極的な会員の拡大

地域の未来創造室運営方針

地域の未来創造室担当副理事長 岩間 智也

私達が暮らす日立は、豊かな自然環境、長年受け継がれてきた歴史、文化、産業と技術が存在し多彩な魅力に溢れているとともに、ここで暮らす私達でさえまだ知らない、無限の可能性に満ちた地域です。

一般社団法人日立青年会議所では、我々の郷土である日立において明るい豊かな社会を 思い描き、その理想を成し遂げるため、事業に携わるメンバーの努力はもとより、地域社 会、関係諸団体そして創立より今日に至る時間の中で活動されてきた先輩諸兄に支えられ、 これまでにも数多くの魅力ある事業が開催されてきました。

本年度の地域の未来創造委員会では今まで日立青年会議所が築き上げてきた事業を振り返り、さらに再構築し、新しい仕組みを考え「笑顔溢れるまちづくり」の実現を目標に一年間活動して参ります。そのためには、市民一人ひとりが、そして何よりも私たちJAYCEEが、今以上に郷土の現状にもっと関心を持つことが必要であると感じます。日立の歴史・文化・産業と技術は勿論のこと、このまちの現状や抱えている課題、未来への展望など様々なことに興味を持ち、より深く理解することが自主自立した市民による「笑顔溢れるまちづくり」に繋がると考えます。また、自己完結型事業とならないように、事業後の地域への波及効果を考え事業の計画・立案を行っていきます。

現状に満足していて、発展はありえません。一人でも多くの人が自らの意思で動き出すことこそが「笑顔溢れるまちづくり」の原点になると考え、その実現のために諦めることなく地域の未来を見据え、一年間"一笑懸命"活動して参ります。会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

地域の未来創造委員会

担当副理事長 岩間 智也

委 員 長 寺家 通浩

副 委 員 長 兼目雄一朗

副委員長 鈴木 元

委 員 金久保 航 金沢 純 鈴木 健一 田栁 健太 中村 岳広 平野 浩司 益子 朋

1. 基本方針

私たちが暮らす日立は、十王町との合併10周年という記念すべき時期にありながら、 再び人口が20万人を割って18万人台まで減少しており、2040年には13万人台ま で減少する予測までされています。

また2013年においては、市外への移住を含む人口減少数が全国市町村で2番目に多く、不名誉な結果としても知られるところとなりました。

日立は古くより工業都市として栄え、商業従事者は、そこで生活する人々のために衣食住を提供してきましたが、昨今は、若年層を中心として、楽しく便利な地域への生活拠点の移住が進むことで人口減少に加速度が付き、生活する場所としての日立が危ぶまれる状況になっています。

この状況を打破し、市民に対して上手く伝わっていない「日立での生活の楽しさや便利 さ」を、改めて認識してもらうためには、日立の歴史や文化に基づいた生活を再確認する とともに、「地域の魅力」や「地域への愛着心」を感じ取ってもらう必要があります。当委 員会では、本来日立が持っている魅力を理解し、その魅力が内在しているだけではなく、生活している市民の目に見える状態にするとともに、楽しさや便利さを感じることができるような状態にして、伝え始めることが重要であると考えています。

「笑顔溢れるまちづくり」のために、地域社会や関係諸団体と共に、このまちの抱えている課題を理解し共に創り上げることで、自立発展する地域を確立し、経済の歯車がスローダウンすることなく、回り続けることを目指して事業を実施して行きますので、一年間どうぞよろしくお願い致します。

2. 事業計画

- 1) 3月例会の主管
- 2) 8月例会の主管
- 3) 積極的な会員の拡大
- 4) 公開委員会の開催

次世代未来室運営方針

次世代未来室担当副理事長 藤田 竜哉

文部科学省では現在の日本の若者・子供たちは、他者への思いやりの心や道徳心が低下傾向にあり、諸外国に比べ自尊感情が低く、将来の夢を描けない傾向にあると指摘しています。

その要因として昔と比べ子どもたちに対して、社会や大人がきちんとした精神教育を真 剣にしておらず、地域社会の交流が希薄になってしまったことで、他者や弱者を思いやる 心、優しさや協調性、連帯性など、社会生活をするのに必要な人間性を自然に育める機会 や場が非常に少なくなってしまったことなどが考えられます。

スポーツ発祥の地といわれるイギリスでは「グッドルーザー」という通念があります。「良き敗者」「潔い敗者は勝者と同じ」という意味で、英国騎士道では最も称賛される態度であり、今では忘れかけている精神論です。

前回のワールドカップで観客の日本人がスタジアムのゴミ拾いをして帰るということが 話題になりました。「夢に挑戦した本人でも、応援している観客だとしても、結果はどうあ れ、対戦相手や関係各所に敬意を表し、それを行動で示す」これこそまさにグッドルーザ ーの精神です。記憶に新しい今だからこそ大人である私たちによって子供たちにもその精 神の大切さに気付かせてあげるべきです。

そこで、私たち次世代未来室では、子供たちが夢に挑戦できる場を提供することで、目標に向かって努力する意力を培い、仲間意識や責任感、思いやりの心、リーダーシップ、社会性といったものを育む情操教育に取り組んでまいります。

親(大人)の背を見て子は育つという言葉がございますが、まず私たちJAYCEEが 手本となる背中を見せていきましょう。

できる・できないではなく、やるためにどうするかを共に考え、共に率先して行動してまいりましょう。

次世代未来委員会

担当副理事長 藤田 竜哉

委 員 長 大久保和哉

副委員長 神田 寿人

副委員長 皆川 竜身

委 員 小澤 仁康 椎名 厚介 瀧 邦廣 田崎 丈張 羽良 秀生

福地秀太郎 村山 豪

1. 基本方針

子どもたちは将来の夢や希望に満ちあふれ、私たち大人からは想像もつかない創造力と 果てしない好奇心、そして可能性を広げる力を持っています。しかし一方で情報化社会の 発展や核家族化の流れとともに、子どもたちの環境にも変化が現れ、携帯ゲームや携帯電 話に向かう時間が増え、人と人とのコミュニケーションを図る機会や将来の自分を想像す る機会も減少しています。ふと未来の自分を考えた時、何をすれば夢に近づくのか不安に 思うことでしょう。

そこで次世代未来委員会では、子どもたちに気づきやヒントを与え、夢に挑戦する気持ちが持てるよう、そして何より子どもたちの元気な笑顔や元気な笑い声が溢れるようにと願いを込めて委員会活動を行います。

6月例会では、スポーツを通じてルールを守りながらみんなで目標に向かい、「一人は皆のために、皆は一人のために」力を合わせて困難を乗り越え、共に楽しみ、達成感や満足感を得る事業を行います。他者への思いやりの心や道徳心を築くためには、多くのコミュニケーションが必要です。相手の気持ちを理解し、協力することの大切さを感じることができたとき、人は優しく温かく成長できるものだと考えます。

10月例会では、職場体験を通じて将来に夢や希望を抱けるような事業を行います。子どもたちには職業体験をする中で、仕事の大変さや大切さを感じてもらい、将来の職業への選択肢を増やし、チャレンジ精神向上の一助となるように考えています。一つ一つの職業内容が密で濃いものを、可能な限り経験させることで、探究心や、社会性といったものを育む情操教育に取り組んでまいります。

未来を担う子どもたちの豊かな心を育めるよう、一年間「守破離」のスローガンを胸に 全力で行動していきますので是非ともご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

2. 事業計画

- 1) 6月例会の主管
- 2) 10月例会の主管
- 3) 公開委員会の開催
- 4) 積極的な会員の拡大

総務室運営方針

総務室室長 海津 哲広

総務室は、総会・理事会での意思決定に必要な情報提供と組織の連絡調整、各委員会が円滑、効果的に業務遂行ができるように後方支援、全組織的活動の推進、そして財政局を担当します。常に組織をまとめ、その運営の責務を負った総務室であることを自覚し、JC活動をあらゆる面から支援し組織が効率よく機能することを目的とします。また対外窓口の集約化により、鮮度の高い情報に基づいた迅速な行動をおこし、理事長をはじめとするメンバーが積極的に行動できるよう、精力的な活動を行います。

最高意思決定機関である総会については、メンバー一人ひとりが日立青年会議所の一員であるという自覚を促し、総会の重要性を確認できるようしっかりと設営し、意識の向上を目指します。

事務局は、会議運営の担当者として、議案上程スケジュールを管理して、円滑な会議ができるように各委員会が想いを込めた上程資料を精査し、指導していく心構えをもって取り組みます。また、対外行事や諸大会への参加は、LOM内では経験できない貴重な機会です。その機会を一人でも多くのメンバーと共に共有し、多くの出向者が活躍している姿をみてもらうため、的確に情報を発信し、参加設営に取り組みます。

財政局は、各事業の財務面を審査する会議を行います。殆どの事業は財務面での基盤があって行われるため、会計処理を忠実に進めるとともに、適正な執行とそれに伴うリスクを事前に回避することを目的に、事業を行う委員会の立場にたって共に成功に導けるように取り組みます。

総務室に携わることに誇りを持ち数多い諸務と運営に室として一丸となって取り組みます。

事業計画

- 1) 2015年度基本資料の作成
- 2) 1月例会 定時総会の主管
- 3) 9月例会 臨時総会の主管
- 4) 対外行事·諸大会参加者支援
- 5) 渉外対応
- 6) ホームページの管理

ようよろしくお願い致します。

日立青年会議所メンバー全員で、会員100名体制を目指しましょう。

2. 事業計画

- 1) 会員100名体制を目指した積極的な会員の拡大
- 2) オリエンテーションの実施
- 3) 2月例会の主管
- 4) 12月例会の主管
- 5) 定期的な交流会の開催

財政局運営方針

財政局局長 宮本 昌樹

財政局では、2015年度予算案及び2015年度末決算書を作成するとともに、会費、 事業費の監査・決算を円滑に行います。また、財政局会議では設営される各委員会の事業 の予算及び決算をしっかりと精査し事業目的の達成を後押しします。また本年はコンプラ イアンスについても審査してまいります。

また皆様からお預かりする貴重な会費を、有効かつ適正に運用されるように財務管理を 行ってまいります。

健全な財務内容を維持し、公平かつ公正な立場で、予算・決算の確認及び指導を行いま すので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

事業計画

- 1) (一社) 日立青年会議所予算(案) 及び決算(案)の作成
- 2) (一社) 日立青年会議所の本会計及び財務管理
- 3) 財政局会議の開催及び運営
- 4) 積極的な会員の拡大

2015 年度会議組織体系図

<例会事業開催の為の事業計画書・予算書の流れ>

	T .	-
<出席者> ・各委員会委員	委員会(事業計画)	毎月1回以上開催
	<u> </u>	
<出席者>理事長・直前理事長・監事 副理事長・専務理事・専務室室長・財政局長・ 財政局次長・事務局長・事務局次長	役員会討議 (事業目的・内容)	毎月1回開催・例会開催月の 4カ月前までに提出
	<u> </u>	
<出席者>専務理事(総務室室長)・財政局長・ 財政局次長・委員会担当者	財政局協議	毎月1回開催・例会開催月の 3カ月前までに提出
		
<出席者>理事長・直前理事長・監事 副理事長・専務理事・総務室室長・財政局長・ 財政局次長・事務局長・事務局次長	役員会協議	毎月1回開催・例会開催月の 3カ月前までに提出
	↓	
<出席者>理事長・直前理事長・理事・監事 各出向者	理事会協議	毎月1回木曜日開催・例会開催月の 2カ月前までに提出
	\downarrow	
<出席者>専務理事(総務室室長)・財政局長・ 財政局次長・委員会担当者	財政局審議	毎月1回開催・例会開催月の 2カ月前までに提出
	↓	
<出席者>理事長・直前理事長・監事 副理事長・専務理事・総務室室長・財政局長・ 財政局次長・事務局長・事務局次長	役員会審議	毎月1回開催・例会開催月の 2カ月前までに提出
	↓	
<出席者>理事長・直前理事長・理事・監事 各出向者	理事会審議	毎月1回木曜日開催・例会開催月の 1カ月前までに提出
	<u></u>	
<出席者> 全 員	例会	毎月1回以上開催
	↓	
<出席者>専務理事(総務室室長)・財政局長・ 財政局次長・委員会担当者	財政局会議	毎月1回開催
<出席者>理事長・直前理事長・監事 副理事長・専務理事・専務室室長・財政局長・ 財政局次長・事務局長・事務局次長	役員会審議	毎月1回開催
<出席者>理事長・直前理事長・理事・監事 各出向者	理事会審議	毎月1回木曜日開催
<u> </u>		

2015年度 会議体系図 <公開委員会の流れ>

(事業費を使う場合)

(事業費を使わない場合)

委員会(事業計画 対政局会議 協議・審議 財政局会議 協議・審議 協議・審議 協議・審議 公開委会議 協議・審議 公開委会員 解審 議 対政局会議 開催 財政局会議 審議 会員会議 審議 対政局会議 審議 対政局会議 審議 対政局会議 審議

委員会(事業計画/随時)

↓

役員会議 協議・審議

↓

公開委員会開催

↓

役員会議 報告

理事会議 報告

[2014年度 卒業会員]

石川 広 海野 知勝 大髙 文英 川村 昌弘 成田 周一

橋本 成 長谷川直人 南 秀典 吉成 俊昭 若松 洋行

和田 義明

[2014年度 前期入会]

正会員

小林 健二 佐々木正博 寺家 通浩 鈴木小百合 山縣 広希

[2014年度 後期入会]

正会員

薄井 和樹 坂本 修一 白石 哲也 鈴木 健容 辻 信弘

藤田 崇嗣

賛助会員

ホテル天地閣 長谷川直人

[2014年度 退会]

正会員

小沼 洋 梶山 貴矢 清水 友康 鈴木 光 髙野 修平

早瀬 真人

賛助会員

利根コカ・コーラボトリング株式会社 佐藤 幸二

株式会社JWAY 寺家 通浩 → 2015年度正会員へ

2015年 1月 1日から2015年12月31日まで

			いら2015年12月3	(単位:円)
科 目	当年度予算 (2015年度)	前年度予算 (2014年度)	増 減	備考
I 事業活動収支の部 1 事業活動収入				
1 争未活到权人 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	160,000	70,000	90,000	
入会金収入	160,000 9.080.000	70,000 8.590.000		16名@10,000円(14後期6名+15前期10名)
②会費収入 正会員会費収入	4,880,000	5,360,000	490,000 △ 480,000	61名@80,000円(年会費)
賛助会員会費収入	30,000	40,000		3口@10,000円(年会費)
仮入会会員会費収入 前期仮入会者正会員費収入	400,000 200,000	0		20名@20,000円(仮入会費) 10名@20,000円(年会費*3/12)
その他会費収入	2,560,000	2,840,000		64名@40,000円(登録料)
特別会員会費収入 50周年準備積立金	400,000 610,000	350,000 0		40名@10,000円(年会費) 61名@10,000円
③事業収入	0	0	0	
登録料収入 ④受取補助金等収入	0	0	0	
⑤受取負担金収入	0	0	0	
⑥受取寄付金収入 ⑦雑収入	0 468.065	0 362,853	0 105,212	
受取利息収入	0	0	0	
その他雑収入 ⑧他会計からの繰入金収入	468,065 0	362,853 0	105,212	総会祝金など
事業活動収入計	9,708,065	9,022,853	685,212	
2 事業活動支出 ①事業費支出	2,090,000	2,320,000	△ 230,000	
委員会等事業費	2,090,000	2,320,000	△ 230,000 △ 230,000	
総務室	200,000	270,000		14年度 総務広報委員会
50周年特別準備連絡会議 会員拡大委員会	200,000 300,000	300,000 370,000	△ 70,000 △ 70,000	14年度 研修委員会
アカデミー研修委員会	370,000	370,000	0	
地域の未来創造委員会 次世代未来委員会	370,000 370,000	370,000 370,000	0	委員会事業費 370,000円 公益目的支出計画 継1 △230,000円
選挙管理委員会	70,000	70,000	0	
趣味の会 役員会	0 110,000	50,000 150,000	△ 50,000 △ 40,000	委員会事業費 110,000円 公益目的支出計画 継1 △100,000円
50周年準備費用	100,000	0	100,000	
②管理費支出 会議費支出	5,657,380 0	5,862,100 0	△ 204,720 0	
給与手当支出	950,000	950,000	0	事務局員パート料(月・火・水・金勤務)
福利厚生費支出 旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	490,000	550,000	△ 60,000	
電話代支出 運搬代支出	190,000	200,000	△ 10,000 0	
その他通信費支出	300,000	350,000	△ 50,000	
消耗品費支出 会員支給品費支出	400,000 60,100	500,000 60,100	△ 100,000 0	コピー紙20,000枚 コピー機カウンタ代 蛍光灯代など 3冊@700円(JC手帳)20名@1,400円(ネームブレート)20名@1,500円(ノ
リース料支出	300,000	300,000	0	12ヶ月@25,000円(コピー機リース料)
賃借料支出 終 維 妻支出	756,000 40,000	756,000 50,000	0 △ 10,000	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
修繕費支出 印刷製本費支出	181,280	176,000		400冊(会員名簿)
光熱水料費支出	200,000	200,000	0	発売体表面中部 ◇40,000円/台川本牧町)
業務委託費支出 インフォメーション関係費支出	40,000 140,000	40,000 150,000		登記簿変更申請@40,000円(曾川事務所) HP作成等及び更新@150,000円(ディーディーショップ)
保険料支出	10,000	20,000	Δ 10,000	
租税公課支出 渉外費支出	2,020,000	2,030,000	0 △ 10,000	
涉外費支出	700,000	700,000	0	
大会·会議登録料支出 慶弔費支出	1,100,000 100,000	1,100,000 110,000	0 △ 10,000	
各種団体協賛金支出	120,000	120,000	0	
雑支出 ③負担金支出	70,000 1,450,685	80,000 1,530,753	△ 10,000 △ 80,068	支払手数料等+雑費
JCI負担金支出	76,860	75,978	882	61名@1,260円(10.50米ドル*64名 ※1米ドル=120円)
日本JC負担金支出 会費基本額	350,000 45,000	380,000 45,000	△ 30,000 0	基本額30,000円+15,000円(51名以上25人につき15,000円増額)
会費付加金	305,000	335,000	△ 30,000	61名@5,000円
地区協議会負担金支出 会費基本額	40,500 10,000	43,500 10,000		関東地区協議会 基本額10,000円
会費付加金	30,500	33,500	△ 3,000	61名@500円
ブロック協議会負担金支出 会費基本額	203,000 20,000	221,000 20.000		茨城ブロック協議会 基本額20,000円
会費付加金	183,000	201,000	△ 18,000	61名@3,000円
ブロック大会負担金支出 会員会議所負担金支出	183,000 40,000	201,000 40,000		61名@3,000円 2名@20,000円(副会長、理事長)
周年事業負担金支出	183,000	134,000	49,000	61名@1,000円*3LOM(笠間JC、牛久JC、茨城南JC)
国際協力資金支出 日本JC出向者負担金支出	111,325 80,000	122,275 100,000		61名@1825円(「1日5円」運動に基づく額) 4名@20,000円
We Believe購読料	183,000	213,000	△ 30,000	4名@20,000円 61名@3,000円
④他会計への繰入金	510,000 510,000	0	510,000	
50周年準備積立金 事業活動支出計	9,708,065	9,712,853	510,000 △ 4,788	
事業活動収支差額	0	△ 690,000	690,000	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入		^		
投資活動収入計 2 投資活動支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ財務活動収支の部				
1 財務活動収入 財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計 財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	△ 690,000	690,000	
前期繰越収支差額	7,058,305	7,467,356	△ 409,051 280,949	
次期繰越収支差額	7,058,305	6,777,356	280,949	<u> </u>

(単位:円)

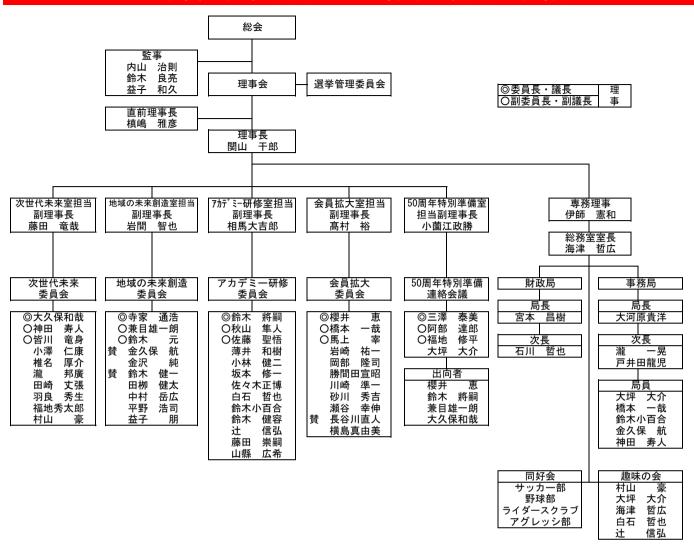
科目	当年度	前年度	(単位:円) 差異
1 一般正味財産増減の部	コ十尺	前千皮	左共
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
①特定資産運用益 株完終金利息	0	0	0
特定資産利息 ②受取入会金	160, 000	70, 000	90,000
受取入会金	160, 000	70, 000	90, 000
③受取会費	9, 080, 000	8, 590, 000	490, 000
正会員会費	4, 880, 000	5, 360, 000	-480, 000
<u>賛助会員会費</u> 仮入会会員会費	30, 000 400, 000	40, 000 0	-10, 000 400, 000
前期仮入会者正会員費	200, 000	0	200, 000
その他会費	2, 560, 000	2, 840, 000	-280, 000
特別会員会費	400, 000	350, 000	50, 000
50周年準備積立金	610, 000	0	610, 000
<u>④事業収益</u> 事業繰入収益	0	0	0
登録料収益	0	ő	
懇親会収益	0	0	0
<u> </u>	0	0	0
販売収益 預り金収益	0	0	0
雑収益	0	0	0
5受取補助金等	0	0	
国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	0	0	0
上 民間補助金 補助金等交付業務受託金	0	0	0
国庫助成金	0	0	0 0 0 0 0
地方公共団体助成金	0	0	
民間助成金	0	0	0
⑥受取負担金	0	0	0
<u>受取負担金</u> ⑦受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	ő	ŏ	ő
受取募金	0	0	0
<u> </u>	468, 065	362, 853	105, 212
<u>受取利息収益</u> その他雑収益	468, 065	0 362, 853	105, 212
9他会計からの繰入金	400,003	0	103, 212
他会計からの繰入金	Ő	ő	Ő
経常収益計	9, 708, 065	9, 022, 853	0
(2)経常費用	-,,	-,,	-
①事業費	2, 090, 000	2, 320, 000	-230, 000
事業費	0 000 000	0 000 000	000.000
委員会運営費 事業予備費	2, 090, 000	2, 320, 000	-230, 000
②管理費	5, 657, 380	5, 862, 100	-204, 720
会議費	0, 007, 000	0, 002, 100	201,720
給料手当	950, 000	950, 000	0
福利厚生費	0	0	
<u>旅費交通費</u> 通信運搬費	490, 000	550, 000	
電話代	190, 000	200, 000	-10, 000
運搬代	0	0	·
その他通信費	300, 000	350, 000	-50, 000
減価償却費	0	0	
┃ <u> 図書・研修費</u> 消耗品費	400, 000	500, 000	-100, 000
会員支給品費	60, 100	60, 100	0
リース料	300, 000	300, 000	0
賃借料	756, 000	756, 000	0
<u>修繕費</u> 印刷製本費	40, 000 181, 280	50, 000 176, 000	-10, 000 5, 200
<u>中间表本員</u> 光熱水料費	200, 000	200, 000	5, 280 0
業務委託費	40, 000	40, 000	0
インフォメーション関係費	140, 000	150, 000	-10, 000
保険料	10, 000	20, 000	-10, 000
租税公課 固定資産税	0	0	0
その他の租税公課	Ŏ	Ö	Ö
涉外費	2, 020, 000	2, 030, 000	-10, 000
歩外費 	700, 000	700, 000	0
<u> 大会・会議登録料</u>	1, 100, 000 100, 000	1, 100, 000 110, 000	0 -10, 000
医	120, 000	120, 000	0
雑費	70, 000	80, 000	-10,000
③負担金	1, 450, 685	1, 530, 753	-80, 068
JCI負担金 日本JC負担金	76, 860 350, 000	75, 978 380, 000	882 -30, 000
地区協議会負担金	40, 500	43, 500	-3, 000
ブロック協議会負担金	203, 000	221, 000	-18, 000
ブロック大会負担金	183, 000	201, 000	-18, 000
会員会議所負担金 周年事業負担金	40, 000 183, 000	40, 000 134, 000	49, 000
<u> 尚午争未貝担壶</u> 国際協力資金	111, 325	134, 000	49, 000 -10, 950
日本JC出向者負担金	80, 000	100, 000	-20, 000
We Believe購読料	183, 000	213, 000	-30, 000
④他会計への繰入金	510, 000	0	510,000
50周年準備積立金	510, 000	0	510, 000
経常費用計	9, 708, 065	9, 712, 853	-4, 788
評価損益等調整前当期経常増減額 特定资産評価損益等	0	-690, 000 0	690, 000
<u>特定資産評価損益等</u> 評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	-690, 000	690, 000
2. 経常外増減の部			, , , , , ,
(1)経常外収益	_	_	_
固定資産売却益	0	0	0

			_
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	-690, 000	690, 000
一般正味財産期首残高	7, 058, 305	7, 467, 356	-409, 051
一般正味財産期末残高	7, 058, 305	6, 777, 356	280, 949
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	7, 058, 305	6, 777, 356	280, 949

一般社団法人日立青年会議所

一般社団法人日立青年会議所 2015年1月1日から2015年12月31日まで (単位:円										
科目	①青少年育成事		り事業会計 共通	小計	①会員交流及び研 修事業他	その他の事業会 共通	会計 小計	法人会計	内部取引控 除	合計
I 一般正味財産増減の部 1.経常増減の部	-	-			77312					
(1)経常収益 ①特定資産運用益	0	0	0	0		0			0	0
特定資産利息 ②入会金収益	0	0	0	0	0	0		160,000	0	160,000
新入会員入会金収益 特別会員入会金収益				0			0			160 000 0
③受取会費 正会員年会費収益	0	0	0	0		0	0	4 880 000	0	9 080 000 4 880 000
賛助会員会費収益 仮入会会員会費				0			0	400 000		30 000 400 000
前期仮入会者正会員費 その他会費収益 特別会員会費収益				0			0	2 560 000		200 000 2 560 000
特別会員会質収益 50周年準備積立金 ④事業収益				0 0			0 0	610 000	0	400 000 610 000 0
事業繰入収益 登録料収益				0			0		0	0
题親会費収益 広告料収益				0			0			0
販売収益 預り金収益				0			0			0
雑収益 ⑤受取補助金等	0	0	0	0		0	0		0	0
国庫補助金地方公共団体補助金				0			0			0
民間補助金補助金等交付業務受託金				0			0			0
国庫助成金 地方公共団体助成金				0			0			0
民間助成金 6 負担金収益	0	0	0	0		0	0		0	0
負担金収益 ⑦ 寄付金収益	0	0	0	0		0	0		0	0
寄付金収益 募金収益				0			0			0
⑧雑収益 受取利息収益	0	0	0	0	0	0	0	468 065	0	468 065 0
その他雑収益 ⑨他会計からの繰入金収益	0	0	0	0	0	0		0	0	468 065 0
他会計からの繰入金収益 経常収益計	0	0	0		0	0	0		0	9 708 065
(2)経常費用 ①事業費	330 000	0	0	330 000	1 760 000	0			0	2 090 000
会場設営費 企画・演出費	330,000 0	0		330,000	335 000		600,000 335 000			930,000 335 000
本部団関係費講師関係費				0	135 000		135 000			135 000
広報費 資料作成費				0	300 000		160,000 300 000			160,000 300 000
報告書作成費 懇親会費				0			0			0
渉外費 旅費交通費				0	20 000		20 000			20 000
参加記念品費 保険料 済信弗				0	40 000		105,000 40 000			105,000 40 000 0
通信費販売物品仕入れ費				0			0			0
預り金 雑費 委員会運営費				0	65 000		65 000			65 000
②管理費								5 657 380 0	0	5 657 380
会議費 給料手当 福利厚生費								950 000		950 000 0
旅費交通費								0 490 000		0 490 000
電話代運搬代								190,000		190,000
その他通信費減価償却費								300,000		300,000
図書・研修費 消耗品費								400 000		400 000
会員支給品費リース料								60,100 300 000		60,100 300 000
賃借料 修繕費								756,000 40 000		756,000 40 000
印刷製本費 光熱水料費								181,280 200 000		181,280 200 000
業務委託費 インフォメーション関係費								40,000 140 000		40,000 140 000
保険料 租税公課								10 000		10 000
固定資産税 その他の租税公課								0		0
涉外費 涉外費								2 020 000 700 000		2 020 000 700 000
大会·会議登録料 慶弔費								1 100 000 100,000		1 100 000 100,000
各種団体協賛金 _ 雑費								120 000 70,000		120 000 70,000
③負担金 JCI負担金								1 450 685 76,860		1 450 685 76,860
日本JC負担金 地区協議会負担金								350 000 40,500		350 000 40,500
ブロック協議会負担金ブロック大会負担金								203 000 183,000		203 000 183,000
会員会議所負担金 周年事業負担金								40 000 183,000		40 000 183,000
国際協力資金 日本JC出向者負担金								111 325 80,000		111 325 80,000
We Believe購読料 ④他会計への繰入金								183 000 510,000	0	183 000 510,000
50周年準備積立金 经常費用計	330 000	0				0			0	510 000 9 708 065
評価損益等調整前当期経常増減額 基本財産評価損益等 特定資産評価損益等	△ 330 000	0	0	△ 330 000 0		0	△ 1 760 000 0		0	0
特定資産評価損益等 投資有価証券評価損益等 評価損益等計	0	0	0	0		0	0		0	0
計価損益等計 当期経常増減額 2 経常外増減の部	△ 330 000	0	0	△ 330 000		0			0	0
2 控吊外増減の部 (1)経常外収益 中科目別記載				0			0			0
平科目別記載 経常外収益計 (2)経常外費用	0	0	0	0		0			0	0
(2)程吊外貨用 中科目別記載 経常外費用計	0	0	0	0		0	0			0
当期経常外増減額 他会計振替額	0	0	0	0	0			0		0
也会計振音級 当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高	△ 330 000	0	0	△ 330 000	△ 1 760 000	0		2 090 000	0	7,058,305
	△ 330 000	0	0	△ 330 000		0			0	7,058,305
ー般正味財産期末残高 Ⅲ 指定正味財産増減の部										U
Ⅱ 指定正味財産増減の部 受取補助金等				0			0			0
Ⅱ 指定正味財産増減の部	0	0	0	0 0 0	0	0	0	0	0	

2015年度一般社団法人日立青年会議所 組織図



2015年度一般社団法人日立青年会議所役員

理 事 長 関山 干郎

直前理事長 槙嶋 雅彦

副 理 事 長 岩間 智也・小薗江政勝・相馬大吉郎・髙村 裕・藤田 竜哉

専務理事 伊師 憲和

総務室室長 海津 哲広

事務局長 大河原貴洋

事務局次長 瀧 一晃・戸井田龍児

財政局長 宮本 昌樹

財政局次長 石川 哲也

監 事 内山 治則・鈴木 良亮・益子 和久

理 事 秋山 隼人・阿部 達郎・伊師 憲和

石川 哲也·岩間 智也·大河原貴洋

大久保和哉・小薗江政勝・海津 哲広

神田寿人・兼目雄一朗・櫻井 恵

佐藤 聖悟・寺家 通浩・鈴木 元

鈴木 將嗣·関山 干郎·相馬大吉郎

髙村 裕・瀧 一晃・戸井田龍児

橋本 一哉・福地 修平・藤田 竜哉

馬上 宰・三澤 泰美・皆川 竜身

宮本 昌樹

2015年度一般社団法人日立青年会議所 出向者

公益社団法人日本青年会議所

・「真の復興」推進委員会 運営幹事 槙嶋 雅彦

委員 勝間田宣昭

委 員 藤田 崇嗣

·財務運営会議 議員 佐藤 聖悟

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会

·国史·道徳教育推進委員会 委 員 鈴木 將嗣

委 員 佐々木正博

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会

・ブロック大会連絡会議兼北エリア担当 副 会 長 内山 治則

・ブロック大会連絡会議 議 員 岩間 智也

議 員 小林 健二

議 員 鈴木 健容

・拡大アカデミー委員会 副委員長 髙村 裕

委 員 小薗江政勝

委 員 鈴木小百合

委 員 坂本 修一

• 国民意識醸成委員会 委 員 相馬大吉郎

委 員 山縣 広希

- 事務局 局 員 兼目雄一朗

局 員 薄井 和樹

局 員 白石 哲也

局 員 辻 信弘

・財政局 局 員 石川 哲也

2015 年度 一般社団法人日立青年会議所

理事会費・登録料・年会費

	理事	一般メンバー
理事会費	¥10,000-	¥ 0-
登 録 料	¥40,000-	¥ 40,000-
年 会 費	¥80,000-	¥ 80,000-
50 周年準備積立金	¥10,000-	¥ 10,000-
合 計	¥140,000-	¥130,000-

一般社団法人日立青年会議所 2015年度年間スケジュール								
Da	te		種別	回数	会議名	開催時間	開催場所	
	1日	木						
	2日	金						
	3日	±						
	4日	日						
	5日	月						
	6日	火						
		水						
			15日立	第1回	理事会議	20:00~	事務局	
	8日	木	15茨城		北エリア理事長会議	19:00~	高萩市内	
	9日	金	10-22-3%	# 1 년	北エグル珪事民伝成	19.00**	同秋川門	
	10日	±						
	11日	日						
	12日	月						
	13日	火						
	14日	水	15日立		1月例会			
	15日	木						
2015/1	16日							
2010/	17日							
	18日		15茨城		水戸JC 賀詞交歓会			
	19日			/r		20.00	本	
	20日	火	15日立	第1回	財政局会議 役員会議	20:00~	事務局 水戸	
	21日							
	22日	木	15日本		京都会議 ↓		京都	
	23日	金			↓ 			
	24日	±	15日本	第1回	→ 総会 		京都	
	25日				↓ 			
	26日				<u> </u>			
	27日		15日立	第1回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ	
	28日							
	29日							
	30日	金						
	31日	±						

Date				回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	日	15茨城 15茨城	第1回	会員会議所会議	13:00~	ホテルテラスザガーデン水戸
	2日	月	15次州		合同開講式		
	20	Н	1 戸 苯 提	英 0 回	工则以办尽会 学		₩ =
	3日	火	15茨城	第2回	正副財政局会議		水戸
	4日	水					
	5日	木	15日立	第2回	理事会議	20:00~	事務局
	6日	金					
	7日	±					
	8日	日					
	9日	月	15茨城	第2回	北エリア理事長会議	19:00~	北茨城市内
	10日	火					
	11日	水					
	12日	木					
	13日	金					
	14日	±					
2015/2	15日	日					
	16日	月	15日立		2月例会		
	17日	火	15日立 15茨城	第2回 第2回	財政局会議 役員会議	20:00~	事務局 水戸
	18日	水	100(1)	у,- П	KAZIW.		
	19日	木					
	20日	金					
	21日	±					
	22日	日					
	23日	月	15日立	第2回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	24日	火					
	25日	水					
	26日	木					
	27日	金					
	28日	±	15茨城	第2回	会員会議所会議		

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	П					
	2日	月					
2 3 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	3日	火	15茨城	第3回	正副財政局会議		水戸
	4日	水					
	5日	木	15日立	第3回	理事会議	20:00~	事務局
	6日	金 ·					
	7日	±					
	8日	日					No. 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10
	9日	月	15茨城	第3回	北エリア理事長会議	19:00~	常陸太田市内
	10日	火					
	11日	水					
	12日	木					
	13日	金					
	14日	±					
	15日		15日立		3月例会		
2015/3	16日						
	17日		15日立	第3回	財政局会議	20:00~	
	18日		15茨城	第3回	役員会議		水戸
	19日						
	20日	金					
	21日	±					
	22日	日	15日本	第2回	総会		横浜
	23日	月					
	24日	火	15日立	第3回会	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	25日	水					
	26日	木					
	27日						
	28日		15茨城		笠間JC50周年記念式典		
	29日		15茨城	第3回	会員会議所会議		
	30日						
	31日	火					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	水					
	2日	木	15日立	第4回	理事会議	20:00~	事務局
	3日	金					
	4日	±					
	5日	日					
	6日	月					
	7日	火					
	8日	水					
	9日	木					
	10日	金					
	11日						
			15関東		関東地区フォーラム		
	12日		10		INACIE VI		
	13日	月					
	14日	火					
	15日	水					
2015/4	16日	木					
	17日	金					
	18日		15日立		4月例会		
			15茨城		牛久JC30周年記念式典		
	19日		15日立	笠4回		20.00-	車 政 巳
	20日	月		第4回	財政局会議	20:00~	事務局
	21日	火	15茨城	第4回	正副財政局長会議		水戸
	22日	水					
	23日	木					
	24日	金					
	25日						
	26日						
			15日立	第4回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	27日		.544	71 TEI	17X 17X	23.00	
	28日	火					
	29日	水					
	30日	木					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	金					
	2日	±					
	3日	日					
	4日	月					
	5日	火					
	6日		15日立	第5回	理事会議	20:00~	事務局
	7日	木	1002	赤り凹	在	20.00	平4万 四
	8日	金					
	9日	±					
	10日	日	15茨城		ブロック大会記念事業		
	11日	月					
	12日	火	15茨城	第4回	北エリア理事長会議	19:00~	ひたちなか市内
	13日	水					
2015/5	14日	木					
	15日	金					
	16日	±					
	17日	日	15茨城		茨城南JC40周年記念式典		
	18日	月	15日立	第5回	財政局会議	20:00~	事務局
	19日	火	15茨城	第4回	役員会議		
	20日	水	15日立		5月例会		
	21日	木					
	22日	金					
	23日	±					
	24日	日					
	25日	月	15日立	第5回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	26日	火					
	27日	水					
	28日	木					
	29日	金					
	30日	±	15茨城	第4回	会員会議所会議		
	31日	日					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	月					
	2日	火					
	3日	水					
	4日	木	15日立	第6回	理事会議	20:00~	事務局
	5日	金					
	6日	土					
	7日	日					
	8日	月					
	9日	火					
	10日						
			15JCI		アジア太平洋会議 コタキナバル大会		
	11日				↓ 		
	12日						
2015/6	13日	±			\		
	14日	日	4	## o 🗆	↓ ↓ Dutle A = ±	22.00	****
	15日	月	15日立	第6回	財政局会議	20:00~	事務局
	16日	火					
	17日	水					
	18日	⊁					
	19日	金					
	20日	±	15日立		6月例会		
	21日	日					
	22日	月	15日立	第6回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	23日	火	15茨城	第5回	正副財政局長会議		水戸
	24日	水					
	25日						
	26日						
	27日						
	28日						
	29日		15茨城	第5回	北エリア理事長会議	19:00~	日立市内
	30日	火					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	水					
	2日	木	15日立	第7回	理事会議	20:00~	事務局
	3日	金					
	4日	土	15関東		関東地区大会三浦大会		
	5日	日			↓		
	6日	月			<u> </u>		
	7日	火					
	8日	水					
		木					
	10日						
	11日						
	12日						
	13日						
	14日		15茨城	第5回	役員会議		水戸
	15日						
2015/7	16日						
	17日		15日本		サマーコンファレンス		横浜
	18日	±	1004		↓ ↓		1.
	19日	日			<u> </u>		
	20日	月					***
	21日	火	15日立	第7回	財政局会議	20:00~	事務局
	22日	水					
	23日	木	15日立		7月例会		
	24日	金					
	25日	±	15茨城	第5回	会員会議所会議		日立
	26日	日					
	27日	月	15日立	第7回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	28日	火					
	29日	水					
	30日	木					
	31日	金					
							I .

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	H					
	2日	日					
	3日	月					
	4日	火	15茨城	第6回	正副財政局長会議		水戸
	5日	水					
	6日	木	15日立	第8回	理事会議	20:00~	
	7日	金					
	8日	±					
	9日	田田					
	10日						
	11日						
	12日						
	13日						
	14日						
2015/8	15日	土					
	16日	日	4 = ++ 1-4	th o 🖂	U ∪ _ m +	10.00	****
	17日	月	15茨城		北エリア理事長会議	19:00~	高萩市内
	18日	火	15日立	第8回	財政局会議	20:00~	事務局
	19日	水					
	20日	木					
	21日	金					
	22日	±	15日立		8月例会		
	23日	日					
	24日	月	15日立	第8回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	25日	火	15茨城	第6回	役員会議		水戸
	26日	水					
	27日	木					
	28日	金					
	29日						
	30日						
	31日						
	5 1 H	/7					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	火					
2015/9 2015/9 11 11 12 12 22 22 22 22 22 2	2日	水					
	3日	木	15日立	第9回	理事会議	20:00~	事務局
	4日	金					
		土	15茨城	第6回	会員会議所会議		
	5日		15茨城		ブロック大会 土浦大会		
	6日	日	103(4%		フェノノハム 工川八ム		
	7日	月					
	8日	火					
	9日	水					
	10日	木					
	11日	金					
	12日	土					
	13日						
	14日						
2015/9	15日		15日立		9月例会		
	16日	水	1207		9万阿玉		
	17日	木					
	18日	金	15日立	第9回	財政局会議	20:00~	事務局
	19日	H					
	20日	日					
	21日	月					
	22日	火					
	23日						
	24日		15日本	第64回	全国大会 東北八戸大会		八戸市
	25日						
					↓ ↓		
	26日				↓		
	27日	日			<u> </u>		
	28日	月					
	29日	火	15日立	第9回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	30日	水					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	*					
	2日	金					
	3日	±					
	4日	日					
	5日	月					
	6日	火	15茨城	第7回	正副財政局長会議		水戸
	7日	水					
	8日	木	15日立	第10回	理事会議	20:00~	事務局
	9日	金					
	10日						
	11日						
	12日						
	13日	火					
2015/10	14日	水					
	15日	木					
	16日	金					
	17日	±					
	18日	П					
	19日	月	15日立	第10回	財政局会議	20:00~	事務局
	20日	火					
	21日	水					
	22日	木					
	23日	金	15茨城	第7回	北エリア理事長会議	19:00~	北茨城市内
	24日	土	15日立		10月例会		
	25日						
	26日		15日立	第10回	役員会議	20:00~	カーサービスセキヤマ
	27日						
	28日		15茨城	第7回	役員会議		水戸
	29日						
	30日						
	31日	I					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	日					
2015/11 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1	2日	月					
	3日	火	15JCI		JCI世界会議 金沢大会		金沢市
	4日	水			↓		
			15日立	第11回	↓ 理事会議	20:00~	事務局
	5日	木			↓ 		
	6日	金			<u> </u>		
	7日	±			↓ ↓		
	8日	日			<u>↓</u>		
	9日	月					
	10日	火					
	11日	水	15日立		11月第1例会		
	12日						
	13日		15関東		ありがとう関東地区		
	14日			ケフロ			
2015/11	15日	日	15茨城	第7回	会員会議所会議さよならブロック		
	16日	月	15日立	第11回	財政局会議	20:00~	
	17日	火					
	18日	水					
	19日	木					
	20日						
	21日						
	22日						
	23日		15D±	华11 □	小吕 △註	00.00	
	24日	火	15日立	弗Ⅱ凹	役員会議	20:00~	
	25日	水					
	26日	木					
	27日	金					
	28日	土	15日立		11月第2例会		
	29日						
	30日	月					

Da	te			回数	会議名	開催時間	開催場所
	1日	火					
	2日	水					
	3日	木					
	4日	金					
	5日	土					
	6日	日	15日立		12月例会		
	7日	月					
		火					
		水					
	10日		15日立	第12回	財政局会議	20:00~	
	11日						
	12日						
	13日		4 F 🗆 🛨	年10 日		00.00	
	14日	月	15日立	弗 12凹	役員会議	20:00~	
	15日	火					
2015/12	16日	水					
	17日	木	15日立	第12回	理事会議	20:00~	
	18日	金					
	19日	H					
	20日	日					
	21日	月					
	22日	火					
	23日	水					
	24日	木					
	25日	金					
	26日	土					
	27日						
	28日						
	29日						
	30日						
	31日	不					

2015年度日本青年会議所、関東地区協議会 茨城ブロック協議会



我らの成長が、この地域の未来を創る

柴田剛介

人は人生という絵を描く画家 私はいままでどんな絵を描いてきたのか これからどんな絵を描こうとしているのか

【はじめに】

人口6,000人のまちで育った少年期。先輩から貰った一着の古い柔道着を大切に、日々道場に通っていた。それは私にとって頼もしい友であった。「襤褸は着てても心は錦」とはよく言ったものだが、当時の私はそんな言葉も知るよしもなく、ただただ強くなりたい一心で練習に励んでいた。今から思えば、そのとき抱いていたのは幼さゆえの劣等感だったのかもしれない。いつか真新しいそれを身に着けたいと心の奥底では思い続けていた。その後進学のため、上京することとなる。私は3畳一間のアパートに下宿を決めた。決して十分な環境とは言えなかったが、その部屋の窓から見える景色は、無限の可能性を映し出し、私は新たな人生のスタートを切った。

物事には必ず始まりがある。その始まりは人それぞれに違うものであり、それは不 平等であるかもしれない。その気まぐれに現れる不平等という感情は、私に期待感と 健全な劣等感をもたらし、それらは絶えず新しい目標を与えてくれた。

私の心には部屋の窓から見えた景色が、今なお鮮明に残っている。人は誰でも、目を閉じると絵が思い浮ぶ。それはこれまで歩んできた軌跡であり、心の拠り所となる。 また、その軌跡の先端には必ず目標があり、それが人々の希望となるのである。

人は人生という絵を描く画家である。やがて私は、社会に出て、企業の人となり、 地域の市民となり、その都度目標を与えられ、振り返れば自分なりの絵を描いてきた。 そしていま、私にかつてなく大きな目標を与えてくれているのは青年会議所であり、 これから新たな絵を描こうとしている。

物事は見えるものだけが本質ではない 「何が起こっているのか」核心を明らかにする必要がある 核心を追求し続けるところには、必ず青年がいる

【一人の青年の核心から一世紀】

20世紀初頭アメリカ第4の都市であったセントルイスは、同年にオリンピックと 万博が開催されるなど、文化的、芸術的に繁栄した流行発信の都市であった。そのセントルイスに伝わる文化を守るために、ハーキュレイニアム・ダンス・クラブを主催 する一人の青年がいた。その青年とはヘンリー・ギッセンバイヤ・ジュニア。JCの 創設者である。ある日、彼は市議会議員コローネル・ヒューズ・N・モルガンとのミ ーティングの中で、一つの核心にたどり着くこととなる。

当時セントルイスには、一本のハイウェイが開通し、その文明的発展は人々の希望となっていた。しかし、本当に住み良いまちをつくるのは文明だけではなく、そこには人々の心の拠り所となる文化が必要であり、それらを守れるのは市民の力であるという核心だ。ACTIVE CITIZENSHIPである。そして1915年10月13日、最初のチャプターとして進歩的青年市協会(YMPCA)を設立することとなる。これがJC運動の始まりである。

核心を追求する青年は時として時代に風穴を開ける。それは昔も今も同じだ。誰もが経験したことのない難問にぶつかるのは、核心を追求する青年だからであり、JCが先駆者と言われる所以でもあろう。成功、失敗全てを経験する。そして、この経験をすべて後世のために伝えていく。JCとは、そのような組織なのである。

一世紀前の一人の青年の志と、今を生きる我々の志は、何一つ変わっていない。

【人生のものさしとは】

人は物事を評価するとき、組織の規模や経験の長さなど、数値的に判断しがちである。時には、その人の人生までも数字で判断してしまうこともある。しかし、人生は決して数字では評価できないと私は考えている。何故なら、人々の幸せにどれだけ貢献できたかが、人生を評価する唯一のものさしだと確信しているからである。

『成熟したナショナリズムと民間外交、

そして地域経営を通じて、日本の繁栄を願う。』

これが日本青年会議所2015年度の普遍的な考え方である。人々の幸せにどれだけ貢献できるのか。この人生のものさしをもって日本の繁栄を目指そうではないか。

私たちは深く結ばれている 国と私たちはもっと深く結ばれていく 国のかたちを描くのは青年の任務だ

【東日本大震災から学んだ成熟したナショナリズム】

日本人として生まれたことを誇りに感じずにはいられない。東日本大震災がもたら した津波は無残な傷痕を残したが、日本とはどのような国なのかをあらためて見直す 機会となった。

震災直後、多くの人々は誰の要請を受けたわけでもなく被災地に駆けつけた。同じ日本という共同体に暮らす仲間のために、いま自分ができることを自ら考え、行動に移したのである。一人でも多くの仲間の安否を気遣い示した行動は、世界から賞賛を受けた。何故、多くの人々が支援に動いたのか。それは日本という国自体が、自然に成立した国家だからである。翻って、民族、言語、国土、文化、宗教というナショナリズムの五大要素がほぼ一致し、しかもそれが自然に成立した国は世界でも日本くらいであろう。連綿と続く共通の文化や伝統の中で価値観を共有し、何かあった時は互いに助け合うといった心があり、そこには顔や名前を知らなくても家族であるという絆が存在している。私はそれを成熟したナショナリズムと呼ぶ。

忘れがちなこのナショナリズムの大切さを、人々は震災によって再び気づくこととなる。日本の底知れぬ力を知るとき。日本人として再び誇りを取り戻すのである。

【国史を学ぶことが安全保障の基本】

世界各地では、思想や宗教を背景とする国家間・民族間の紛争や対立が起きている。 かつて文明国の多くも、強力な指導者の下で戦い、国家の統一や維持を図ってきたことは歴史が語っている。一方日本は、そのようなイデオロギーの紛争や対立でできた 国家ではなく、共通の文化や伝統の中で価値観を共有することによってできた、26 74年の悠久の歴史を誇る万世一系世界最古の自然国家である。

そのような自然国家である日本は、諸外国と比べ遥かに安定した秩序を有しており、世界に誇れる国家となっている。この安定した秩序が保たれているのは、日本には地球全体を大きくゆっくりと流れる深層海流のような、2674年の悠久の歴史が流れているからであり、その中には日本固有の精神が宿っている。また、日本は外来文化を受け入れても、それらはあくまでも大海の表層を流れる水流のようなものであり、決して日本の歴史や精神を失うことはない。それらを日本流にアレンジをしてしまう

こと、時には自らの手で流行をつくり出してしまうことができるのは、日本の底知れ ぬ力の表れであり、そこには深層海流のような歴史と精神があるからである。だから こそ、日本は何処の国よりも崇高な理想を持つことができるのだ。

しかし、いまの日本はどうであろう。驚くことにこの誇るべき日本の歴史が、国内では日本史と呼ばれ世界史と同列に扱われている。そもそも日本史は、日本語が教育の場では国語と呼ばれるように、国史と言われるべきであって、若者が国史を学ぶことは世界を見ても常識と言ってよい。つまり、諸外国を見てみると国史について知らない国民は皆無なのである。しかしながら、どれだけの日本国民が国史、例えば日本の建国について理解をしているであろうか。残念な話だが、アメリカであればジョージ・ワシントン、中国であれば毛沢東の存在を知っている日本国民の方が多いかもしれない。これでは到底、日本が当り前の国だとは言えないのではないだろうか。

未来を担う小中学生を中心に、国史を学ぶ機会をつくり、日本を誇りに感じずにはいられない、そんな教育への取り組みを進めたい。

【日本人としての生き方】

日本では、「相手のために利害を考えず尽くすこと」は、何も特別なことではなく、 自然と日常の中で繰り返し行なわれてきた。

これは自己犠牲と言った仰々しいものではなく、物事を相手の目で見て、相手の耳で聞くといった相手を慮る心である。この心が日常における人間関係の潤滑油となり、社会生活に豊かさを与えてくれている。身近なことでいえば、「玄関にさりげなく季節の花を飾りお迎えをする」や「夏の来客時には、玄関に打ち水をしてお迎えをする」などの心配りである。これらは道徳以前の、相手を慮るという情緒であり、自然国家である日本においては人間関係を構築する基本だ。日本人は、何が善で何が悪かという道徳律と共に、「何をすることが美しいのか」という民族特有の行動基準を持っているのである。つまり、「どう生きることが美しいのか」という美意識である。この独特の行動基準によって、日常生活の態度や姿勢から社会生活の倫理までが形づくられている。ある人の生き方に触れたとき「美しい」という感動が自然と湧き起ってくる時がある。人間同士の信頼関係は、規則や道徳を越えて、この感動の共有を通じて生まれてくるのである。

いま私たちは日本人としての生き方が問われており、それは「どう生きることが美しいのか」という美意識に大きく依拠している。

【理想の国家像を示す】

憲法とは、国家に権力を付与、制限すると同時に、主権者である日本国民がどのような国家体制を築いていくか、その基礎となる法規範である。しかしながら、現行憲 法施行後67年が経ついま、一度も日本国民の声を聴く機会がなかった。

近年、安全保障や平和維持、自然保護など、我々を取り巻く環境は大きく変わり、改憲・護憲の議論や憲法解釈についてメディアなどで目にする機会が増えた。この潮流で日本国民の憲法に対する関心度が高まりつつあるが、2015年に戦後70年目を迎える日本において重要なのは、主権者である国民一人ひとりが建国の父になったつもりで、日本の歴史や精神に誇りをもち、世界が憧れる憲法を描いてみることである。2012年、日本青年会議所は改訂版日本国憲法草案を発表した。この草案をもとに論議を尽くし主権者意識の醸成を図ると共に、国民投票の投票年齢を改正法施行から4年後に「18歳以上」に引き下げることが議論されているいま、未来の有権者である若年層でもWEBやSNSを使った憲法論議を起こしていきたい。

不易流行という言葉があるが、日本が連綿と受け継いできた歴史と精神、即ち「不易」と、時代と共に動く社会に適合すべきところ、即ち「流行」を見定め、いまこそ 理想の国家像を示すときである。

【安全で安心な国をつくる】

北方領土や竹島の不法占拠、尖閣諸島領海侵犯並びに空域の管轄権主張など、国境問題や事件は優れたリーダーが現れないと解決に向かわない。しかし、我々はその出現をただ待つわけにはいかない。

北方領土は、占領前の生活やポツダム宣言後の惨事の語り部である島民の方々の高齢化が進み、一日でも早い返還が望まれ、竹島は、自国のナショナリズムの高揚のために不法占拠されており、時間と共に両国間の国民の関係が悪化している。また、この瞬間も力を背景とした一方的な行為によって、南シナ海では国家間の対立が続いており、東シナ海でも日本の領海への侵入が相次ぎ、海上保安庁や自衛隊が高い緊張感を持って警備を続けている。その中、国会では尊い命を守るため、限定的な集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更が閣議決定され、法整備に向かっている。だからこそいま、安全保障という観点で領土領海領空について正しい知識と強い意志を持ち、安全で安心な国をつくる主権者意識を高めていきたい。

正しい情報を日本国民に対して完全に開示していくことが、健全な歴史観と世界秩 序の中で生きているという自覚へとつながるのである。

また、排他的経済水域を含めると日本の国境は格段に広がり、その権益面積は世界で6番目の大きさとなる。まさに海洋国家といえるだろう。そこには6,852の美しい島々が存在し、豊富な天然資源と共に日本国民を優しく豊かに包み込んでくれて

いる。このかけがえのない財産をどのように守り発展させていくか。北方領土を中心に島々を調査し、未来を担う子供たちと共に30年後のビジョンを描いていきたい。

生活を豊かにしてくれる解は必ず存在する。子供たちが夢を描き続ける限り、日本 は世界に誇れる安全で安心な国であり続けるのである。

【誇れる政府をつくる】

主権者(有権者)によって選ばれた政治家は、日本国民の生活を豊かにするために 政治を執り行なう。また、その政治家によって管理される組織が政府である。つまり、 政府の質は主権者(有権者)の質が反映されているのである。

これまで各選挙において立候補者が、故郷を誇りに思える教育を掲げているか、また労働生産性の高い政策を掲げているかなど、日本青年会議所の事業の観点から点検をしてきた。また、WEB上に若年層をターゲットとした「eーみらせん」をつくり、立候補者の生の声を届けることで、政治参画への関心度を高め政策本位による政治選択を推し進めてきた。さらに全国で公開討論会を開催し、クロストーク型を用いるなど、政策の違いだけではなく、立候補者の政治家としての力量や人となりまでも届けてきた。成熟した民主主義国家において、国や地域を良くするために与えられた手段は紛争や暴力ではなく選挙である。2015年3月、統一地方選挙が行なわれるが、これを好機として捉え、自らの責任で誇れる政府や地方自治体をつくる主権者意識を高めていきたい。

いまの政治を非難する前に、日本国民は主権者として政府の一部を担っていることを自覚し、自らの意思を示すときである。

世界の中の日本を強く意識する 世界に貢献できる国がある その担い手こそ日本の青年だ

【国益を生む諸外国との民間外交】

これまで日本青年会議所は、民間外交を通じて世界の平和と安定に努め、日本の繁栄という目的達成のために世界中を飛び回ってきたが、創立当初から比べると世界情勢は激変している。間違いなく今世紀、世界の生産と消費の中心となるのは、中国やロシアを含んだユーラシア大陸であり、日本が現在の豊かさを維持するためには、こ

の中国やロシアとの関係がこれまで以上に重要度を増すことは否定できない。

特に、中国は長い歴史を見ても日本との関わりが深い国である。近年この中国の急激な経済成長が良い意味で競争を生み、更なるアジアの繁栄ひいては日本の繁栄につながっている。1986年からカウンターパートである中華全国青年聯合会とは2009年に「日中中期ビジョン5ヵ年計画」を結び、2014年「日中未来友好協定」を締結する。アジアを牽引する良きパートナーとして、先駆者的経験を積む日本青年会議所とアジアの大国を支える中華全国青年聯合会が手を結び、アジアの平和と安定に向け未来志向な関係を構築していきたい。

また、ロシアも文学・武道・アニメなど日本文化が浸透し、親日的で、価値観を共有できる大国である。この価値観の共有は、産業や教育面において互いの理解に対して障害が少なく時間を要しない。この両国間の成熟した関係において行なうオポラロシアとの交流は、戦後世界史上もっとも経済的に繁栄した日本企業の技術と経験が、今後更なる両国間の繁栄に意義深い成果を導くと確信している。また、日本とロシアの学生たちの交流も、両国間の未来に明るい兆しとなるであろう。文化体験を軸とした互いの価値観を共有する未来志向な事業は、彼らを深い友情で結び、それは一律の友好だけではとどまらず、国家を支える人材育成ひいては両国間の平和と安定へとつながる、かけがえのない国益となるのである。

また、視野を広げると混沌とした社会情勢の中で迷走し、公平な機会が与えられない、もしくはその機会を十分に活用出来ず産業基盤が築けない国も多く存在する。しかし、それらの国々には可能性を秘めた若者をはじめ多くのリソースが存在し、そこにこれまで我々が青年経済人として培ってきたアントレプレナーシップが加われば、その国の産業発展や雇用創出だけにはとどまらず、国際社会における日本の存在感は高まるであろう。これまでの経験を活かし、あらゆる国際舞台で貢献できるJAYCEEとして活躍の場を広げていきたい。

確かに政府間では解決に取り組まなくてはならない課題や問題が山積している。日本の繁栄を考えると自分の価値観を押し付けるのではなく、互いに誠意をもって相手を理解することが民間外交では重要なことであり、決して個別の問題で全体の利益を見失ってはいけない。相手の目で見て、そして相手の耳で聞く。そんな日本の心を忘れずに相互の理解を深めていきたい。その心の共有こそが、世界を恒久的な平和に導いてくれることを信じてやまない。

【リーディングNOMとしての責任】

J Cは青年による組織らしく爽やかな風が吹く組織であることを願いたい。世界中で苦しむ人々のために、互いに助け合い、経験を分かち合う、そんな国際的なネット

ワークである。確かに世界には不平等な環境下で生活する人々は多く、それを乗り越 えようとする経験の度合いに差があることも仕方がない。しかし、そこには国家とし て人として上下や優劣があるものでは決してない。

戦後日本において、どの組織も国際社会で明確な立ち位置がない中、1951年5 月にカナダモントリオールで開催された第6回JCI WORLD CONGRES Sでフィリピン出身のラモン・デル・ロザリオJCI会頭が、JCには国境も民族も 関係ないと、JCIにかつての敵国であった日本のJC代表団を受け入れたことは有 名な話であるが、この精神と我々の先輩方の国際社会への復帰に対する情熱があった からこそ、いまの我々が存在することに感謝しなければならない。つまり63年が経 ったいま、JCIのリーディングNOMまで成長させて頂いた日本青年会議所が、こ の恩を未来へ送るべく、JCIを通じて国際社会へ貢献していくことは何も特別なこ とではなく自然な行ないなのである。また世界で殆ど類を見ないが、我々のバッジに は国連マークが刻み込まれており、近年JCIは、その国連が掲げる国連ミレニアム 開発目標(UN MDGs)に全面的に協調そして協力を行なっている。この目標期 限は2015年で最終年度を迎えるが、運動の意義や目的を絶やさぬよう世代を問わ ず身近にできる国際貢献ICI NOTHING BUT NETSキャンペーンを 草の根運動として展開し、市民一人ひとりの一歩が国際社会に大きく変革をもたらす ことを伝えていきたい。併せて日本の小中学生には、国連の施設や国際貢献の活動内 容について肌で感じる機会を提供し、国際社会の一員である意識醸成を図ると共に、 その彼らの成長を応援する、そんな社会をつくっていきたい。

世界には何の罪もない子供たちが笑顔を失っている事実がある。しかし、人は不平等であっても公平でなければならない。 63年前、我々も優しく手を差しのべられたように、温かい心をもって貢献することが国際社会から本当の信頼を得ることにつながるのである。

【日本のファンづくり】

悠久の歴史を誇る自然国家日本に住み暮らす人々は、生きることに誠実に自らの価値観を磨き上げてきた。そんな価値観で溢れた日本は、世界に誇りたくなるくらいの美しい共同体をつくり上げている。明治中期その日本を訪れたパトリック・ラフカディオ・ハーンやイザベラ・ルーシー・バードたちは、日本の心に触れ、感動し、ファンになっていった。

2015年度も国内外問わず、日本の心をもって日本のファンづくりを行なっていく。心に触れての感動があればこそ、必ずやファンになってくれるし、これは未来に大きな幸福をもたらすに違いない。これが民間だから自由で楽しくできる外交なので

ある。また、一人の青年の核心から始まったJC運動は、いよいよ100周年を迎える。この記念すべき年にJCI WORLD CONGRESS金沢大会が国内で開催される。日本らしさが随所にある都市で開催されるこの大会は、過去日本を訪れた偉人たちと同様に、世界中のJAYCEEに日本の心という感動体験を与えるだろう。そして、各地会員会議所が大切に育んできた日本の心を、参加者全員で共有できる機会にしたいと思う。

この日本のファンづくりは、改めて我々に日本の底知れぬ力を知らしめてくれる。 日本人としての誇りを取り戻すこと。これが何事にも代えがたい国益なのである。

自分たちの地域を見つめ、改革する 地域の文化と現代の文明を組み合わせる 地域再興の先頭に立つのは青年だ

【イノベーションを起こす思考をもつ】

イノベーションを起こす人は、既存のアイデアを組み合わせることができる人である。 決してゼロからつくり出すことが求められているわけではない。イノベーションは「何故こうなっているのか」、「どこに問題があるのか」といった核心の追求から生まれるのである。

いまの日本は戦前戦中とは違い、電気、水道、電話そして教育機関などの社会基盤は整備され、最低限の生活には困らないほどの環境が整った。このような状況下だからこそ、それぞれの地方の特色を活かした発展を考えるべきであり、そこに住まう人々の意識もそのように変化してくるであろう。地方のことは地方に住まう人々が一番知っている。いつまでも国家に頼る中央集権型ではなく、地方分権等自立自活して発展する地域経営主義で地域再興を目指そうではないか。地方で人々が大切に守り続けてきた文化にフォーカスして魅力の発見と再興を図っていきたい。そしてその活動を通じて、日本のこれからの文明の在り方について考えていこう。

【制度改革、目的税を活用した地域再興計画】

アベノミクス効果や東京オリンピック効果で日本全体の景気は上向き傾向であるが、 地方に目を向けると、まだ何か慢性的な疾患があるようで、自覚症状はあるが、その 具体的な病名や治療方法がわからない状態である。地方に再び日が昇るには、機能不 全に近い基礎自治体に大きくメスを入れ、それぞれ独自に有する唯一無二の文化や自然、伝統や歴史等の価値をいま一度再認識し、十分な機能を発揮できるように施術する必要がある。

現在の日本は、かつての国家主導による国土の均衡ある発展を目指してきた「地域開発」の時代から、地域が自らの智慧と資源を活用することが求められる「地域経営」の時代への過渡期にある。これは付加価値の高い地域特有の文化や自然、伝統や歴史などの「地域資源」を用い、地域に住まい、地域を愛する「地域人材」が「地域経営」を行なうということである。そのためにはまず、内閣官房に設置された地域活性化統合本部による「構造改革特区制度」並びに「地域再生計画」を大いに活用すべきである。前者は、一定区域内における規制緩和を通じて地域の活性化を促した点で、地方分権等自立自活した後の地域のあるべき姿を先取りする社会実験の役割を果たし、後者は、「地域が自ら考え、行動する。国はこれを支援する。」といった国の地域政策だからである。また、地方分権一括法により可能となった「法定外目的税」も存分に活用し、いかに地域の資源を高付加価値とするか、戦略的な経営者視点で各地会員会議所と共に進めていきたい。

地方がこのまま慢性的な不況で、殺伐とした地域と成り下がるか、それとも先駆者として課題を乗り越え、再興を遂げた地域となり脚光を浴びるのか、それは一概に政治家や官僚ばかりの裁量や責任ではなく、我々青年の肩にかかっているのである。

【再び日本が注目される日】

2013年9月8日、2020年夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市を決める国際オリンピック委員会(IOC)総会がブエノスアイレスで開かれ、東京が選ばれた。1964年夏季五輪が東京で開催されて以来56年ぶりに、世界中の若者に夢と希望を与える祭典がやってくるのである。

この夏季五輪開催で、未来を生きる人のためにどれくらいの遺産を残せるのか、これが日本の再興に深く関わってくる。施設などの有形の遺産に加え、ボランティアやスポーツを通じたライフスタイルなど無形の遺産は、今後日本に新たな光を照らしてくれるだろう。また過去もそうであったように、世界中の人々は日本の底知れぬ力を目の当たりにすることになる。世界中から訪れるオリンピックファンが日本のファンになる。そんな中期戦略を打ち出していきたい。

【モノ消費からコト消費へ】

地域活性化の大きな基盤は、定住促進と交流人口拡大の二つである。このうち交流

人口拡大は、どの地方もそのための潜在的力を秘めている。観光立国推進基本法に基づき、2012年3月30日に閣議決定した「観光立国推進基本計画」の効果もあり、2013年、初めて外国人観光客の数が1,000万人を超え、今後間違いなく日本に感動体験を求めて訪れる観光客が増えることが予想される。

また、20世紀末頃から世界各国で日本ブームが静かに高まりつつある。無形文化 財として2013年に登録された「和食」、食器や伝統工芸品などの職人技、アニメ やマンガのクールジャパン、おもてなしなどのホスピタリティは、興味や物珍しさの 域を超え、日本人の日常の生活が世界中の人々から好感されていることを示している。 その中で、世界の人々が最初に来て驚くのが、未体験の日本人の美意識との接触であ る。歴史に裏付けされた技と想像力、斬新なアイデア、繊細な気遣いなど、そうした 人々の新鮮な驚きによって浸透してきたのがこんにちの日本ブームだ。その最大の特 徴は「五感に触れての感動」を通して、「心に触れての感動」に至る感動体験の深ま りである。これら日本を代表する文化は、地方を中心とした地域経営の最大の武器で もある。しかし、これまでのような基礎自治体単位でのまちづくりでは、モノ消費が 主流となり、コト消費に対応することが困難である。つまり、この取り組みだけでは 産業発展、雇用創出には限界があり、地方分権等自立自活した地域をつくり出す一歩 を踏み出せない。ところで、世界では滞在型観光業は自動車産業より大きいというが、 JCのネットワークを駆使することで、そこには地域経営の活路がある。それは潜在 的観光客に合わせた観光目的地を、地域に住まう人々と日本に在学する感性豊かな留 学生が共に企画し、滞在型観光をつくるという戦略である。これまで各地で磨き上げ てきた「地域のたから」をはじめ、慣習やサブカルチャー、近代工業や職人の技など にもフォーカスを当てたコト消費を主流とする感動体験が、地域再興を現実のものと してくれるのである。また、これら共通の財産をもつ地域は決してライバルではなく、 中期的ビジョンを掲げ、世界を舞台に戦える友でもあるのだ。

そこに住まう人々が豊かでないと、その地に訪れる人は現れない。地域経営による 日本再興の解は、我々の日常生活の中に存在するのである。

【音楽とスポーツの力によるまちづくり】

音楽やスポーツは私たちに感動や勇気を与えてくれる。この心に触れる感動体験は、 言葉では表現できない力があり、どんな有能な識者が持論を訴えようとも、勝ること はできない。そんな音楽やスポーツを通じて生涯忘れられない体験をしている子供た ちで溢れるまちの姿は、住まう人々にとって心の拠り所となるのである。

2014年、東日本大震災からの真の復興に向けた4本の柱からなる新たな指針が 策定された。この中の1本である「未来へつなぐプロジェクト~音楽のちから~」で 発表された「未来へつなぐメッセージ」は、復興のシンボルとして被災地と被災者に 心を寄せ、真の復興を成し遂げるためにつくられた曲である。心に深く傷を負った子 供たちの言葉や表情を感じ、その思いを歌詞やメロディーにのせたこの曲は、被災地 そして日本全体に力強く夢や希望を与えるだろう。そして、この曲を合唱する子供た ちの姿が全国に広がれば、2020年夏季五輪開催までに、必ずや被災地に明るい兆 しが見えてくるに違いない。

また、一般社団法人日本サッカー名蹴会と日本青年会議所は2014年からJCカップをスタートする。サッカーは人生に似ていると言われ、人々を惹きつける魅力がある。人生は、勢いがあり押す時もあれば、勢いを失い押される時もある。人生の師匠は横で励ますだけでゲームには参加しない。まさにサッカーは人生を観客に見せているかのようだ。名蹴会が掲げるグッドルーザーの精神を身に纏った子供たちが全国から集まる大会は、地域の人々に夢や希望を届けてくれるに違いなく、この大会を地域全体で盛り上げる、そんな社会をつくりたい。そして、大会に参加した子供たちの中から、2020年夏季五輪、日の丸を背負う選手が誕生することを心から願う。

世界共通の文化がある 未来を担う同志もいる だからJCの可能性は無限にあるのだ

【JAYCEEのものさしとは】

どこの国や地域でもJCの活動は、JCI CREED、JCI MISSION、 JCI VISIONの唱和から始まる。これはJAYCEEがJC運動の基盤となる同じ綱領や使命を確認するものであり、我々もこれを大切に守り続けてきた。

世界でもトップの組織力を誇る青年の団体を、一世紀に亘り維持そして発展させてきた背景には、このセレモニーをはじめとしたJCの決まり事を大切にする文化があったからであることは、歴史が語っている。また、そのことは同じ志をもつメンバーが国内はもとより、世界中に多く存在することを教えてくれる。全国には696の会員会議所があり、日々それぞれの地域の問題や課題と誠実に向き合い運動を展開している。その基盤にあるのがJCプロトコルともいえる各地で連綿と受け継がれてきた所謂「決め事」である。全国の会員会議所にとってメンバーの減少や、在籍年数が少ないメンバーが多くなってきているいま、JCがJCであり続けるために、「決め事」を当たり前に行なえる文化を支える取り組みをLOM支援として進めていきたい。

全国には同じ志で歩みを進める仲間が35,000名いる。これは地域そして日本 やがては世界により良い変化を及ぼす大きな可能性そのものであることに他ならない。 JCの一体感や同一性を確認できる機会を会員会議所と共有することで、同じ時代を 生きる青年として絵を描いていきたい。そして、共に光り輝くJAYCEEであり続 けようではないか。

【同志が集う組織】

青年会議所という組織が市民から見て魅力的な組織であるのか。同志が集う組織であり続ける為には、この議論を避けては通れない。これは決して世間への迎合ではなく、我々の存在が市民にとってリーダーそして希望となっているのかを意味している。もし、我々がビジョンを掲げ、事業を磨き、市民意識変革の運動を怠るようであれば、一体誰が時間や費用を掛けてまで青年会議所に所属する意義を見出すのであろうか。同志が集うか否かは、我々が地域の抱えている課題や問題を的確に捉えるだけの知識や見識を持ち合わせ、その解決に向けて大きくメスを入れる強い意志と実行力を持ち合わせているかにかかっているのである。ここに組織の継続・発展の核心がある。確かに組織である以上、数値的発展は質的向上をもたらすことは事実である。しかしながら、そのことに捉われすぎて、本来青年会議所のすべき学び舎としての日々の研鑽と事業をもって同志を増やすことを忘れてはいけないのである。

近年の696会員会議所の会員拡大の功績には深い敬意を表したい。全盛期には60,000名を超えるメンバー数を誇った日本の青年会議所も、バブル崩壊、リーマンショックなどの経済不況の煽りを受け、全国的に会員数が減少の一途であったが、ここにきて増加の兆しが見えてきたのは大きな成果である。2015年も地域の特性を理解するリーダーであるブロック協議会会長を中心に、会員拡大・資質向上研修を実施していくと共に、理事長が描く事業に対しても側面的支援を行なっていきたい。

日本の底知れぬ力の源泉は地域にある。基礎自治体を支える主権者である市民を動かすのは、696会員会議所がつくる尊い運動である。我々は、地域そして日本の再興に向けて、その支援を惜しんではならない。

【市民と青年会議所をつなぐ】

ソーシャルメディアサービス等の利用者急増により、市民と接する情報媒体や情報 量が飛躍的に増大している。その環境下では、単に一方的な情報発信だけでは、受け 手に対して発信者側の意図が伝わりにくい時代となっている。これからの情報発信は 「市民に何を伝えたいのか」ではなく、「市民をどのようにしたいのか」という発想へ の転換と、その目標に向けてのアプローチを設計する時代が到来している。

全国には先駆的な事例として各地に伝えたい輝かしい事業を行なっている青年会議所が数多く存在している。またそれ以外にも、国内外間わず、地域の発展のために直向きに汗を流す若者も数多くいることにも敬意を表したい。その周りには、同志のみならず市民や行政が存在し、互いに助け合い、未来という絵を描いている。問題や課題と誠実に向き合い生き抜く姿、そしてリーダーとして自信に満ち溢れた目が、その地域の希望となっているのである。これらの功績に対して、我々が主体となり日本全体で賞賛し応援できる環境、つまり市民と青年会議所をつなぐ最適な設計図をコミュニケーションデザインとしてつくっていきたい。

一人から始まった運動が、地域そして日本やがては世界を変革する。そんな可能性 に市民が気づくとき、彼らもまた夢を描く青年や若者と共に、その実現に向けて一歩 を踏み出すのである。

また2014年、新・日本風景論を発表した。日本には、四季折々の旬の味覚や、実用から芸術として鑑賞される工芸、思いやりと奥ゆかしさが表れたしぐさ、美しさと厳しさの中で育まれた雄大な自然など、まだ我々が知らない日本らしさが多く存在する。併せて、世界から注目を浴びるアニメやマンガ、コスプレなどのクールジャパンも現代を代表する日本らしさである。これらを後世のみならず世界に伝えるために、本書籍の改訂を進めると共に、日本の底知れぬ力を市民並びにJAYCEEが誇りに感じる、そんな機会を創出していきたい。

評価を恐れず果敢に挑む 壮快さと秩序 両立を適えるのはJAYCEEの使命である

【青年会議所という組織】

青年会議所という組織は、各分野の第一線で活躍する異なった職種や地位の若者で構成されている。しかしながら、入会すればそのような背景は全く関係なく、公平に議論の場が与えられ、鎬を削りながら論を交わし、自他ともに修練そして成長する、そんな青年らしい潔さで満たされた道場でもある。その姿がこの組織の尊さであり強さでもあるのだ。

そのような青年で構成される青年会議所は、全国ほぼすべての地域に存在する。また地域を見渡すと、青年会議所の精神を身に纏った先輩も、各界で充実しており、我々

の組織を支えてくれている。そのような状況下では、市民、行政、企業などとの関わりが深くなるのは必然であり、組織の公益性や透明性への関心度が高まるのも自然の摂理である。しかし、我々が社会からの評価を過度に意識するようでは、運動の壮快さを欠いてしまうのも事実である。つまり青年である特権を活かし、時代を切り拓く先駆者として果敢に挑む姿勢を持ち続けるためにも、この組織を支える運営の担いは大きいのである。運動と運営。この両輪がいつも互いに相乗し合う関係にあるからこそ、運動の壮快さと運営の秩序が両立する盤石な運動体を形成することが可能となるのである。

日本青年会議所の組織運営の秩序とは、公益法人として内閣府が定めた要件を始め、知的財産権や肖像権保護などの法令の要素と、形式を重んじた厳格な諸会議運営を始め、費用対効果や相対支出が適合した財政出動などのJCプロトコルの要素から成り立っている。これらすべての要素は個別で管理されるのではなく、運動の質を飛躍的に向上させるためにも、有機的なつながりをもって血液が循環していることが求められている。この循環が停滞すると、たとえ事業予算やアイデアがあろうとも、最高のパフォーマンスを発揮する運動体を形成することはできない。即ち我々は「何をする組織であるのか」を問う前に、「どのような組織なのか」が問われており、まずは人間でいう人格を形成しなければならないのである。

運営は運動を側面的に支える立場であるからこそ、誰よりも広い視野と長期的な展望をもった同志でなければならない。そして、そこには共により良い運動をつくるといった日本の心が欠かせないのである。

これからの半生を賭けて絵を描こう JAYCEEの持つ潔さと誠実さで 美しい未来が訪れるように

【誠実であるということ】

JCに入会する転機が訪れる。当時、金沢に所縁がない私であったが、先輩の配慮もあり、今風で言うと入会規程の解釈の変更により晴れて一員となることができた。そして、これまでこの組織の中で様々なタイプのリーダーと巡り合えている。聡明で戦略的な人。表現が豊かで人を魅了する人。無口であるが実行力がある人。朝方まで熱く語り続ける人もある意味リーダーであった。ただ、そのリーダーたちに共通して言えることは、物事に対し誠実であるということである。この誠実さとは、人間の根

源に触れる部分であるが故に誰からか教わるものではない。自らの日々の行動によって自然と身に付くものである。だからこそ、誠実に向き合っている人の姿は美しく、人々を引き付ける魅力となっている。JCという共同体に対し誠実なリーダーが、私にとって真のリーダーであった。

志を立て自分を振り返るため、故郷を訪れてみた。昨日のように記憶は甦ってくるが、少年期大きく感じたまちは、なんだか少し小さくなったような気がした。文明は人々の希望となり、文化は心の拠り所となる。そんな理想をもってJCをやってきた私であるが、もっと国や地域に対し誠実さが必要なのであろうと感じた。

『人生は栄枯盛衰であり儚く、誰でも必ず衰える時が来る。その時その相手に、優しく手を差しのべ、歩み寄れる人間こそが、本当の信頼を得ることができる。』 そのようなことを教わったことがある。これは人生だけではなく、国や地域に対しても言えることなのかもしれない。

あなたを待つ人は必ずいる。

一度しかない人生。

リスクヘッジなJCはやめて、

もし、あなたが決めたなら、それにすべてを賭けようではないか。

この潔い思い切りこそ青年らしい。

失敗してもいい。

それどころか、どうせ失敗するなら派手に失敗しようではないか。

全てが成果であり、だからJCは面白い。

そこにJAYCEEがいる限り、

底知れぬ力をもつ日本は必ず再興できる。

必ずである。

すべては未来を生きる人のために。 先駆けよう、JAYCEE。 美しく先駆けよう。

公益社団法人日本青年会議所 2015年度 基本資料(案)

基本計画 (基本理念・基本方針)

基本理念

文化と文明が生み出す 「底知れぬ力」による日本再興

基本方針

- 1. 成熟したナショナリズムによる国民意識の確立
- 2. 心が通う民間外交による国際社会への貢献
- 3. 戦略的な地域経営による地域の再興
- 4. JCプロトコルを基盤とした包括的なLOM支援
- 5. 壮快な運動を支える秩序ある組織運営

公益社団法人日本青年会議所 2015年度 基本資料(案)

事業計画

- [1] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所に重点的に依頼する運動・事業
 - 1. JCI NOTHING BUT NETSキャンペーンの推進
 - 2. 統一地方選挙における公開討論会の推進
 - 3. 新・日本風景論の共創による改訂及び推進
- [2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、 参加や参画など協力を依頼して行う事業

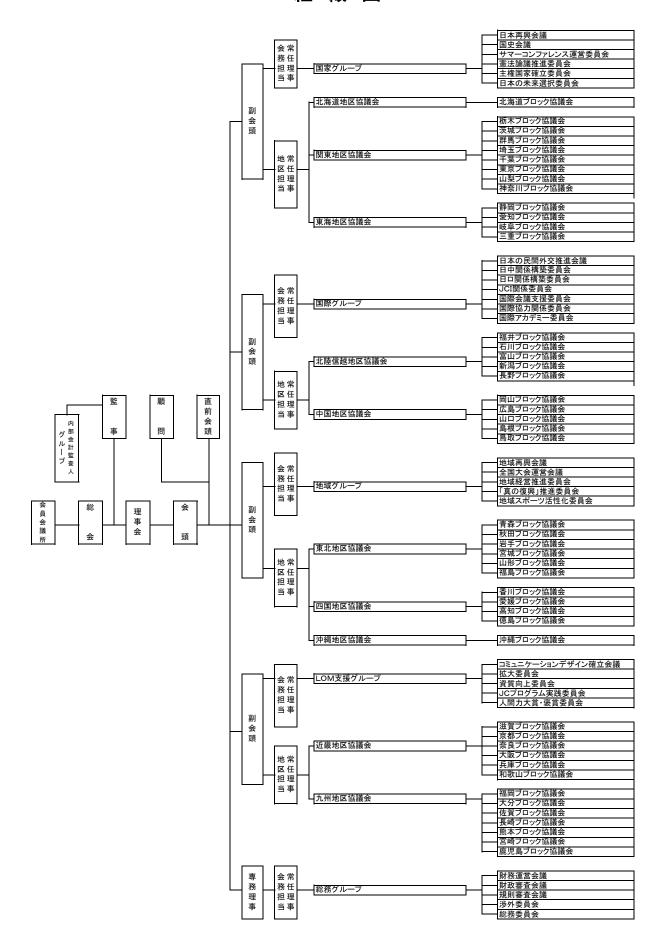
京都会議
 サマーコンファレンス
 ブ月】

- 3. 全国大会(八戸)
- 4. 国際アカデミー
- 5. 人間力大賞
- 6. 褒賞
- 7. 各種視察団・使節団の派遣
- 8. 国際協力
- [3] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1.	JCI	ASPAC(マレーシア/コタキナバル)	【 6月】
2.	JCI	グローバルパートナーシップサミット	【 7月】
3.	JCI	WORLD CONGRESS(日本/金沢)	【11月】
4.	JCI	アワードへの申請	【6月•11月】
5	JCI	NOTHING BUT NFTSキャンペーンの推進	【诵年】

[4] 日本青年会議所が行う運動・事業

公益社団法人 日本青年会議所 2015年度 基本資料(案) 組 織 図



公益社団法人日本青年会議所 2015年度 年間公式スケジュール

	1 🗆) 🖪	2	В	A	В	г	В		В	7.5		0 🗆	1 0	В			10)			
	1月		2月	3.		4.		5.		6		7,5		8月	1	月)月	11		12	-
正副会頭会議	8日 (木)	5日 19日 26日	(木) (木) (木)	5日	(木)	2日 16日	(木) (木)	1日 14日	(金) (木)	1日 18日	(月) (木)	2日 15日	(木) (水)		4日 17日	(金) (木)	1日 15日 29日	(木) (木) (木)	19日	(木)	3日 17日	(木) (木)
常任理事会	9日 (金)	20日	(金)	6日	(金)	17日	(金)	15日	(金)	19日	(金)	16日	(木)		18日	(金)	16日	(金)	20日	(金)	18日	(金)
理事会	23日 (金) (京都)	21日	(土)	7日	(土)	18日	(土)	16日	(土)	20日	(土)	17日 (横)	(金) 浜)		19日 25日 (ノ	(土) (金) (戸)	17日	(土)	21日	(土)	19日	(土)
ブロック会長会議	23日 (金) (京都)	21日	(土)	7日	(土)	18日	(土)	16日	(土)	20日	(土)	17日 (横)	(金) 浜)		19日 25日 (ノ	(土) (金) (戸)	17日	(土)	21日	(土)	19日	(土)
総会	24日 (土) (京都)			22日 (横	(日)										26日 (ノ	(土)						
JCI諸会議	JCI常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM) 12日 (月)							6日	会議(水)	3日	(水)	24日	MYE) (金)						JCI世	(火)		
	~18日 (日)							~9日 アメリカ 20日 ~23日	(土) 地域会議 (水) (土)		(土) ・太平洋 会議 (木) (日)	グローバルバン シップサ (GP	トミット rs) (火)						~8日	(日)		
NOM主要事業	京都会議 (京都) 22日 (木) ~25日 (日)											国際アカ (東) サマーコンジ (横) 18日 ~19日	京)]大会 戸) (木) (日)						
財政審査会議	4日 (日) 5日 (月)	14日 15日	(土)			11日 12日	(土)	9日 10日	(土)	6日 7日	(土)	11日 12日	(土) (日)		12日 13日	(土)	10日	(土)	14日 15日	(土)	12日 13日	(土)
公益審査会議		27日 28日	(金) (土)																			
コンプライアンス 審査会議	4日 (日)	14日 27日	(土)			11日	(土)	9日	(土)	6日	(土)	11日	(土)		12日	(土)	10日	(土)	14日	(土)	12日	(土)
その他	<u>JCI諸会議</u> 【JCI常任5 【アメリカ地域	里事会/理	事会】ア				・中東地			リカ(セ ・(アクラ			也域会議】	】トルコ(イス:	タンブー	ル)						

【アメリカ地域会議】ボリビア(コチャバンバ)【アフリカ・中東地域会議】ガーナ(アクラ)【ヨーロッパ地域会議】トルコ(イスタンブール) 【アジア・太平洋地域会議】マレーシア(コタキナバル)【グローバルパートナーシップサミット】アメリカ(ニューヨーク)【世界会議】日本(金沢)

公益社団法人日本青年会議所 2015年度スローガン

美しく先駆けよう! すべては未来を生きる人のために

東海地区 愛知ブロック 刈谷JC 寺田 博正(てらだ ひろまさ)君

選管書式:3 2014年6月26日

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会 2014年度 選挙管理委員会 委員長 高森 一政 殿

公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会 2015年度会長立候補 意見書

公益社団法人 小田原青年会議所

佐藤 友彦

■はじめに

終戦から70年という歳月が過ぎ、先人たちの弛まざる努力と功績によって我が国、日本は物質的や経済的に平和で豊かな社会となりました。しかしながら、一方で夢をもてず希望を抱く事の出来ない若者の増加や地域の衰退、少子高齢化など今日の日本は多種多様な喫緊の課題や解決を急ぐ問題が山積しています。多くの人々がこの先の未来に危惧をしながらも、今日の平和と豊かさがいつまでも続くのだろうと信じて問題解決に向けて行動せずに、誰かが何とかしてくれるだろうという他力本願な空気に包まれてしまっているのです。若者が夢と希望を抱くことのできる、明るい未来へと導くには、国民一人ひとりが主体性と協働意識を持って行動することが最も重要ではないでしょうか。また、未来を見据えて当事者意識を高め、そして他者を思いやることのできる個が集まり、小さなことを至誠を以て実行し、それを積み重ねることで、やがて大きな収穫となるのです。

現在の日本は第二次安倍政権の発足によって放たれた3本の矢からなる、アベノミクスにより最優先政策と位置付けられる経済再生は一定の効果をもたらし経済は上昇傾向にあります。また、国民が歓喜に沸いた2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催は準備期間から開催までに大きな経済効果が予測されます。そして忘れもしない・・・。いや決して忘れてはならない・・・。2011年3月11日。東日本大震災から真の復興を遂げた姿を全世界に向けて発信する最大の機会となり国民の期待感も高まっているのです。かつて私たちの先人が戦後の焼け野原から世界第二位の経済大国になるまでの復興を果たした時と同じく今こそ青年経済人である私たちが国民的な一体意識と主体意識を醸成し、一円融合となる運動を行っていかなければなりません。関東から日本を元気にする。明るい未来への懸け橋となるべく力強く運動を展開し日本の礎とならなければなりません。

■ 主権者の一人としての義務

(1) 政治、国家への関心を高める、公開討論会の推進

私たち日本人は、この世に生を受けた時点で主権者としての基本的な人権が守られていることは素晴らしことでありますが、しかしながら、どれだけの人々が自らの国の問題に関心を示し、日本という国家のあり方や未来を真剣に考えているのでしょうか。

何よりも今、重要視するべきことは、国民が選挙権という権利の意味とそれを有する尊さを私たちも含め、国民一人ひとりが改めて認識をして国家への帰属意識を高めていくことであります。また、先達の大きな功績によって、現在ではブロック協議会や各地会員会議所の主催による、公開討論会が全国の至るところで開催され、社会に大きく波及し市民への浸透度も高いものとなりました。しかしながら、政治や国家そのものに興味を抱かず、関心をもたない有権者は減少しているとは言えない状況であります。

また、国としても昨年の7月に実施された参議院議員選挙より、公職選挙法が改正され有権者の政治への参画意識を一層高めようとインターネットの活用が解禁となった結果、若年世代の政治への関心度は幾分高まったことは事実ではありますが決して高いものではありません。特にこの先の日本を背負う世代である高校生や大学生に政治への関心度をより高めていくためにも、官・学との連携をはかりながら効果的な発信を継続して実施する必要があるのです。そのためにも、2015年度は今後、開催される選挙に備えてブロック協議会や各地会員会議所が公開討論会を開催する上で有権者がより候補者の政策を深く理解することの出来る設えや手法を学ぶ機会を提供したいと考えます。2015年度も引き続き、8ブロック協議会と手を携えて各種選挙においての公開討論会を推進し、有権者に政策本位による票を投じていただくことに貢献をしていきます。

そして、日本青年会議所本会と連動して、国民意識変革に向けた発信を継続的に行うことで政治や国家への関心を高め、主体的な国民国家へと導く意識の醸成を図っていきます。 日本国民が国家への帰属意識を高めることこそが国民国家日本の実現につながるのです。

(2) 自主憲法制定に向けて

日本国憲法は、占領下の昭和22年にGHQの提案を元にして草案が作られ、それを帝国議会が可決したことにより成立して以来65年以上が経過する中で一度も改正されていません。そもそも、憲法というものは国の基本的なあり方を示す決まりであって日本国民が日本という国をどのような国にしたいと思うのかが書かれているものなのです。しかしながら、国体を表すべき現在の憲法前文には自国の歴史と未来像となる箇所は一切記載されておらず、国民の権利を主とするものであり、国家を重んじる我が国『日本らしさ』が全くないのです。日本の地理的意義をはじめ、この国の成り立ちや歴史・伝統を重んじて他人を慮るなどの日本人の精神性を明記して、国体として誰がみても日本という国家のあり方が理解出来る様に表現するべきなのです。また第三章『国民の権利及び義務』の第十三条によって個人が国や社会に優先して尊重されており、その結果行き過ぎた個人主義社会を創りだす要因となっているのです。日本人の精神性の特徴である利他の精神を盛り込

み、個人も公の責任を負うべきなのです。そして、国旗は日章旗、国歌は君が代と記し、 なによりも天皇は日本国の元首であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は将来に わたって不変のものであることも明記するべきではないでしょうか。

そして、第九条のみならず国体としての憲法、時代としての環境権、非常事態に対する 条項、2010年5月18日から施行された国民投票法など自主憲法に対する知識と見識 を高めるために憲法の本質と憲法そのものの重要性を説き、今どうするべきなのか、なぜ 改正しなければならないのか、改正することで今後の未来にどのように影響するのかを国 民一人ひとりが理解する場を設けて自らの国の憲法は自らが創るという自主憲法制定に向 けた国民意識のさらなる向上を目指していきます。

■公の精神をもった徳あふれる人材育成

日本国は四方に海を擁し、豊かな自然に彩られた美しい国土のもと、万世一系の天皇を 日本国民統合の象徴として仰ぎ、国民が一体として成り立ってきた悠久の歴史と伝統を有 する世界的に見ても類まれな誇りある国家であります。しかし、国体を変えてしまった占 領下においての7年間とGHQによって作成された日本国憲法施行以降、国体を支えてき た日本固有の美徳や日本人の互敬の精神は行き過ぎた個人主義によって失いつつあり歴史 観を持たぬ国民が増えてしまったのです。それ故に自国に誇りをもてず未来に希望がもて ない子ども達が増加してしまっているのです。

このような状況の中、憲法の改正に先駆け平成18年に教育基本法が60年ぶりに改正されました。新教育基本法には、戦後教育で軽視されてきた豊かな情操と道徳心を培うこと、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育の目標として盛り込まれました。しかしながら、施行以来8年が経過した今、一定の効果はありつつも社会全体に浸透したとは言えない状況ではないでしょうか。2015年度も8年の歴史をもつ関東地区協議会の代表的な事業である硫黄島ミッションを継続し正しい歴史認識を学ぶとともに、先人たちが決死の覚悟をもって死守した場を訪れ、国体を支えてきた日本人のこころを感じる機会をもちます。また、国体としての歴史観、日本固有の美徳である互敬の精神の意義、本質を十分に理解できる場を提供し自国への誇りあふれる、利他の精神を基軸とした道徳心を兼ね備えた人材を育成してまいります。

■地域の魅力の向上から活力ある関東の創造へ

現在の日本は少子化が急速に進行し高齢化社会の一途を辿っています。現在、我が国の総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者であり出生率も約1.4%と依然低く、2040年には高齢者の割合が総人口の約40%を占める自治体が全自治体の半数にもなるとの統計があるほど少子高齢化による人口の減少が切実な問題となっています。また、地方圏においては若年女性が都心部での仕事を求め故郷を離れることから若年女性の人口減少率は

歯止めのかからない状況であります。その結果、全国に特別区を含め1742の地方自治体が存在しますが、25年後の2040年には896の自治体になるとまで言われています。また、グローバル化の影響による急激な環境変化によって多くの地域では企業の生存や未来の社運をかけた競争が激化し都市部や中心市街地の空洞化が否めない事実となっています。そして、今日まで地域を発展させてきた大きな要因である特有の歴史や伝統や文化も人々の公に対する意識の低下と人間関係の希薄化によって地域に古より存在する魅力を伝えきれずに衰退していく地域も数多く存在しているのです。

このような状況を鑑みて、今日まで地域活性化に向けて行政をはじめ様々な団体が多くの事業などに取り組み、活性化にむけた対策を講じてきました。その結果、地域によっては地域ブランドが確立され活性化すると同時に地域としての価値を大きく高めた事例も多く存在します。しかしながら、成功した地域が選択した手法やノウハウはすべての地域に転換できるものではなく、活性化が進んでいる地域と停滞している地域が一目で表されます。そして、私たちが日々、住み暮らすこの関東にもかつての賑わいが薄れ、衰退傾向にある地域は決して少なくないはずです。人にそれぞれの個性があるように地域にもそれぞれの特性があります。まさに今、地域を良く知り地域に根差した活動を日々行っている私たちがまちづくりのプロフェッショナルとなり、再び地域に活力が漲り人々の自信と誇りとなる魅力ある地域を創造するために、それぞれの地域が抱える特有の課題の解決の糸口となる独自性と想像力を兼ね備え、存在する特有の資源を有効活用して地域の未来をデザインすることの出来るリーダーの育成に注力していきます。

■次代を担うJAYCEEの増強

戦後の爪痕が色濃く残る1949年9月3日。我々の先達たちは「新日本の再建は我々青年の仕事である」と、生きたくとも生きられなかった人々の魂に報いる為に自分達が確かな時代を築き、必ずこの国を豊かな国にするのだと誠に高い志を立て青年会議所は産声をあげました。この国に青年の運動の灯がともされてから66年たった現在までに、日本の青年の運動は時代の変化に応じながら、社会のニーズを的確に捉え、多種多彩な運動を展開してきました。その中で唯一、拡大運動は時代を超越しながら一貫して行われて来た運動であります。その理由は、何時どんな時代であろうがこの国が「明るい豊かな社会」を実現するためには、決して欠かすことのできないものだからであります。

しかしながら、近年は会員の減少に悩むLOMは少なくありません。また、現在の青年会議所への平均在籍年数は4年5か月と短くなり、多くの貴重な経験と学びを得られる機会を十分に活用出来ていない現状があります。地区協議会として為すべき役割は8ブロック協議会が158の会員会議所にて展開される会員拡大をより戦略的に進めるためにアドバイザーの育成を行っていきたい。それと同時に、本会と8ブロック協議会と綿密に連携を図りながら一体となって、トップリーダーである158会員会議所の理事長をはじめ会員拡大担当者の背中を後押しするべく、問題点を把握すると共に情報の集約を行い連絡調整機関としての役割を果たしてまいります。

■大規模災害にも備えるネットワークの構築と絆の醸成

2011年3月11日に発災した東日本大震災によって、この国は「戦後」社会から「震 災後」社会への歴史的転換を迎えました。あらゆるリスクを「想定外」とする社会から、 起こりうるリスクを「想定」する社会への転換です。予測をはるかに超越する地震の規模 と津波の被害は福島第一原子力発電所の事故からなる放射能問題をはじめ多くの社会問題 と今後の課題として私たち国民に対して現実に起こった事実として突きつけたのです。

また、2012年5月の茨城県西部・栃木県南東部をはじめ翌年には埼玉県越谷市・千 葉県野田市等で竜巻・突風災害が発生しました。さらには、2014年には2月14日か ら15日にかけて各地で記録的な大雪となり、各交通機関の麻痺をはじめ甚大なる被害を もたらせました。私たちはこうした事実から日々生活をする1都7県においてもあらゆる 自然災害が起こり得るという事を改めて認識して、この先の未来に起こり得る災害に対し てJCがどう向き合っていくかを明確にしていかなければなりません。東日本大震災の発 災直後に関東地区災害支援ネットワーク(KADSネット)は発動し、それから4年の月 日が経過しようとしています。1年ごとにその歩みを進め、「防災・減災・備災」の有事に 対する準備としくみ作りを強化してまいりました。2015年度は現在までに構築された ネットワークを再度検証して、あらゆる事態に対応できるかを確認するとともにそれぞれ の地域において、産・学・官との連携を図らなければならない重要性を伝えます。また災 害に対する危機管理能力を備えるためには、『自助』・『共助』・『公助』からなる地域の垣根 を超えた広域なネットワークと相手を思いやる絆を強化することで今後、想定できる様々 なリスクから身を守る大きな要因となり災害発生後の回復の速度と力を高めていくのです。 政治、経済の中心である首都、東京を擁する関東地区においては、更に広く強固なネット ワークと深い絆が必要不可欠であり、首都直下型大規模災害が発生した時に、想定される 国家機能の停止など、様々なリスクを回避し国民の生命と財産を守る国家づくりに対して も意識を高めて行動していかなければなりません。

■関東地区協議会の役割

(1) 公益社団法人格としての役割

関東地区協議会は公益社団法人日本青年会議所の下部組織として、本会の定めるコーポレートガバナンスに準じて組織としての健全性・透明性・効率性を高め常に公の利益を追求しながら運動を展開するためにガバナンスの強化をはかり公益法人として市民から求められ更に社会から必要とされる団体として運営をしていかなければなりません。また、青年会議所運動の根源は地域に根差した運動や事業を展開している会員会議所であります。2013年度に法人格の移行猶予期間が終了してから1年を迎えようとしています。8ブロック協議会を通じて158会員会議所の現状を把握したうえで、各地会員会議所が円滑に地域での運動や事業を推進できる支援体制を構築します。

(2) 日本JC本会と8ブロック協議会との架け橋として

日本の青年会議所は国家青年会議所である、日本青年会議所(NOM)と各地会員会議所(LOM)の2つの運動体によって構成されています。地区協議会とブロック協議会はNOMとLOMを結ぶ情報の伝達経路であると同時に連絡調整機関であります。また、日本青年会議所本会が喫緊の課題として取り組む国家問題や国民意識を醸成する運動を広く波及していくにはブロック協議会の役割は重要であります。ブロック会長の皆様と互いに手を携えて日本青年会議所本会との連携推進運動を力強く推進するとともに各地会員会議所の状況を最も理解し一番身近なブロック協議会と相互関係を構築するための議論を重ねる機会を設け、各地会員会議所の運営面での悩みや地域の問題などを集約して本会に迅速に報告と対応をしてまいります。

(3) 先進的な情報発信から人の集う仕組みの構築へ

IT技術の高度化や普及によって情報化社会は格段の進化を遂げてきました。その結果、世界に目を向ければ長期間に亘り、維持・運営されてきた政権を揺るがし国家を崩壊させ新たなる国家を誕生させるまでのものとなりました。

活用の仕方次第では「人と人とのつながり」・「人と地域とのつながり」・「人と社会とのつながり」をより深める事の出来る必要不可欠なツールではないでしょうか。しかしながら、私は青年会議所に入会してから本年までLOMやその年の出向先で必ずといって良いほど開催する事業の集客についての議論に多くの時間を費やす場面や、計画通りに進まず頭を悩ます光景を目の当たりにしてきました。関東地区協議会として主催する事業はもとより本会の連携推進運動や8ブロック協議会、158会員会議所が主催する事業に対して現状よりもさらに多くの人々が集い関東地区内158の地域にて展開する運動を広く波及させるための仕組みの構築にむけて着手してまいります。

(4) 開催地域の発展につながる活力ある地区大会を目指して

158会員会議所、8000名の会員を対象として開催する地区大会は各地より多くの会員が相集い、関東地区協議会の特色であるスケールメリットを最大限に活用しブロック協議会、LOMの垣根を越えた交流の機会を通じて新たなる出会いの場・友情をさらに深める場として関東地区協議会が設立される以前から開催され63年もの長岐に亘り、その歴史を紡いできました。また、関東地区協議会が展開してきた運動の意義や目的と成果を参加者と共有するとともに、開催地域はもとより周辺の地域市民に対して発信する最大の場でもあります。そして、主管をいただく会員会議所が活動エリアとする地域の歴史、文化、伝統をはじめとする資源を最大限に活用すると同時に、多くの人々が集う事業を開催することで開催地域の素晴らしさを体感できる大会を目指します。

さらには、主管青年会議所と一体となり周辺市民のまちづくりへの参画意識を高めると ともに開催地のファンを多く作ることで交流人口の増加をはかり、人的・経済的な還流か らなる地域活性化に向けての仕組みをひとつのモデルケースとして示してまいります。

■むすびに

当然のことながら、人の人生は一度限りのものであります。人は人生の最後の刻を迎えるまで成長する生き物であると信じています。私の人生はJCとの出逢いによって大きく変わり、JCによって育まれたと言っても過言ではないでしょう。そう、JCを通じて出逢った人とのつながりや地域とのつながりによって今も、社会と向き合う自分がいるのです。そして、人は社会から必要とされ行動を起こし、その行動に対しての『ありがとう』という感謝の言葉に喜びと幸せを感じるのです。

志を同じくする仲間のために・・・。

自らを育んでくれたLOMのために・・・。

愛してやまない地域のために・・・。

そしてこの国の民として国家のために・・・。

輝かしいこの国の未来のために、JAYCEEとして、率先して行動していこう・・・。

「積小為大」小さな努力の積み重ねが、やがて大きな収穫や発展に結びつく。 8000人の関東JAYCEEは、個々の身を置く環境は皆違い、発揮できる力も違うかもしれません。しかしながら、私たち一人ひとりが大きな成長を遂げて、『公』という同じ方向をむいて自らができることを積み重ねて、個の力を結集することこそが、それぞれの地域をさらに輝かせ関東から日本を元気にする。ひいては社会を大きく動かす原動力となるのです。私は関東地区協議会第61代会長を拝命するにあたり『このまちに生まれて本当に良かった』『日本という国に生まれて本当に良かった』とすべての若者がこころから誇れる社会の実現にむけて、世界から称賛され誇りある国『日本』の民として『国家』・『地域』のために、そしてなにより、関東地区協議会内158会員会議所のために全身全霊をかけて率先して行動する事を誓い意見書とします。

注意:以上の資料はファイル形式にて公開するため、デジタル資料も一部用意して下さい。

関東地区協議会基本方針(案) 地域力漲る自立自活した関東の再興

関東地区担当常任理事 佐藤 友彦

私たちの地域は、悠久の歴史と文化や豊富な資源に支えられ、政治と経済の中心である 1 2 首都を有し発展を遂げ、現在は、国の展開する政策からなる交流人口の増加や経済効果が 期待され、人々の国や地域への関心度は向上しています。私たちが、地域を愛する人々と 3 共に、地域発展の好機と捉え、多彩な価値観と独自性をもって地域の魅力と価値を高め、 4 人々が主体的に国や地域と関わる地域力漲る自立自活した関東を再興する必要があります。 5 まずは、地域から日本の未来を切り拓くために、本会の事業・運動を推進します。そし 6 7 て、国と地域の未来を正しく選択するために、公開討論会開催の支援と「eーみらせん」 8 の運用を推進し、政策本位による政治選択から自らが国や地域をつくる主権者意識を高め ます。さらに、日本を誇る心を養うために、国史を学ぶ事業と硫黄島事業を連動し、歴史 9 観と国家観を備えた高い見識を習得します。また、成熟したナショナリズムを確立するた 10 めに、他を慮る情緒を捉え、道徳律と行動基準を高めるフォーラムを開催し、日本人の美 11 12 しい生き方を追求します。そして、地域力向上を図るために、資源の価値を高め地域の発 展に向けたプロモーションを行う人材の育成と制度を活用したプランを提示し、地域経営 13 主義による地域再興の意識を高めます。さらに、会員の拡大と資質の向上を含めてLOM 14を支援するために、連携体制の強化とJCプロトコルを実践し、会員会議所の活性化を図 15 ります。また、主体的に行動する人材の育成と市民意識変革運動を加速させるために、地 16 17区大会を開催し、会員の運動意識の昂揚と地域の再興に向けた市民の参画意識を高めます。 地域の発展に向けて主体的に行動する人々が、帰属する国家や地域への愛着心を深めて、 18 訪れる人が魅了され、住み暮らす人々の心の拠り所となる文化と斬新なアイデアから未来 19 への希望を描く文明が重なり合い、地域力漲る自立自活した関東から日本を再興します。 20

2122

23

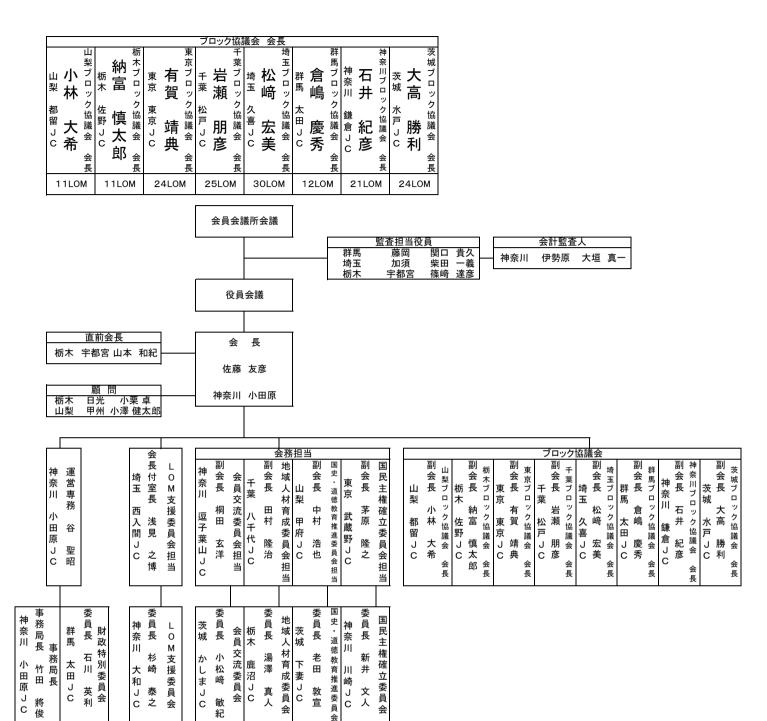
24

<事業計画>

- 1. 本会の事業・運動の推進
- 25 2. 各種選挙における公開討論会実施の支援
- 26 3. 自国を誇る心を養う硫黄島事業の実施・検証
- 27 4. 日本人の美しい生き方を追求するフォーラムの開催

- 28 5. 地域人材を育む事業の実施
- 29 6. 会員会議所の活性化に向けたJCプロトコルの実践
- 30 7. 関東地区大会の開催
- 31 8. 【地区連】「未来へつなぐプロジェクト~音楽のちから~」の推進
- 32 9. 【地区連】JCカップU-11少年少女サッカー全国大会の予選大会の実施

年間事業フレーム 関東地区担当常任理事 佐藤 友彦		全国大会(松山)	世界会議(ライプチヒ)		京都会議(京都)			総会				A S P A C (コタキナバル)		サマコン			全国大会(八戸)		世界会議(金沢)		
運動·事業名	8月 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3	月	4	月	5月	6月	7月		8月	9)	Ħ	10月	11.	月	12月
本会の事業・運動の推進	本	会との連絡	▸調整	整 随時実施・本会(必要に応じブロック・LOM)との連絡・調整(情報・意見交換)																	
JCI NOTHING BUT NETS キャンペーンの推進	支援 本会との連絡・調整							引継													
主権者意識を高める公開討論会の 企画・実施・支援	本会と	の連絡・調	整	支援 計画 随時実施・本会(必要に応じブロック・LOMとの連絡・調整(情報・意見交換) 立案							引継										
新・日本風景論の共に創による 改訂及び推進	本会と	の連絡・調	整	支援 計画 随時実施・本会(必要に応じブロック・LOM)との連絡・調整(情報・意見交換) 立案								引継									
「未来へつなぐプロジェクト 〜音楽のちから〜」の推進	本会との連絡・調整・情報収集			企画	企画・立案 準備 実施 検証			企画・3	文案	案 準備			実施	検証 検証		引継					
JCカップ U-11少年少女サッカー全国大会の 予選大会の実施	本会との	⊅連絡・調惠	೬∙情報収	集	企画·立案	本会と協議	会場	決定		要の 知		準備			予選会の 実施		全国大会 参加		引継		
各種選挙における公開討論会実施の支援	引利	<u>*</u>	調査 企画・立案 コーディネーター 養成塾の開催 検証 ブロックと連携した支援 コーディネーター 養成塾の開催 検証					引継													
自国を誇る心を養う国史を学ぶ事業と 硫黄島事業の実施	引利	<u>米</u>			調査			企画	•立案	(関係	省庁訪問)	準備	報告	勉強会 <i>0</i> 準備	実施	勉強	会	検証		報告	引継
日本人の美しい生き方を追求する フォーラムの開催	引組	引継調査		企画	企画·立案		準備	実施	検証	企画・立案		PR•準備		実施	施検		検証 執		引継		
地域人材を育む事業の実施	引糸	<u> </u>	語]査	企画·立案	本会	きの実	施する	カリキ	カリキュラムへの連携・参画		·画	企画・立案 準備		実施	拖 検証		証		引継	
会員会議所の活性化に向けた JCプロトコルの実践	引利	<u> </u>	調査		企画	:画∙立案		準備	実施	検証	企画·立案		PR•準備		実施	検証			報告	引継	
関東地区大会の開催	引約	<u> </u>	開催日・大会 スローガン確定		主管LOM 締結式				企画·立案				登録 開始		PR•準備 実施		実施			報告	引継



会長選挙管理委員会 委員長 村山 拓行 殿

立候補者氏名 大髙 勝利 印

意 見 書

「愛は行動を伴うもの」

私たち青年会議所は「明るい豊かな社会」の実現を目指し、地域に対して愛を持って運動を推進しています。私たちの言葉がそして行動が、地域に大きな愛情の波を起こし、優しさと強さを兼ね備えた誇るべき地域へとつながっていくのです。

<はじめに>

失われた30年とも言われかねない長期にわたる経済の停滞を打破しようと昨年アベノミクスという経済政策が打ち出され、日本経済は少しずつ好転の兆しをみせています。この茨城においても特区構想や2019年の国民体育大会など、今後に向け良い兆候がみえているのではないでしょうか。私たち青年会議所はこれら明るい材料をチャンスと捉え、すべての可能性を否定せず、この愛する茨城のために歩みを進めていこうではありませんか。そして、私たちが地域の抱える問題を、青年会議所として決して他人事にすることなく、解決に向けて進んでいかなくてはなりません。そこに地域を愛する気持ちがあっても行動を伴わなければ、愛がないのと変わりません。ここに住み暮らす私たちが茨城の魅力を、茨城の素晴らしさを再認識し、美徳あふれる日本人としての精神性と茨城への愛を持ってともに行動し、この地域の未来を切り拓いていくのです。それこそが青年会議所の使命であって、それは自らの成長につながり、私たちの住む茨城の成長にもつながっていくのです。

<地域活性につなぐ>

茨城には、たくさんの「地域のたから」と呼べる有形無形の財産が存在します。その財産が雄大な自然や歴史・文化などを含めた情緒あふれる素晴らしい環境なのです。そして、素晴らしい環境は様々な映画やテレビの撮影場所として活用されているのです。しかし、自分たちの地域の素晴らしい財産がこんなにもたくさんの映画やテレビの撮影場所になっていても、多くの方が知ることも誇ることもなく、実質何も変わっていないと感じているのではないでしょうか。この私たちの愛すべき財産を活かすべく、茨城空港などの「たか

ら」を有効活用し、私たち青年会議所がスケールメリットを活かし、国内外からの観光客 誘致や海外からの投資などにもつなげ、大きな波及効果を生むような「特区」を目指し進 んでいきしょう。それは、私たち自身がそれぞれの地域を知ることにつながり、まちづく りに活用していけるものと考えます。茨城として何も実感のない現状を変えるために、こ の「たから」もそれぞれの特色を活かした地域づくりとして活用していくことで、愛する 地域の活性化へつながり、まちが変わっていくのです。

<住民自治に向けた意識喚起>

私たちは今まで県民に政治へ関心を持ってもらうため公開討論会や様々なセミナーなどの事業を行ってまいりました。しかし、投票率に反映されている通りまだ多くの県民は何も変わらない現状に諦めてしまい、政治や行政に関心を持てなくなっています。だからこそ、憲法改正手続きを定めた改正国民投票法の成立を踏まえ、18歳までの若者に自らの1票で変わる可能性や予感を感じてもらうため、選挙に対する責任感を向上させる選挙教育をしていくことで、若年層への有権者としての意識を養っていかなければならないのです。まずは、憲法という国のかたちの根幹を理解し、自分たちの未来を自身で描いてもらうために、憲法問題を身近な問題として捉えてもらえる改憲に向けた憲法論議の深まる運動を進めてまいります。そして、自立した次世代を担う強い県民であるための意識喚起をするために、愛する地域の未来を考え、魅力あふれる「いばらき」を創造し、一人ひとりがこのまちの誇りとなるべく夢と希望にあふれた真のリーダーとなる次世代を育成してまいります。ひいては、私たちの声を県政に届かせ、反映させるためのJC議連などとのつながりを活かした新たな仕組みづくりを進めてまいります。このようにシステム構築への土台作りを行っていき、有機的につなげていくことで、私たちの意識が変わり、責任を伴った住民自治に向けまち全体が進んでいくのです。

<青少年の成長>

私たちが育ってきたまちには、コミュニティというものが間違いなく存在し、そこで自然と様々なことを教えられ学んできました。近所の知人が、学校の先生が、そして家族がいろいろなことを教え学ばせ、子どもたちのこころの成長を促してきたのです。現在はどうでしょうか。コミュニティのつながりは以前より薄れ、家族間のつながりすらコミュニケーション不足により希薄化し、家庭教育・地域教育が失われ、このままでは子どもたちがどんどん人やまちに関心が持てなくなってしまいます。そして、脈々と受け継がれてきた美徳あふれる精神性をも持つことがなくなり、こころの成長を育めなくなってしまっているのです。青年会議所として、人との触れ合いのある様々なツールを活かし、社会規範を学ばせ、思いやりのこころに触れることで、地域に対する理解・地域への誇りを深めさせ、日本人の持つ美徳あふれる精神性を伝えてまいります。また、自分たちで考え、行動を起こすことの出来る場を提供していくことで、自身の自主性が育まれ、自分たちの未来

は自分たちで切り拓くという気概と情熱を持った人材になっていくものと考えます。ひい ては、子どもたち自身の成長につながり、まちの成長にもつながっていくのです。

<拡大とアカデミーの有機的なつながり>

現在茨城ブロック全体のメンバー数は約1000名であり、例年の拡大運動の成果もあって何とか維持しているのがここ近年の状況であります。全国的にもメンバーの減少が進んでおり、それぞれの会員会議所では、メンバーの減少が顕著であります。この状況を打破していくために、あらゆる手段を考え、私たち自身が行動するしかないのです。この行動が地域の方々に触れ、共感・共鳴することによって、青年会議所の魅力を理解してもらえることへとつながっていくのです。そして、もう一方で大きな問題となっている平均在籍年数4年未満の会員が急増しているという現状があることも忘れてはいけません。だからこそ、茨城ブロック協議会として、各地会員会議所のメンバーが目的意識を持って、率先して行動することが出来る地域のリーダーとなるようなメンバー育成のアカデミーを開催してまいります。また、会員拡大に関する情報提供の場を設け、県内で情報を共有していくことで、各地会員会議所が目標に向かって競争意識が芽生え、一人でも多く私たちの良き理解者を増やしていけるものと考えます。さらに、会員拡大とアカデミー事業という両軸を有機的につなげていくことで「明るい豊かな社会」の実現という強い信念を多くの人と共有し、地域の問題に真摯に取り組み、私たちの理想に近づけていきたいと思います。

<安心・安全な地域づくり>

茨城ブロック協議会として、震災という大きな教訓から多くのことを学び、本年まで減災・防災に向け様々な取り組みを行ってまいりました。これからは、これまでの県内での取り組みをしっかりと検証し、実践を交え、有機的なネットワークを確立させていかなければなりません。まずは、有事の際活用できる災害ネットワークとして、スケールメリットを活かし県外のつながりも含め他団体や行政との連携強化によるプロボノなどを用いたシステムの進化をさせていきます。そして、茨城ブロック協議会として、どこで誰が何を提供できるのか情報を共有していきたいと思います。「自助・共助・公助」の三位一体の減災・防災ネットワークを構築するために、自らの命は自らが守るという意識そして他者への意識を醸成し、行政とのつながりを持つことで、青年会議所の先導による茨城として安全な地域づくりに進んでいくものと考えます。

<茨城ブロック協議会の使命>

茨城ブロック協議会は、県内24会員会議所から出向していただいたメンバーによって、 組織として成り立っています。だからこそ、各地会員会議所に一番近い日本青年会議所と して連携推進運動や協働運動を理解し、積極的に運動の推進そして各地会員会議所への支 援することが私たちの使命なのです。そして、各地会員会議所だけで解決できない問題が あれば、茨城ブロック協議会として自ら進んで出向き、ともに解決に向けて歩んでまいります。また、茨城ブロック協議会の事業・運動によって自分自身の成長につなげていただき、LOMの成長そしてまちの成長につなげていただきます。ひいては、茨城ブロック協議会と各地会員会議所の運動が相乗効果を生み出し、各地会員会議所の負託と信頼に応えてまいります。

<ブロック大会>

会員のみならず広く一般の方々にも参加していただける公益事業としてブロック大会と名称を変え、3回目の大会が土浦の地で開催されます。茨城ブロック協議会最大の発信の場となるブロック大会、開催する意義・目的を主催・主管ともにしっかりと議論を重ね共有していくことで、参加するメンバーに学びや気づきを得ていただき、各々の成長に、そしてそれぞれの地域に持ち帰って様々な運動につなげていただきたいと思います。そして、開催にあたりしっかりとした広報活動を行い、多くの県民に知っていただき、青年会議所への理解を深め、参加いただくことで自らがそれぞれの地域の未来を担っているという意識の醸成を図ってまいります。また、主管会員会議所には、大会を開催したことで多くのつながりを構築し、多くの成長を遂げてもらいます。さらに、それらつながりや成長を開催した後も地域に活かしてもらうことで、未来に向けてより輝く地域へとつながるブロック大会にしてまいります。

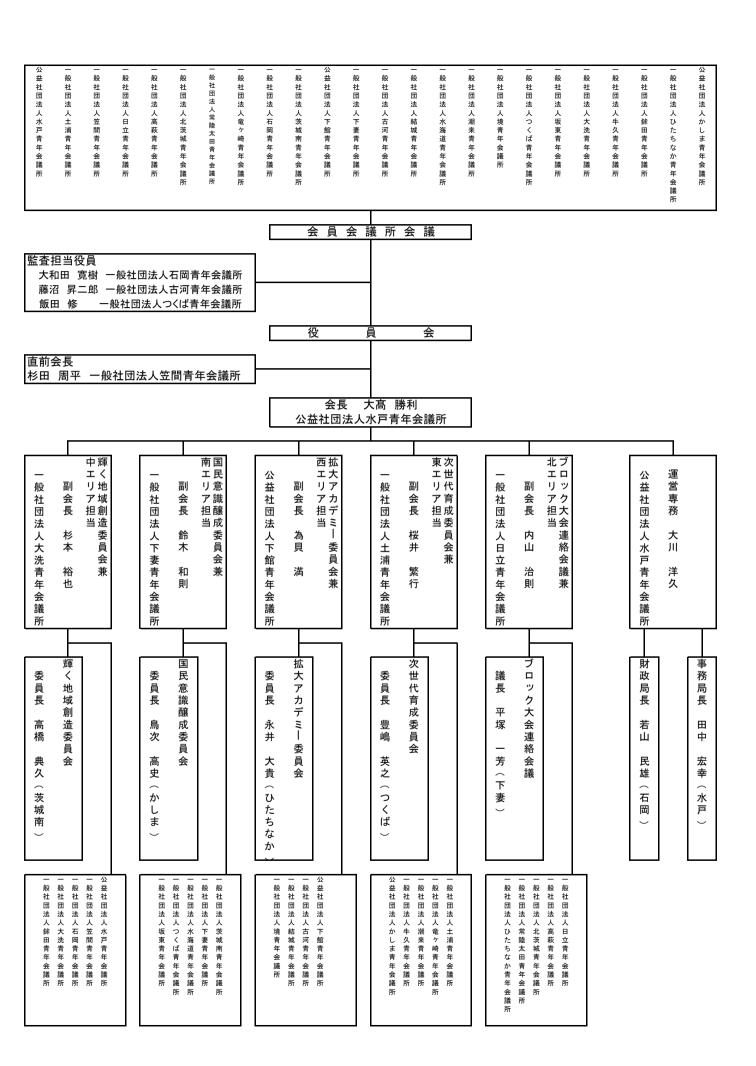
<むすびに>

私は青年会議所において「真っ直ぐな気持ちでどんな時も前を向いて進んでいくことがとても大切だ」と常にこころに持って行動しています。この想いはすべてのことに通じます。だからこそ、正々堂々と青年運動を繰り広げるのです。そして、そこに気付きや変わる予感・その可能性を感じることが出来れば意味のあることとなるのです。失敗を恐れることなく、青年らしく果敢に挑戦するその先には、必ず自分自身の成長と組織の醸成が伴います。

愛を持って行動しよう

すべての運動の中心になるのは人であり、その人と人がつながっていくことで大きな運動になっていくのです。その人とはメンバー一人ひとりです。まずは、私自身が学び、知識を修得いたします。そして、行動を起こし、自らの経験により、見識を高めます。そして、自らの行動規範を確立し生きる胆識とし、様々な場面で活かしていくことで、自己の確立につながり、自らの成長にもつながっていきます。自分が変わることで人もまちも変わっていくのです。メンバー一人ひとりが更なる愛を持って前を向いて行動することで、自己の成長を成し遂げ、それが青年会議所としてひとつながりになったとき、この茨城が明る

い豊かな輝く地域となるのです。



茨城ブロック協議会事業計画(案)

地域力漲る自立自活した茨城の再興

茨城ブロック協議会 会長 大髙 勝利

全国屈指の農水産物に恵まれ、偕楽園や霞ケ浦など多くの観光資源をもつ私たちの地域 は、国際化推進計画や観光振興基本計画など交流人口増加を契機に地域資源を活かした観 2 光産業拡大を重点政策とした地域再生を図っています。住み暮らす人々の地域への関心が 3 高まりつつある今、人々と共に愛する地域に誇りをもち、特有の歴史や自然・伝統などの 4 資源を活かし魅力と価値を高め、地域力漲る自立自活した茨城を再興する必要があります。 5 まずは、地域から日本の未来を切り拓くために、本会の事業・運動を推進します。そし 6 7 て、地域の未来へ希望となる志と信念をもつために、地域を牽引するリーダーとなるアカ デミー事業を開催し、自らの地域に関心をもち主体的に行動する人材を育成します。さら 8 に、国と地域の未来を正しく選択するために、公開討論会の開催を支援すると共に「e-9 みらせん」の運用を推進し、政策本位の政治選択により自らが国や地域をつくる主権者意 10 識を醸成します。また、他を慮る心をもち道徳律と行動基準を高めるために、美意識に基 11 12 づく日本人としての生き方から道徳心を育む事業を推進し、誇るべき日本人へ意識を向上 13 させます。そして、会員の運動意識の昂揚と地域の未来を担い行動する人材を育成するた めに、市民と共に地域の未来像を描けるブロック大会を開催し、地域の再興へ向けた市民 14 の参画意識を高め市民意識変革運動を加速させます。さらに、県内各地の地域資源に高付 15 加価値を付与するために、「構造改革特区制度」を活用した運動を効果的に波及し、地域を 16 17 愛する人材として地域のもつ認識力と資源を活用した経営を行い地域活性化へ促します。 18 愛する地域への誇りをもち地域を牽引する私たちが、自らで地域をつくっていく主権者 意識をもって主体的に行動する人々と共に活気ある未来を共有し、地域資源を活かした戦 19 略的な地域経営を実現する、地域力漲る自立自活を成し遂げた茨城から日本を再興します。 20

2122

23

25

<事業計画>

- 24 1. 本会の事業・運動の推進
 - 2. ブロックアカデミー事業の開催
- 26 3. 各種選挙における公開討論会実施の支援
- 27 4. 道徳心を育む運動の推進
- 28 5. 地域の未来を描くブロック大会の実施
- 29 6. 地域活性化につながる特区に向けた運動の推進
- 30 7. 【ブロ連】国民参加型の憲法事業による意識喚起

【茨城ブロック】事業計画 ver29

 $1\; 2\; 3\; 4\; 5\; 6\; 7\; 8\; 9\; 0\; 1\; 2\; 3\; 4\; 5\; 6\; 7\; 8\; 9\; 0\; 1\; 2\; 3\; 4\; 5\; 6\; 7\; 8\; 9\; 0$

- 31 8. 【ブロ連】UN MDGs達成に向けた認知向上プログラムの実施
- 32 9.【ブロ連】「未来へつなぐプロジェクト~音楽のちから~」の推進
- 33 10.【ブロ連】JCカップ U-11少年少女サッカー全国大会の予選大会の実施

年間事業フレーム 関東地区 茨城ブロック協議会 会長 大高 勝利	全国大会(松山)	世界会議(ライブチヒ)		京都会議(京都)		総			A S P A C (コタキナバル)	サマコン(横浜)			全国大会(八戸)	世界会議(金沢)		
運動·事業名	9月 10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1	0月	11月	12月
本会の事業・運動の推進	本会との	連絡•調	整		随時実施・本会(必要に応じて地区・LOM)との連絡調整(情報収集・意見交換)											
・JCI NOTHING BUT NETS キャンペーンの推進	本会との連絡	▪調整	支援 計画 立案		随時実施・本会(必要に応じ地区・LOM)との連絡・調整(情報・意見交換)											
・統一地方選挙における 公開討論会の推進	本会との連絡	支援 計画 立案	随時実施・本会(必要に応じ地区・LOM)との連絡・調整(情報・意見交換) 引継											引継		
・新・日本風景論の共創による 改訂及び推進	支援 本会との連絡・調整 計画 随時実施・本会(必要に応じ地区・LOM)との連絡・調整(情報・意見交換) 立案								引継							
国民参加型の憲法事業による意識喚起	本会との連絡・調整 計画 立案			ブロック	ブロック 開催 検証 本会との連絡・調準備・広報					連絡•調整(隆(情報収集·意見交換)			引継		
UN MDGs達成に向けた 認知向上プログラムの実施	本会との連絡	▪調整	支援 計画 立案		随時実施・本会(必要に応じて地区・LOM)との連絡調整(情報収集・意見交換)									į	引継	
「未来へつなぐプロジェクト 〜音楽のちから〜」の推進	本会との連絡・調整・情報収集			企画・立案		準備	実施 検証	企画	•立案	準備		実施	検証		引利	<u>k</u>
JCカップ U-11少年少女サッカー 全国大会の予選大会を実施	本会との連絡・	本会との連絡・調整・情報収集			募集•PR	代表 チーム 選定	ž	連絡調整・PR		事前準備	地区 予選会 出場	全国大会 参加			引継	
ブロックアカデミー事業の開催	引継	支	援•企画	·立案	準備	実施	検証	実施	検証	実施	楨	証			引継	
各種選挙における公開討論会 実施の支援	本会·LOM· 連絡·調整		支援 企画 立案	随時実施・本会・地区・LOMとの連絡調整(情報収集・意見交換)								引継				
道徳心を育む運動の推進	引継			企画·立案				準	. 備		実施	検記	検証		引継	
地域の未来を描く ブロック大会の実施	引継	現地調査 大会理念構築		ブロック大会の企画・立案				準備	•広報		実施	検記	検証		引継	
地域活性化につながる特区に向けた 運動の推進	調査・研究			企画·立案					準	美	実施			検証・引継		

2014年度(一社)日立青年会議所事業報告編



我らの成長が、この地域の未来を創る

2014年度事業報告

2014 年度一般社団法人日立青年会議所 第 48 代理事長 槙嶋 雅彦

本年度、我々(一社)日立青年会議所は多くの若いメンバーが在籍している現状を鑑み、「実践躬行」〜行動こそが夢を具現化する〜のスローガンのもと、JCという団体に対する理解やモチベーションを高めるためには、まず行動することが重要であるという想いを大切に、積極的に活動した一年となりました。また、本年は一般社団法人として最初の年でありましたが、無事に法人格移行を成し遂げることができましたのも、先輩諸兄の皆様の多大なるご支援、ご指導の賜物であると心より感謝する次第であります。ありがとうございました。

1月は多くの来訪 J C の皆様、O B の皆様にご臨席いただいての定時総会に始まり、京都 会議、栃木JC賀詞交歓会への参加などを通して、多くのメンバーと共に確かなスタート を切ることができました。2 月は茨城ブロック協議会開講式、会頭公式訪問における県内 J Cメンバーとの交流から、運動の方向性を確認することができました。また、前年より茨 城キリスト教大学との間で進めてまいりました、連携協定に関する調印式を行い、地域活 性化や人的交流などにおいて新たな一歩を踏み出すことができました。3月は2つの例会を 開催いたしました。一つは東日本大震災からちょうど3年目となる3月 11 日に地元の銀座 3モール商店街を会場に震災復興、地域活性を目的に「ひたちキャンドルナイト」を開催、 明秀学園の高校生を中心に多くのボランティア協力頂き、盛大に開催することができまし た。もう一つは研修委員会による「HJCスキルアップセミナー」を実施いたしました。 委員会メンバーの熱い想いで、2つの例会と2つの公開委員会の形で年間4回の研修事業を 行うことができ、LOMメンバー中心に新たな気付き、学びを感じていただくことができ ました。4月には「親子で創ろうスウィートハウス」、5月には「いばらきちびっこオセロ キャラバン2014 日立地区大会」、6月には「ひたちキッズワールド2014」を開催いたし ました。未来を担う子どもたちに、オセロという競技、お菓子というツール、職業体験を 通して、同世代の子どもたちやご家族をはじめとした大人世代の間での交流の機会を提供 することができました。7月には今年で5年目となる「ひたちサンドアートフェスティバル 2014」を、茨城キリスト教大学の学生の皆様をはじめとした多くのボランティア、市内諸 団体、行政等のご協力を頂きながら開催いたしました。本年度は今後の事業のあり方、展 望といった部分についても何らかの提示ができたものと考えております。9月には臨時総会 という名称で本年度2回目の総会を開催し、10月には松山の地で開催された全国大会に多 くの卒業生と共に参加して参りました。また、同月において4回目の研修例会を実施し、 全 4 回のHJCスキルアップセミナーを無事閉じることができました。11 月には中高生を 対象に、夢をテーマとした講演会を開催いたしました。今回の青少年事業への新たな試み が、今後のJC運動を加速させるきっかけとなることを心から願うところであります。そ

して、11 月公開例会として「卒業式」を実施。新入会員メンバーの想いが詰まった、素晴らしい卒業式をもって、卒業生の皆様を送ることができました。12 月には「クリスマス例会」を実施し、日頃ご苦労をお掛けしているご家族の皆様へ感謝の気持ちを伝えることができました。本年度 4 回実施したオリエンテーションは、様々な役職の現役メンバーを講師に実施し、例年とはまた違ったメッセージを若いメンバーに伝えることができたのではないかと考えております。趣味の会による計 3 回のゴルフコンペやボーリング大会、茨城ブロック協議会の様々な事業への参画、衆議院解散総選挙に伴う公開討論会など、本年は日立 J C メンバー一丸となって実践躬行を体現することができたと強く感じます。

今、本年を振り返るとメンバーの皆様の積極的な行動ばかりが思い出されます。その行動の影には大変なご苦労があったことと思います。でも、それと同時に同等以上のものを各々が得ているはずです。それを大切に今後も愛する地域のために、子どもたちのために、共に行動してまいりましょう。2014年度、日立JCメンバーお一人お一人のJC運動に心からの敬意と感謝を申し上げて、本年度の事業報告とさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。

2014年度理事会報告

第1回理事会議 1月7日 20時00分~ 於:事務局 出席者25名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会日程変更について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会について 第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 3月例会について

第4号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第4回理事予定者会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 決算書(案)について 第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 予算(案)について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会日程変更について

第5号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会について

第6号議案 その他

第2回理事会議 2月5日20時00分~ 於:事務局 出席者23名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 4月例会について

第2号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第1回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会修正予算書について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会について 第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 3月例会について

第5号議案 その他

第3回理事会議 3月5日20時00分~ 於:事務局 出席者22名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 5月例会について

第2号議案 北エリアブロック会長公式訪問会場予算(案)について

第3号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第2回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 4月例会について

第3号議案 北エリアブロック会長公式訪問会場予算(案)について

第4号議案 その他

第4回理事会議 4月2日20時00分~ 於:事務局 出席26名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月例会について

第2号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第3回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 5月例会について

第3号議案 第1回通常定時総会事業報告について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月例会について

第5号議案 その他

第5回理事会議 5月7日20時00分~ 於:事務局 出席25名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 7月第2例会について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月公開委員会について

第3号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第4回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月例会について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 2月例会決算報告について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 3月例会決算報告について

第5号議案 北エリア会長公式訪問会場費決算報告について

第6号議案 その他

第6回理事会議 6月4日20時00分~ 於:事務局 出席21名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 7月第1例会について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会日程変更について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会について

第4号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第5回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月例会について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 7月第2例会について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 4月例会決算報告について

第5号議案 その他

第7回理事会議 7月2日 20時00分~ 於:事務局 出席19名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会日程変更について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会について 第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 臨時総会について

第4号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第6回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 5月例会決算報告について

第3号議案 その他

第8回理事会議 8月6日 20時00分~ 於:事務局 出席24名

[討議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 10月例会について

第2号議案 その他

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月公開委員会について

第2号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第7回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会について 第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 臨時総会について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月公開委員会決算報告について

第5号議案 その他

第 9 回理事会議 9 月 3 日 20 時 00 分~ 於:事務局 出席 25 名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会日程変更について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 10月例会日程変更について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 10月例会について 第5号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 11月例会について 第6号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第8回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 7月第2例会決算報告について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 臨時総会について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月公開委員会決算報告について

第5号議案 その他

第 10 回理事会議 10 月 1 日 20 時 00 分~ 於:事務局 出席 25 名

[協議事項]

第1号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 12月例会について

第2号議案 その他

[審議事項]

第1号議案 第9回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月例会日程変更について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 11月公開例会について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 10月例会について

第5号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 11月例会について

第6号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 8月公開委員会事業報告について

第7号議案 その他

第 11 回理事会議 11 月 5 日 20 時 00 分~ 於:事務局 出席 24 名

[審議事項]

第1号議案 第10回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 12月例会について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 9月例会決算について

第4号議案 その他

第 12 回理事会議 12 月 17 日 20 時 00 分~ 於:事務局 出席 22 名

[審議事項]

第1号議案 第11回理事会議議事録について

第2号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月補正予算について

第3号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 6月例会決算について

第4号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 10月例会決算について

第5号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 11月公開例会決算について

第6号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 11月例会決算について

第7号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 12月例会決算について 第8号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 仮入会出席表について

第9号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 決算について

第10号議案 2014年度(一社)日立青年会議所 その他

委員長 川村 昌弘

2014年度、槙嶋理事長のもと会員拡大委員会委員長を仰せつかり、スローガン「実践躬行」を胸に一年間、邁進させて頂きました。

吉成副理事長、大久保副委員長、藤田副委員長には大変お世話になり、委員会メンバーに も恵まれた一年でありました。

本年度はメンバーの皆様、OB会員の皆様の御協力があって11名の新入会員を迎えることが 出来ました。大変ありがとうございました。

事業内容は2月の「ひたちキャンドルナイト~未来への灯火~」と題してLOMメンバーをはじめ、明秀高校、キリスト大学の学生ボランティアさんと多くの方からのご協力、励ましもあり、盛大かつ無事に成功させることができたとともに、より一層対外的に日立青年会議所をアピールすることもできました。

12 月例会では1 年間の感謝の気持ちを込めてクリスマス例会を設営いたしました。新入会員・後期入会者達が内容から準備設営と時間の無い中で、最初は少なかった発言も終盤にかけ、お互いに意見を出し合い、時には励まし思いやり例会を成功させる一心で頑張っていた姿はこれからのJCの明るい未来を創造できると確信いたしました。そして委員会スタッフやメンバーが一年を通じても、時には見守り、時には背中を見せ、時には説得や説明をしてくれたおかげで良い雰囲気ができスムーズな運営に繋がり有意義な活動することができ大変助かりました。

4 回開催したオリエンテーションでは入会間もないメンバーに向け、理事長をはじめ、 現役役員、理事メンバーが「JCの魅力」について語って頂き、大変勉強になると同時に 組織としての責任を感じてもらえたことと思います。

最後に、会員拡大委員長の機会を与えてくださった槙嶋理事長、ご協力くださいました 皆様方に心より感謝を申し上げ委員会報告とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

委員長 石川 広

本年度、総務広報委員会では本年度スローガンである「実践躬行」の精神のもと、昨今 私たちを取り巻く急速な環境の変化に対応をしつつ、諸先輩方が築き上げてきた歴史を重 んじ一年間活動して参りました。そして本年度は一般社団法人格として初めて行う通常総 会を、今一度LOMの最高決議機関であるとメンバーに再認識していただくため二部制を 取り入れました。一部では決議議案のみをメンバーで粛々と行うことで、入会の浅いメン バーにも総会で決議されている内容をより理解していただける仕組みを作り挙げられたと 同時に、今後の総会の有り方に対し変化をもたらす事が出来たと委員会メンバーー同実感 しています。そして二部では市長をはじめ他団体、歴史を築き上げてきた諸先輩方や友好 LOMのみなさまに向け、私たちの方向性の意思表示や構成の軸と成る理事メンバーの紹 介など、私たちと他団体や周囲との連携を図る有意義な時間で有ると捉えていただけるよ う区別する事が出来たと思います。今年度二部制で行えたのも槙嶋理事長をはじめとする 役員のみなさまや理事メンバーみなさまのご協力の下、全メンバーのご理解・ご協力有っ ての賜と総務広報委員会メンバー一同感じております。あらためて感謝申し上げます。あ りがとうございました。しかし、一年と通して委員会活動を振り返りますと、広報の分野・ HPの更新・他の委員会への協力など充分に出来ず、みなさまにご迷惑をお掛けしました ことを反省しています。私個人は本年度で卒業してしまいますが、共に活動した委員会メ ンバーはこの反省を来年度の活動へ活かし、より良い青年会議所活動を行っていただける と信じています。

最後に委員会を総括いていただきました関山副理事長、そして槙嶋理事長をはじめとする役員、理事のみなさまに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

《事業報告》

- 1) 2014 年度定款・基本資料の作成
- 2) 1月通常総会の主管
- 3)9月臨時総会の主管
- 4) 広報活動
- 5) 積極的な会員の拡大

委員長 鈴木 元

まずアカデミー委員会では、第5回目となる「ひたちキッズワールド2014」の事業計画から委員会活動を行ってまいりました。毎年多くの子ども達から反響のある事業ですので、職業体験をより充実させる事と、今までの問題点の改善を目標としました。また、「こどもゆめ基金」から助成金の交付を受け事業資金の課題も軽減しました。

当日は天候の心配される中での開催でしたが何とか運営には差し支えのない程度の降雨であり、足もとの悪い中にも関わらず多くの子どもたちと親御様にご来場いただきました。 47 の職業ブースでは夢中になって取り組む子どもの姿や、笑顔で楽しんでいる親子を見ることができ、本当に素晴らしい事業に携わることが出来たと思っております。

そして 11 月例会の卒業式では、本年度 11 名のメンバーが卒業され 40 歳までの限られた時間の中で、JC 活動に邁進された功績を讃えさせていただき、感謝の気持ちと今後のご活躍をご祈念させていただきたいと、例会を計画させていただきました。

式を円滑に行うため、2部制にて実施いたしました。現役メンバーの経験の無かった方からはメリハリがありスムーズだったと感想をいただき、タームスケジュールを大きく変更することなく、ほぼ予定時間通りの流れで運営することができました。

入会して 1 年目となるメンバーが中心となり同期メンバーで助け合いながら、対内外との協力を依頼し細部の調整までを担いながらも、本年の特色ある事業を行いました。このことは今後の事業計画の糧となる気づきや学びを得るとともに、地域との繋がりや、これからの JC 活動のベースとなる委員会活動となったのではないかと思っています。

末筆ながら様々な点でご指導をいただいた槙嶋理事長を筆頭に役員、理事をはじめとする日立JC メンバーと、協力していただいた地域の方々の熱い想いに支えられ、1年間活動できたのだと皆様に御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

局長 成田 周一

2014年度、財政局として毎月1回、財政局会議を開催させていただきました。今年も各委員会から魅力的な熱意あふれる議案が上程されました。それぞれの例会や事業がより良いものになるため、また効果的な結果になるように精査させていただきました。

特に財政局といたしましては事業費が適切に運用されているかを確認し、メンバーの皆様の会費が有効的な事業に生かされるように努めました。また、役員会、理事会でスムーズな上程ができるように予算書や決算書以外の部分も細かく意見させていただきました。 委員会の皆様には多大なご協力をいただき、ありがとうございました。

本年度も大きな規模の対外事業がございましたので、助成金や協賛金なども活用し、素晴らしい例会ができましたが、準備、設営をするメンバーの皆様はご苦労もあったことと思います。微力ながら財政局として全ての事業に関われ、一年間楽しく活動させていただきました。

会長 佐藤 聖悟

本年度、趣味の会では槙嶋理事長の掲げるスローガンの下に、日々全力で日立という地域の為、JC 運動に奮闘しているメンバーの更なる親睦を深めると共に、趣味という非日常における活動を通して心身ともにリフレッシュできるような運営を目的に行動していくことを基本方針として、一年間活動して参りました。

主な活動としましては、4月に現役メンバーにおける委員会対抗ボウリング大会を設営、11月に0B諸兄の先輩方を交えたゴルフコンペ「じゃがいもゴルフコンペ」を設営致しました。4月のボウリング大会では、仮入会も新入会員も既存会員も隔てなく交流していただき、また委員会対抗とすることで、今後事業を共に展開していく委員会メンバーの深い絆を築くことができました。11月のじゃがいもゴルフコンペでは、岡部シニアクラブ会長をはじめとする多数の0B諸兄の先輩方にご参加いただき、懇親会の席までも親睦を深めることができました。

1年間活動していく中でいろいろと気づくことがあり、自分自身貴重な経験や勉強をすることができました。そしてどんな活動も1人では出来ない事、日立JCメンバーみんなの団結・協力がなければ成り立たないことを実感しました。こういった事に気づかされた事は自分にとってもプラスになったと思いますし、今後の青年会議所活動を通して伝えていかなければならないと思っております。

最後になりますが、このような機会を与えて頂いた槙嶋理事長をはじめとする役員・理事の皆様、多大なるフォローを頂いた櫻井専務、趣味の会へ出向して頂いたメンバーの皆様に心より深く感謝申し上げます。一年間ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所 「たくましい国」日本創造会議 議員 佐藤 聖悟

私は本年度、公益社団法人日本青年会議所の「たくましい国」日本創造会議へ出向させていただいました。LOM での未来創造委員会において少しでも良い影響があるのではと思い、時間調整か可能な時には積極的に参加してまいりました。

森田議長をはじめとする会議スタッフの皆様から、日本 JC における活動の進め方等について、多数ご教授いただき大変勉強になりました。また、各地から出向されている委員の皆様とも新しい交流が持てて、非常に有意義でした。

京都会議やサマコンではメインフォーラム担当ということで、微力ながらお手伝いさせていただき、特にサマコンにおいては安倍首相をお招きすることで首相官邸の方々と当日現場にて打ち合わせをしたりと、とても楽しく実りある経験をさせていただきました。

この出向で学んだ数々の事を、これからの LOM での活動に少しでも生かしていければと思います。

最後に、出向させていただきました槙嶋理事長をはじめとする(一社)日立青年会議所メンバー皆様に感謝を 申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間、有難うございました。

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 拡大情報発信委員会兼北エリア担当 副会長 内山 治則

出向は楽しい。井の中の蛙の自分を知る事ができる。狭い範囲での付き合いから、JC に入り沢山の人と出会い、その皆さまからのご指導が今の自分を創りあげていると知る。ドイツも行く前は苦痛だったが、行けば沢山の人と仲良くなり、ビジネスの話や沢山の気づきを得られ、数千人の国や人種が集う国際の機会は、この組織が世界組織である事を改めて実感できた素晴らしい経験だった。仕事の段取りについても、自分が死ぬケース、入院して成立するのかを深く考え、従業員の未来を考慮し伝える時間を頂けた。全てを断る事は簡単だが、そこに己の成長はまったくない。精一杯と伝える要領の悪さ、器の小ささを露呈しているにすぎない。恐れをいだき、自己成長を望む癖に、また逃げる自分がいる。まずは茨城から、熱い人との出会いを探しに行こう。得ようとしなければ何も得られないが、もし「何か」を求めているのであれば、そこには無限の「何か」が必ずある。出向の機会を与えていただいた皆様に深く感謝申し上げ、報告といたします。本当にありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 拡大情報発信委員会 委員 藤田 竜哉

本年度、公益社団法人 関東地区協議会 茨城ブロック協議会 拡大情報発信委員会へ出向させていただきました。公益社団法人 日本青年会議所 関東地区協議会 監査担当役員として橋本 成君、拡大情報発信委員会兼北エリア担当副会長として内山 治則君を輩出している LOM としての支援、また一般社団法人 日立青年会議所では会員拡大委員会を務めさせていただいていたこともあり出向いたしましたが、会社の職責の都合と個人的な理由もあって、なかなか参加することができず、ご迷惑をおかけいたしました。

もし茨城ブロックに出向したことのないメンバーがいれば、日立以外のLOMメンバーとの交流や意識の高い仲間が増えていく感覚が刺激になりますので、出向することはお勧めです。

本年度も皆様方のご支援により、最高の機会と出会いの喜びを与えていただいたことに深く感謝いたします。ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 拡大情報発信委員会 委員 吉成 俊昭

本年度、公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 拡大情報発信委員会 委員として 出向させていただきました。委員会では 2014 年度拡大達成率 33%を目標に、成功例や実践例を LOM 全体に広めるために、拡大に対するセミナーの開催をはじめ、様々な取り組みをしてきました。それら拡大の取り組みと あわせ、災害時など共助の領域において自分たちが率先して実働できるために防災ネットワークの強化・拡充の ための取り組みも行うことで各 LOM の連携も進めることで、会員増強や絆を深めることにつなげることができました。

なかなか委員会への参加が難しく迷惑をかけたこともありましたが、少ないながらも参加をすると温かく受け入れていただいた委員会の皆様からは、LOMとは違った多くの気づきと学びを得られたと思います。卒業してしまいますが、本年の経験を残るメンバーに出向の良さを受け継ぎたいと思います。

最後にこのような素晴らしい機械を与えてくれた槙嶋理事長をはじめ、日立青年会議所メンバーの皆様に感謝 申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 次世代教育委員会 委員 岩間 智也

2014年度 (公社)日本青年会議所 関東地区協議会 茨城ブロック協議会 次世代教育委員会に委員として 出向致しました。

本年、私は新世代教育委員会のオセロ地区大会の支援、設営に携わりました。久しぶり出向で委員会の皆様には、大変ご迷惑かけたと思います。その中で多くの人との出会いがあり、いろいろ教えてもらいながら大変多くのことを学びました。皆様のおかげで1年間楽しく委員会活動を行うことができました。

この先も機会があれば茨城ブロック協議会に出向して、今回の反省点も踏まえながら、今度は自分がいろいろな人たちを支えられるよう成長したいとおもいます。

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 財政局 局員 成田 周一

本年度、茨城ブロック財政局に出向させていただきました。ブロックの議案は多く、LOM の財政局の運営にも参考にさせていただきました。あまり積極的には参加できませんでしたが出向者報告とさせていただきます。

2014年 1月 1日から2014年12月31日まで

	20	174 17 10%	ら2014年12月31	(単位:円)
科目	予算額	決算額	差額	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入 ①入会金収入	70,000	110,000	40.000	
入会金収入	70,000	110,000	40,000	11名(13後7名+14前4名)@10,000円
②会費収入 正会員会費収入	8,590,000	8,840,000	250,000	67名@80,000円(年会費)
世	5,360,000 40,000	5,360,000 40,000	0	
仮入会会員会費収入	0	200,000	200,000	10名@20,000円(仮入会費)
前期仮入会者正会員費収入 その他会費収入	0 2,840,000	80,000 2,840,000		4名@20,000円(年会費*3/12) 71名@40,000円(登録料)
特別会員会費収入	350,000	320,000		32名@10,000円(年会費)
③事業収入	0	454,000	454,000	
登録料収入 ④受取補助金等収入	0	454,000 850,000		6月例会 参加費 6月例会 子どもゆめ基金
5受取負担金収入	0	030,000	000,000	0月例云 丁乙切りの基立
6受取寄付金収入	0	150,000	,	2月例会 日立南ロータリー
⑦雑収入	362,853 0	187,181 1,018	△ 175,672	
受取利息収入 その他雑収入	362,853	186,163	1,018 △ 176.690	総会祝金、JCカード利用還元金、原子力立地給付金
事業活動収入計	9,022,853	10,591,181	1,568,328	
2 事業活動支出	2,320,000	3,522,611	1,202,611	
①事業費支出 委員会等事業費	2,320,000	3,522,611	1,202,611	
会員拡大委員会	370,000	307,738	△ 62,262	
(寄付金) ※※広報系昌会	270,000	150,000		寄付金収益¥150,000
総務広報委員会 研修委員会	270,000 300,000	188,000 167,226	△ 82,000 △ 132,774	
アカデミー委員会	370,000	570,000	200,000	
(登録料収益)		454,000		6月例会 参加費
(補助金等収入) 未来創造委員会	370.000	850,000 293,329	850,000 △ 76,671	6月例会 子どもゆめ基金
イス間追安員云 サンドアート実行連絡会議	370,000	360,000	△ 10,000	
選挙管理委員会	70,000	66,800	△ 3,200	
趣味の会	50,000	115 510	△ 50,000	
役員会 ②管理費支出	150,000 5,862,100	115,518 5,946,868	△ 34,482 84,768	
会議費支出	0	0	0	
給与手当支出	950,000	952,700		事務局員パート料(月・火・水・金勤務)
福利厚生費支出 旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	550,000	514,999	△ 35,001	
電話代支出	200,000	171,127		NTT電話代+ソフトバンクテレコム
運搬代支出	350,000	242 972	0	知徳 尹徳 新洋薬 プルベル 推進薬
その他通信費支出 消耗品費支出	350,000 500,000	343,872 438,490		祝電、弔電、郵送費、プリペイ・携帯費 コピー紙20,000枚 コピー機カウンタ代 蛍光灯代など
会員支給品費支出	60,100	23,400		4名@1,500円(ネームプレート)4名@1,600円(バッチ) 理事長経験者(
リース料支出	300,000	300,000	0	
賃借料支出 修繕費支出	756,000 50,000	756,000	0 △ 50.000	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
印刷製本費支出	176,000	176,000		400冊@440円(会員名簿)
光熱水料費支出	200,000	220,980		電気代、水道代、灯油代
業務委託費支出 インフォメーション関係費支出	40,000 150,000	0 130,000		登記簿変更申請@40,000円(曾川事務所) HP作成等及び更新@150,000円(ディーディーショップ)
保険料支出	20,000	5,560	△ 14,440	InP1F成等及び更新@150,000円(リイーリイーショック)
租税公課支出	0	0	0	
涉外費支出	2,030,000 700,000	2,364,740	334,740	
涉外費支出 大会·会議登録料支出	1,100,000	1,090,040 1,026,700	390,040 △ 73,300	
慶弔費支出	110,000	123,000	13,000	
各種団体協賛金支出	120,000	125,000		日立市展協賛金・市民スポーツ祭協賛金・よかっペ祭り協賛金他
雑支出 ③負担金支出	80,000 1,530,753	63,999 1,530,753	∆ 16,001 0	支払手数料等+雑費
JCI負担金支出	75,978	75,978	0	67名@1,134円(10.50米ドル*68名 ※1米ドル=108円)
日本JC負担金支出	380,000	380,000	0	
会費基本額 会費付加金	45,000 335,000	45,000 335,000		基本額30,000円+15,000円(51名以上25人につき15,000円増額) 67名@5,000円
地区協議会負担金支出	43,500	43,500	-	関東地区協議会
会費基本額	10,000	10,000		基本額10,000円
会費付加金 ブロック協議会負担金支出	33,500 221,000	33,500 221,000		67名@500円 茨城ブロック協議会
プロック協議会員担並又出 会費基本額	20,000	20,000	0	
会費付加金	201,000	201,000	0	67名@3,000円
ブロック大会負担金支出 会員会議所負担金支出	201,000 40,000	201,000 40,000		67名@3,000円 2名@20,000円(副会長、理事長)
安貝宏議所負担並文出 周年事業負担金支出	134,000	134,000		2名@20,000円(副会長、理事長) 67名@1,000円*2LOM(石岡JC、大洗JC)
国際協力資金支出	122,275	122,275	0	67名@1,825円(「1日5円」運動に基づく額)
日本JC出向者負担金支出 We Policya 購請料	100,000 213,000	100,000		5名@20,000円 71名@3,000円(正会員67名 賛助会員4名)
We Believe購読料 事業活動支出計	9,712,853	213,000 11,000,232	1,287,379	/1-10 (1000円) 正云貝0/名 頁明云貝4名)
事業活動収支差額	△ 690,000	△ 409,051	280,949	
T 机多洋制加生态如				
Ⅱ 投資活動収支の部 1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計 投資活動収支差額	0	0	0	
汉 只 力 刬 似 义 左 俄	0	U	U	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入		0	^	
財務活動収入計 2 財務活動支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	
- 「阿夫人出				
当期収支差額 **########	△ 690,000	△ 409,051	△ 280,949	
前期繰越収支差額 次期繰越収支差額	7,467,356 6,777,356	7,467,356 7,058,305	0 △ 280,949	
クタル 大人 左 領	U,111,000	7,000,000	△ ∠00,848	-

科目 一般正味財産増減の部 (1)経常収益 (1)特定資産運用益 特定資産運用益 特定資産運用益 特定資産金金 受取入会金 (3)受取会会金 (3)受取会会金 (3)受取会会費 更な会員会費 での会員会費 での人会会員会費 が別仮入会者します が別なの会会員会費 を別な会会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる会員会費 を別なる。	当年度 0 110,000 110,000 8,840,000 40,000 40,000 200,000 80,000 2,840,000 454,000 0 454,000 0 0 0 0 0 0 850,000	前年度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	差異 110,(110,(8,840,(5,360,(40,(200,(80,(2,840,(320,(454,(
(1)経常収益 (1)経常収益 (1)経常収益 (2)受取入会金 (3)受取入会金 (3)受取会会金 (3)受取会会费 (3)受取会会费费 (4)要求受费者 (5)要求会员会费 (5)要求会员会费 (5)要求要等 (4)要求等等以收益 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (5)受取补助金等 (6)	0 110,000 110,000 8,840,000 5,360,000 40,000 200,000 80,000 2,840,000 320,000 454,000 0 0 0 0 850,000	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	110, 0 8, 840, 0 5, 360, 0 40, 0 200, 0 80, 0 2, 840, 0 320, 0
 ①特定資産運用益特定資産利息 ②受取入会金 ③受取入会金 ③受取入会費 正会員会費 仮入会会員会費 前期仮入会者正会員費 その他会費 特別会員会費 ④事業収益 事業繰入収益 登線料収益 登線料収益 数親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 減投益 (5)受取補助金等 国庫補助金 地方公共助金 補助金等交付業務受託金 	0 110,000 110,000 8,840,000 5,360,000 40,000 200,000 80,000 2,840,000 320,000 454,000 0 0 0 0 850,000	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	110, 8, 840, 5, 360, 40, 200, 80, 2, 840, 320,
②受取入会金	110, 000 110, 000 8, 840, 000 5, 360, 000 40, 000 200, 000 80, 000 2, 840, 000 320, 000 454, 000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0 0 0 0 0	110, 8, 840, 5, 360, 40, 200, 80, 2, 840, 320,
受取入会金 (③受取会费 正会員会費 正会員会費 (仮入会会員会費 前期仮入会会員会費 前期仮入会者 特別会員会費 特別会員会費 等線科収益 事業繰入収益 多線料へ収益 多線料へ収益 販売収益 類別・収益 販売収益 預り・電報・関・のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	110,000 8,840,000 5,360,000 40,000 200,000 80,000 2,840,000 320,000 454,000 0 454,000 0 0 0 0 850,000	0 0 0 0 0 0 0 0 0	110, 8, 840, 5, 360, 40, 200, 80, 2, 840, 320,
正会員会費 赞助会員会費 仮入会会員会費 前期仮入会者正会員費 その他会費 特別会員会費 (4)事業収益 事業繰入収益 登録料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 類り収し収益 雑収益 (5)受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	5, 360, 000 40, 000 200, 000 80, 000 2, 840, 000 320, 000 454, 000 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0 0 0	5, 360, 40, 200, 80, 2, 840, 320,
費助会員会費 (仮入会会員会費 前期仮入会者正会員費 その他会費 特別会員会費 (④事業収益 事業繰入収益 登錄料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 雑収益 (⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	40, 000 200, 000 80, 000 2, 840, 000 320, 000 454, 000 0 454, 000 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0 0 0	40, 200, 80, 2, 840, 320,
前期仮入会者正会員費 その他会費 特別会員会費 (4)事業収益 事業繰入収益 登録料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 強収益 (5)受取補助金等 国庫補助金 地方公共由金 補助金等交付業務受託金	80, 000 2, 840, 000 320, 000 454, 000 0 454, 000 0 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0 0 0	80, (2, 840, (320, (
その他会費 特別会員会費 ④事業収益 事業終入収益 登録料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	2, 840, 000 320, 000 454, 000 0 454, 000 0 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0 0	2, 840, 320,
④事業収益 事業繰入収益 登録料収益 態親会収益 広告料収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団補助金 補助金等交付業務受託金	320, 000 454, 000 0 454, 000 0 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0 0	
事業繰入収益 登録料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共回体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	454, 000 0 0 0 0 0 0 0 850, 000	0 0 0 0	454, (
登録料収益 懇親会収益 広告料収益 販売収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	0 0 0 0 0 850, 000	0 0	
広告料収益 販売収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	0 0 0 850,000	0	
販売収益 預り金収益 雑収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	0 0 850, 000		
雜収益 ⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金	850, 000	01	
⑤受取補助金等 国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金		ŏ	
地方公共団体補助金 民間補助金 補助金等交付業務受託金		0	850,
民間補助金 補助金等交付業務受託金	0	0	
	ŏ	ő	
工医助成会	0	0	
国庫助成金 地方公共団体助成金	0	0	
民間助成金	850, 000	0	
⑥受取負担金 受取負担金	0	0	
⑦受取寄付金	150, 000	0	150,
受取寄付金 受取募金	150, 000 0	0	
⑧雑収益	187, 181	0	187,
受取利息収益 その他雑収益	1, 018 186, 163	0	1, 186,
9他会計からの繰入金	0	0	100,
他会計からの繰入金	0	0	
(2)経常費用 経常収益計	10, 591, 181	0	
①事業費	3, 522, 611	0	3, 522,
事業費	3, 522, 611	0	3, 522,
委員会運営費 事業予備費	0	0	
②管理費	5, 946, 868	0	5, 946,
会議 <u>費</u> 給料手当	952, 700	0	952.
福利厚生費	0	0	,
旅費交通費 通信運搬費	0 514, 999	0	514.
電話代	171, 127	0	171,
運搬代 その他通信費	0 343, 872	0	343,
減価償却費	0	ő	040,
図書・研修費	0 438, 490	0	438.
<u>消耗品費</u> 会員支給品費	23, 400	0	23,
リース料	300, 000	0	300,
	756, 000 0	0	756,
印刷製本費	176, 000	0	176,
光熱水料費 業務委託費	220, 980	0	220,
インフォメーション関係費	130, 000	0	130,
保険料 租税公課	5, 560 0	0	5,
固定資産税	0	0	
その他の租税公課 渉外費	0 2, 364, 740	0	2, 364,
涉外費 涉外費	1, 090, 040	0	2, 364, 1, 090,
大会・会議登録料	1, 026, 700	0	1, 026,
慶弔費 各種団体協賛金	123, 000 125, 000	0	123, 125,
雑費	63, 999	0	63,
③ <u>負担金</u> JCI負担金	1, 530, 753 75, 978	0	1, 530, 75,
日本JC負担金	380, 000	0	380,
地区協議会負担金ブロック協議会負担金	43, 500 221, 000	0	43, 221,
ブロック大会負担金	201, 000	0	201,
会 <u>員会議所負担金</u> 周年事業負担金	40, 000 134, 000	0	40, 134,
国際協力資金	122, 275	0	122,
日本JC出向者負担金	100, 000	0	100,
We Believe購読料 ④他会計への繰入金	213, 000	0	213,
経常費用計	11, 000, 232	0	11, 000,
評価損益等調整前当期経常増減額	-409, 051	0	-409,
<u>特定資産評価損益等</u> 評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	-409, 051	0	-409,
経常外増減の部 1)経常外収益			
<u> </u>	0	0	

固定資産売却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-409, 051	0	-409, 051
一般正味財産期首残高	7, 467, 356	0	7, 467, 356
一般正味財産期末残高	7, 058, 305	0	7, 058, 305
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	7, 058, 305	0	7, 058, 305

一般社団法人日立青年会議所

1 一般正味財産増減の部	取引控 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	110,000 110,00
一般正味財産増減の部	0 0 0	110,000 110,000 110,000 8 840,000 40,000 200,000 80,000 22,000 200,000 80,000 454,000 454,000 454,000 60,00
1. 経常増減の部 (1)経常収益	0 0 0	C 110,000 110,
()特定資産連用益	0 0 0	C 110,000 110,
②入金收益 0 0 0 0 110,000 新入会員入金收益 0 0 0 110,000 特別会員入金收益 0 0 0 0 0 (夏史取会費 0 0 0 0 3,840,000 (夏女会員会養取益 0 0 0 0 3,800,000 (夏女会員会養費 0 0 0 0 200,000 前期後入会者正会員費 0 0 0 2,840,000 特別会員委取收益 0 0 0 320,000 (事業線收益 454,000 454,000 0 0 事業線入收益 454,000 454,000 0 0 運動会費收益 0 0 0 0 佐井収益 0 0 0 0 佐井収益 0 0 0 0 原外收益 0 0 0 0 原外收益 0 0 0 0 原財 0 0 0 0 0 原財 0 0 0 0 0	0	110,000 110,000 110,000 8 8 8 40 000 9 8 9000 8 90 900 2 9 8 90 900 4 5 4 000 4 5 4 000 4 5 5 6 000 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
特別会員入金収益	0	8 844 000 5 380 000 40 000 200 000 2 840 000 454 000 454 000 6 00 6 00
③受取会費 0 0 0 0 0 8840000 財助会員会費収益 0 0 40000 0 200000 前野仮入会者正会員費 0 0 200000 80000 - - 200000 40他会費収益 0 0 2840000 -	0	5 380 000 200 000 80 000 2 2 840 000 3 20 000 454 000 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
財助会員会費収益 0 0 40000 仮入会会員会費 0 0 200000 前期仮入会者正会員費 0 0 80000 その他会費収益 0 0 2840000 (本事業収益 454000 0 320000 (本事業収益 454000 0 0 0 事業権入収益 454000 0 0 0 監視会費収益 0 0 0 0 監視公費收益 0 0 0 0 海水收益 0 0 0 0 (本) 東京 0 0 0 0 (本) 東京 0 0 0 0 (本) 東京 0 0 <	0	40 000 200 000 80 000 2 2 840 000 454 000 (
前期仮入会者正会員費 0 0 80000 その他会費収益 0 0 3240000 特別会員会費収益 0 0 320000 事業線入収益 0 0 0 金銭料収益 454000 0 0 患銭料収益 0 0 0 広告料収益 0 0 0 販売収益 0 0 0 預り金収益 0 0 0 建収益 0 0 0 受取補助金等 850000 0 850000 0 0 地方公共団体補助金 0 0 0 0 0 技術助金等交付業務受託金 0	0	80 000 2 840 000 320 000 454 000 0 454 000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
特別会員会要収益	0	320 000 454 000 454 000 (((((((((((((((((
事業線入収益 0 0 登録料収益 454 000 454 000 態税会費収益 0 0 広告料収益 0 0 販売収益 0 0 選収益 0 0 (金)受取補助金等 850 000 0 (金)受取補助金等 0 0 (金)受取補助金等 0 0 (金) 医国障補助金 0 0 (金) 医固膨成金 0 0 (金) 医内部结助金 0 0 (金) 医原因协成金 0 0 (金) 医原因协成金 0 0 (金) 医原因协成金 850,000 0 (金) 医根毒収益 0 0 0 (金) 医根毒収益 0 0 0 (金) 医水砂塩 0 0 0 0 (金) 医水砂塩 0 0 0 0	0	454 000 (((((850 000
登録料収益 454 000 454 000 0 財飲会費収益 0 0 0 販売収益 0 0 0 預り収益 0 0 0 建収益 0 0 0 0 適収基制金等 850 000 0 0 0 0 国庫制助金 0 0 0 0 0 民間補助金 0 0 0 0 民間補助金等交付業務受託金 0 0 0 0 地方公共団体助成金 0 0 0 0 園庫助成金 0 0 0 0 地方公共団体助成金 0 0 0 0 民間財政金 0 0 0 0 皮間野成金 850,000 0 0 0 (資担金収益 0 0 0 0 0 (資料収益 0 0 0 150,000 0 (多収益 0 0 0 0 187,181 受取利息収益 0 0 0 0 0 10,187,181		454 000 (((((850 000
広告料収益 0 販売収益 0 (日)金収益 0 (金)受取補助金等 850 000 0 (金)受取補助金等 0 (金)受取補助金 0 0 (金)受取補助金 0 0 (金) 地方少共団体補助金 0 0 (金) 長間補助金 0 0 (金) 長間動成金 0 0 (金) 投入共団体助成金 0 0 (金) 投資収益 0 0 (金) 投資収益 0 0 (本) 全収益 0 0 (金) 企业金 0 0 (金) 公司金 <		850 000
預 / 金収益 0 遺 収益 0 ⑤ 受取補助金等 850 000 0 ⑤ 更取補助金 0 地方少共団体補助金 0 民間補助金 0 民間補助金 0 民間補助金 0 國庫助成金 0 地方公共団体助成金 0 民間助成金 0 展間助成金 850,000 長間助成金 850,000 負担金収益 0 (百分全収益 0 第合收益 0 第金収益 0 0 0 (高利金収益 0 0 0 (高利金収益 0 0 0 (日本のな差 0 0 0 (日本のな差 0 0 0 (日本のな差 0 <td></td> <td>850 000 (</td>		850 000 (
⑤受取補助金等 850000 0 0 0 0 国庫補助金 0 0 0 0 地方公共団体補助金 0 0 0 0 月間補助金 0 0 0 0 国庫助成金 0 0 0 0 地方公共団体助成金 850,000 0 0 0 長間助成金 850,000 850,000 0 0 0 負担金収益 0 0 0 0 0 0 客付金収益 0 0 150,000 150,000 150,000 3 審企収益 0 0 0 0 0 0 150,000<		850 000 0
国庫補助金 0 地方公共団体制助金 0 民間補助金 0 補助金等分(業務受託金 0 地方公共団体助成金 0 地方公共団体助成金 0 民間助成金 0 投居助成金 0 (6負担金収益 0 0 0 (7寄付金収益 0 0 0 (3付金収益 0 0 0 (3付金収益 0 0 0 (3付金収益 0 0 0 (3株収益 0 (4株収益 0 (5株収益 0 (6株収益 0 (7 株) (7		(
民間補助金 0 補助金等交付業務受託金 0 国庫助成金 0 地方公共団体助成金 0 民間助成金 0 0 0 長間助成金 0 0 0 6負担金収益 0 0 0 7 6付金収益 0 0 3 0 0 0 3 0 0 0 3 0 0 <td>0</td> <td></td>	0	
国庫助成金 0 0 地方公共団体助成金 0 0 民間助成金 850,000 0 (6 負担金収益 0 0 0 0 (7 客付金収益 0 0 0 150,000 0 第合収益 0 0 150,000 0 150,000 0 第金収益 0 0 0 150,000 0 150,000 0 第金収益 0 0 0 0 0 187,181 受取利息収益 0 0 0 0 10,181	0	(
民間助成金 850,000 0 0 0 0 6負担金収益 0 0 0 0 0 0 プ寄付金収益 0 0 0 150,000 0 150,000 0 寄仕収益 0 0 150,000 150,000 0 150,000 0 募金収益 0 0 0 0 0 187,181 受取利息収益 0 0 0 0 10,181	0	(
負担金収益 0 0 0 了客付金収益 0 0 0 150000 0 客付金収益 0 0 150000 150000 募金収益 0 0 0 0 審杖収益 0 0 0 187181 受取利息収益 0 0 0 1018	0	850,000
⑦客付金収益 0 0 0 150000 0 寄台・収益 0 150000 150000 募金収益 0 0 0 ③雑収益 0 0 0 0 受取利息収益 0 0 0 0		(
募金収益 0 0 (審検収益 0 0 0 0 187181 受取利息収益 0 0 0 1018	0	150 000 150 000
受取利息収益 0 1018	_	C
7.00	0	1 018
その他雑収益 0 186 163 ③他会計からの繰入金収益 0 0 0 0 0	0	
他会計からの繰入金収益 0 0 150 000 9 137 181 1 304 000 0 1 304 000 1 50 000 0 150 000	0	C
(2)経常費用	0	3,522,611
会場設営費 585 069 360 000 945 069 506 864 506 864	U	1 451 933
企画·演出費 876,499 876,499 456,237 本部団関係費 0 0		1,332,736
講師関係費 0 281,410 広報費 55 638 55 638 48 707 48 707		281,410 104 345
資料作成費 0 200,969 200,969 報告書作成費 0 0		200,969
懇親会費		C
旅費交通費 0 0		0
参加記念品費 46 936 0 保険料 42,500 42,500 23,400 23,400		46 936 65,900
通信費 9708 9708 0 販売物品仕入れ費 0		9 708
預り金		28 674
委員会運営費 0 0		C
②管理費 5946 868 会議費 0	0	C
給料手当 952 700 福利厚生費 0		952 700
旅費交通費 0 通信運搬費 514,999		514,999
電話代 171 127		171 127
その他通信費 343 872		343 872
		0
消耗品費 438,490 会員支給品費 23 400		438,490 23 400
リース料 300,000 賃借料 756,000		300,000 756 000
修繕費 0		C
印刷製本費 176 000 光熱水料費 220,980		176 000 220,980
業務委託費 0 インフォメーション関係費 130,000		130,000
保険料 5560 租税公課 0		5 560
固定資産税 0		(
その他の租税公課 0 渉外費 2 364 740		2 364 740
渉外費大会・会議登録料1090 0401026 700		1 090 040 1 026 700
慶弔費 123 000 各種団体協賛金 125,000		123 000 125,000
1530,753 1530,75		63 999 1,530,753
JCI負担金 75 978		75 978
日本JC負担金 380,000 地区協議会負担金 43 500		380,000 43 500
ブロック協議会負担金 221,000 ブロック大会負担金 201 000		221,000 201 000
会員会議所負担金 40,000 周年事業負担金 134,000		40,000 134 000
<u> </u>		122,275
We Believe購読料 213,000		213,000
④他会計への線入金 0 他会計への線入金 0	0	(
経常費用計 1616 350 360 000 0 1976 350 1546 261 0 1546 261 7 477 621 評価損益等調整前当期経常増減額 △ 312 350 △ 360 000 0 △ 672 350 △ 1396 261 0 △ 1396 261 1659 560	0	
基本財産評価損益等 0 0 特定資産評価損益等 0 0		(
投資有価証券評価損益等 0	^	C
当期経常増減額 🛆 312 350 🗘 360 000 0 🗘 672 350 🗘 1 396 261 0 🗘 1 396 261 1 659 560	0	△ 409 051
2 経常外增減の部 (1)経常外収益		(
中科目別記載 0 0 経常外収益計 0 0 0	0	(
earth/PA(東海)		(
経常外費用計 0 0 0 0 0 0 0	0	(
当期経常外増減額 0 0 0 0 0 他会計振替額 0 0	0	(
当期一般正味財産増減額 △ 312,350 △ 360,000 0 △ 672,350 △ 1,396,261 0 △ 1,396,261 1,659,560 一般正味財産期首残高 0 7 467 356	0	7 467 356
版正 小別 在別 直 7	0	
受取補助金等 0 0		(
一般正味財産への振替額 0 当期指定正味財産増減額 0 0 0 0 0	0	
指定正味財産期首残高	0	(
正 正味財産期末残高	0	

貸借対照表

一般社団法人日立青年会議所

2014年12月31日現在

(単位:円)

科目	当 年 度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	7,058,305	7,467,356	△ 409,051
現金	0	0	0
普通預金	7,058,305	7,467,356	
定期預金(特別基金)	0	0	0
流動資産合計	7,058,305	7,467,356	△ 409,051
2 固定資産			
(1)基本財産	0		
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産	0		0
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産	0		
その他固定資産合計	0		0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	7,058,305	7,467,356	△ 409,051
Ⅱ 負債の部 Ⅱ 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
Ⅲ 正味財産の部 1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	0	
2 一般正味財産	7,058,305	7,467,356	△ 409,051
(うち基本財産への充当額)	(0)	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	0	0
正味財産合計	7,058,305	7,467,356	△ 409,051
負債及び正味財産合計	7,058,305	7,467,356	△ 409,051

財 産 目 録

2014年12月31日現在

(単位:円) 科 目 金 額 I資 産 の 部 1流動資産 現金預金 普通預金 常陽銀行日立支店 7,058,305 流動資産合計 7,058,305 2 固定資産 (1)特定財産 0 特定財産 0 (2)その他固定資産 0 その他の固定資産 0 固定資産合 計 0 資産 Ĭ負債の部 合 計 7,058,305 1 流 動 負 債 未払金 0 流動 負 債 合 計 0 2固定負債 固定 負 債 合 計 0 負 債 合 計 0 正 味 財 産 7,058,305

以上の通り2014年度12月31日までの報告書を提出いたします。

2014年12月31日

一般社団法人日立青年会議所2014年度理事長 槙嶋 雅彦

監查報告

一般社団法人日立青年会議所定款第28条により理事長から提出された2014年度12月31日までの事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録および備品明細書等の各事項について監査の結果、適正なものと認めます。

2014年12月31日

一般社団法人日立青年会議所

2014年度 監 事 橋 本 成 📦

2014年度 三泽 秦美 廊

(一社)日立青年会議所定款、規則編



我らの成長が、この地域の未来を創る

一般社団法人日立青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日立青年会議所 (Junior Chamber International Hitachi) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第3条 この法人は、地域社会並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。 (運営の原則)
- 第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- 2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

- 第5条 この法人は、その目的達成のため次の事業を行なう。
 - (1) 産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究実施
 - (2) 社会奉仕事業、まちづくりに関する事業及び青少年問題に関する事業
 - (3) 会員の個人的修練及び能力の開発を利する事業並びに会員相互の親睦を図る事業
 - (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及び その他諸団体との提携
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2. 前項の事業については茨城県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類及び資格)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とする。
- (1) 正会員

日立市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40歳に達したことにより正会員の資格を喪失した者であって、継続して加入することを理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

この法人に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

- 第8条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての 事業に参加する権利を平等に享有する。
- 2. 特別会員、名誉会員、賛助会員それぞれの権利については理事会において定める「一般社団法人日立青年会議所会員資格規程」によるものとする。

(会員の義務)

- 第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。 (入会金及び会費)
- 第10条 正会員になろうとする者は、入会金を納付しなければならない。入会金の額は 総会の決議を経て別に定める。
- 2. この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助 会員は総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。
- 3. 休会中の会費は、理事会の承認を得て免除することができる。ただし、休会事由は、 育児、病気療養、又はこれに類するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第11条 この法人の正会員は、満40歳に達した年度が終了した時その資格を失う。
- 2. この法人の会員は、前項に定める事由のほか、次の事由によりその資格を失う。
- (1) 退会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき
- (4) 除名
- (5)総正会員が同意したとき

(休 会)

第12条 正会員はやむを得ない事由により長期間、この法人の事業に出席できないとき

は、理事会の承認を得て、休会することができる。

(退 会)

第13条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務がある場合には退会後もこれを免れない。

(除 名)

- 第14条 会員が、次の各号の一に該当するときは総会の決議により除名することができる。
- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) この法人の事業の出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。
- 2. 前項の理由により会員を除名しようとする場合は当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名決議を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種 類)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

- 第17条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属書類の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6)解散及び残余財産の処分方法
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎年度1月に1回開催するほか、9月及び必要がある

場合に開催する。

(招集)

- 第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
- 2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3. 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって、総会の日の10日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第22条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立し、出席正会員の議決権の 過半数をもってこれを決議する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 会員の除名
 - (3)解散及び残余財産の処分方法の決定
 - (4) 監事の解任
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3. 前項の議事に関する総会招集の通知には付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。
- 4. 委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効と認める。
- 5. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。

(議事録)

- 第23条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2. 議事録には、総会に出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名 人2名以上が署名又は記名・押印をしなければならない。

(役員の種類)

- 第24条 この法人に、次の役員をおく。
- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2. 理事のうち1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同 法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、正会員のうちから、総会において選任する。ただし、総会の 決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3.前2項に規定する役員の選出方法については、法令及びこの定款で定めるもののほか、 理事会で定める「一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則」及び「一般社 団法人日立青年会議所役員選出に関する規則」による。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3. 副理事長は理事長を補佐する。
- 4. 専務理事は、理事長を補佐、事務局を総括し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況を調査することができる。
- 3. 監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。 (役員の任期)
- 第28条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年 01月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月

- 1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨 げない。
- 3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の辞任及び解任)

- 第29条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2. 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長)

- 第30条 この法人に、任意の機関として、直前理事長を置くことができる。
- 2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、その豊富な経験を生かし、理事会に出席してこの法人前進のため助言を与える。ただし、理事会における議決権を有しない。 (顧問)
- 第31条 この法人に、任意の機関として、顧問を2名以内置くことができる。
- 2. 顧問の選任に関しては、第25条第1項の規定を準用する。
- 3. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は参考意見を述べることができる。
- 4. 顧問の任期、辞任及び解任は第28条第1項及び第29条の規定を準用する。

(報 酬)

第32条 理事、監事並びに直前理事長及び顧問は無報酬とする。

(責任の免除)

第33条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
- 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (2) この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督

- (4)総会に提出する議案の決定
- (5)総会から委託された事項

(招集)

- 第36条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。
- 2. 理事長以外の理事が必要と認めたときは、理事長に対し、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。
- 3. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき及び理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、総会において第22条第2項の決議を要する事項についての決議は、出席理事の3分の2以上の多数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その 提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2. 議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 例会及び委員会

(例 会)

- 第41条 この法人は、原則毎月1回以上例会を開催する。
- 2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第42条 この法人は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するために 委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

- 第43条 委員会は、委員長1人、副委員長若干名及び委員若干名をもって構成する。
- 2. 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員又は賛助会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若 しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条 第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立 の登記の日から施行する。
- 2. この法人の最初の理事長及び専務理事は次のとおりとする。

理事長 内山 治則

専務理事 槙嶋 雅彦

副理事長 鈴木 良亮

副理事長 藤田 竜哉

副理事長 吉成 俊昭

副理事長 大河原貴洋

副理事長 関山 干郎

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人日立青年会議所運営規程

第1章 総 則

第1条 本運営規程は一般社団法人 日立青年会議所の実質的充実に則し、その運営の円 滑と総意の結果を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員の任務

- 第2条 理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。
 - (1) 本会議所を代表して公益社団法人 日本青年会議所の総会に出席する。
 - (2) 公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会並びに茨城ブロック議会 に出席する。
 - (3) 全国大会及び関東地区大会並びに茨城ブロック大会に出席する。
 - (4) 本会議所を代表して関係各庁、関係団体との折衝に当る。
 - (5) 公益社団法人 日本青年会議所褒章規程による該当者の褒章を行う。
 - (6) J C の種々の行事について、日立 J C 賞又は日立 J C 杯の授与を行うことができる。
 - (7) 其の他
- 第3条 副理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。
 - (1) 事業活動を統轄し、その充実を図る。
 - (2) 公益社団法人 日本青年会議所及び各地青年会議所との連携を図る。又、 関係委員会を担当した場合、次の職務を有する。
 - (3) 例会出席を掌握し、運営の円滑化を図る。
 - (4) 例会を統轄する。
- 第4条 専務理事は定款に定める外、所務全般について理事長を補佐しなければならない。 理事長、副理事長とともに事故ある時はその職務を代理代行し、又次の事項を分掌 する。
 - (1) 事務局の統轄及びその人事、給与等に関する事項。
 - (2) 用度及び備品の管理に関する事項。
 - (3)総会、理事会の議事録の作成及び保管に関する事項。
 - (4)会費納入の促進を図る。
- 第5条 1. 理事は一般社団法人 日立青年会議所の運営に関し責任を有し、原則として 各委員会に所属し理事会との緊密な連絡に当たる。
 - 2. 理事は理事会にやむをえず欠席する時は、委任状を理事長に提出しなければならない。
- 第6条 理事の中より1名を財政局長とする。

- 第7条 監事は次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査する事。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査する事。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行に付き不整の廉あることを発見したる時は、之を総会または主務官庁に報告する事。
 - (4) 前号の報告を為す為め必要ある時は総会を招集する事。
 - (5) 他の職務は兼務しない。

第3章 例 会

- 第8条 例会は年12回以上を原則とする。
- 第9条 例会の運営は別に定めた例会運営規程による。

第4章 会員の出席

- 第10条 1. 会員は例会に出席する義務を有し、出席不能の場合は事前にその旨を所属 委員長を通じ担当副理事長に連絡しなければならない。
 - 2. 会員が例会に公益社団法人 日本青年会議所又は関東地区協議会並びに当該ブロック協議会の行事があってそれに出席した場合及び他の青年会議所の例会又は行事に出席した場合は、当会議所の例会に出席したものとみなす。
 - 3. 会員が例会日に本会議所にかかわる行事又は会合に出席した場合は例会に 出席したものとみなす。

第5章 委員会及び委員長の任務

- 第11条 委員会は本会議所のTraining, Friendship, Service の3原則に則り之を設けるものとする。
- 第12条 1. 委員会は、総務、指導力開発、社会開発、経営者開発、広報、会員開発、 青少年、国際問題の8種を原則とする。
 - 2. 委員会は事業年度により、必要に応じその他、数を増減することができる。
- 第13条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。
- 第14条 正会員は委員会の何れかに所属しなければならない。

ただし理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財政局長、監事および事務 局長はその限りでない。

- 第15条 委員長は委員会を統轄し、無届欠席した会員と連絡をとりその状況を理事会に 報告しなければならない。
- 第16条 委員会に副理事長を置くことができる。
- 第17条 一般社団法人 日立青年会議所は青年会議所運動の昂揚を計るために以下の褒賞規定により、該当委員会および個人に対し総会において褒賞を行うことができ

る。

- 第18条 褒賞は次の規定に従い実施する。(期間は該当期間中の事)
 - 1. 対象および条件
 - (1)委員会
 - イ 外部拡大に著しく努めかつアフターケアーの熱心な委員会
 - ロ 内部の充実拡大に著しく努めた委員会
 - ハ 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会
 - (2) 個人
 - イ 青年会議所の拡大に著しく努めた個人
 - ロ 青年会議所運動に顕著な功績のあった個人
 - ハ 例会出席が100%の会員
 - ニ その他
 - 2. 推薦方法
 - (1) 理事の推薦
 - (2) 委員会の推薦
 - 3. 選考方法 総会前の理事会において協議する。
 - 4. 賞状等の授与

褒賞は、次年度第 1 回通常定時総会において、賞状及び記念品を贈って表彰することができる。

第19条 委員会は原則として例会を主管する。

一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則

第1章 総 則

- 第1条 一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則、第2条に定める理事長選挙 に関する手続きは、この規則の定めるところによる。
- 第2条 理事長選挙に関する事務を管理するために理事長選挙管理委員会(以下、管理委員会と称す)を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会

第3条 1. 管理委員会は、毎年6月末日までに理事会において正会員の中から無記名5 名連記で投票し、上位6名を理事長が管理委員に任命する。

> 但し、管理委員に任命された中から理事長立候補者が出た場合は、理事長が 繰上げ任命する。

- 2. 総務委員長は管理委員会に所属しなければならない。
- 第4条 1. 管理委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。
 - 2. 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表し、理事会に出席して選挙事務に関して発言することができる。
 - 3. 委員長に事故のある場合は、副委員長がこれを代理する。
- 第5条 管理委員会の任期は7月1日より6ヶ月とし、任期終了までに選挙事務が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理完了まで任期を延長することができる。
- 第6条 管理委員会は選挙事務処理が完了したときは、理事長に報告書を提出しなければ ならない。

第3章 告 示

- 第7条 理事長選挙に関する告示はすべての管理委員長の名をもって文書により通知する。
- 第8条 管理委員会は審議の結果、立候補の資格が正しい場合は、直ちにその旨を正会員 に告示しなければならない。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 本会議所の正会員は各自1個の理事長の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿確定日までに下記のいずれかに該当する正会員はこれを有しない。

- (1) 当該年度の会費を6月末日までに滞納しているもの。
- (2) 当該年度の6月末日を基準にして、前1年間の例会無出席のもの。
- (3) 仮入会の会員

- 第10条 1. 本会議所の正会員の中で下記の2項目以上に該当するものは理事長の被選 挙権を有する。
 - (1) 副理事長又は専務理事経験者。
 - (2) 理事経験2回以上の者。
 - (3) 日本青年会議所、地区協、ブロック協出向経験2回以上の者。
 - (4) 過去1年間例会並びに総会出席率70%以上の者。
 - 2. 当該年度の会費を選挙人名簿確定日までに納入していない正会員は被選挙権を有しない。

第5章 理事長の立候補者

- 第11条 被選挙権者が理事長立候補者となる場合は、管理委員会所定の用紙を用い、7 月5日から7月10日までに下記の書類を管理委員会に届出なければならない。
 - (1) 履歴書並びに経歴書
 - (2) J C理事長立候補所信
 - (3) 選挙権を有する5名の推薦状
- 第12条 立候補届出のない場合には、7月20日までに第9条をみたすものを管理委員 会が理事長に提出し、その中より理事会の承認を受ける。

第6章推せん者の資格

- 第13条 推せん者は下記の項目をみたすものとする。
 - (1) 推せん者は正会員でなければならない。
 - (2) 推せん者は立候補者一名についてのみ推せんすることが出来る。
 - (3) 選挙管理委員会は推せん者の資格を有しない。
 - (4) 推せん者は過去1年間の例会並びに総会出席率50%以上の者。
 - (5) 会費納入義務を履行した者。

第7章 投票及び開票

- 第14条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、8月10日までに本会議所事務局において無記名で行う事を原則とする。投票場所は管理委員長がこれを告示する。
- 第15条 正会員は他の正会員の委任を受けて投票を行うことはできない。

但し、正会員であり投票日に投票できないときは不在投票を行うことができる。 不在投票に関する事項は管理委員会においてこれを定める。

第16条 投票及び開票に関しては三名以上の立会人を置く。立会人は理事会において指 名する。

但し、立会人は正会員たるを要しない。

第8章 選挙人名簿

- 第17条 選挙人名簿は毎年7月1日に管理委員会において確定する。
- 第18条 本会議所は選挙人名簿を事務局において随時関係者の閲覧に供する。
- 第19条 天災地変その他の事故によっては必要ある場合には、さらに選挙人名簿を確定 する。

第9章 当選人

- 第20条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と即日決選投票を行う。
- 第21条 立候補者が1人のみの場合は、投票を行なわずに当該者が当選人となる。
- 第22条 当選人が確定したときは、管理委員長は直ちに当選人氏名を告示し、且つ理事 会に報告しなければならない。

第10章 当選人の無効

第23条 当選人及びその推薦人が選挙に関して本規則又は管理委員会が別に定めた規則 に違反したときには理事会の議を経てその当選を無効とし、次点者が当選人とな る。

附則

第24条 この規則の定めるものの外、理事長の選挙に関する必要な事項は理事会において別に定める。

一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則

- 第1条 一般社団法人日立青年会議所定款第25条による役員選出はこの規則の定めると ころによる。
- 第2条 次期理事長は、別に定める一般社団法人 日立青年会議所理事長選出に関する規 則の定めるところとする。
- 第3条 次期副理事長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第4条 次期専務理事は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第5条 次期財政局長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第6条 次期理事及び監事は理事長が正会員の中より若干名を指名した選考委員会の推薦 により総会の承認を得て選任する。
- 第7条 この規則に定めるものの外、役員の選出に関して必要な事項は、理事会において 定めることができる。

一般社団法人日立青年会議所会員資格規程

第1章 新入会員の加入審査

- 第1条 一般社団法人 日立青年会議所に入会を希望するものは、仮入会制度の規程を満たし、理事会の承認を得て正会員となる。
- 第2条 1. 事務局は承認を本人に通知し、財政局は入会金及び会費を請求する。
 - 2. 入会金及び会費の納入が完了し、入会認証書が理事長より総会に於て伝達されて始めて入会が確定する。
 - 3. 入会確定後バッチが交付される。

第2章 会費の納入

第3条 正会員は入会に際し入会金を、又正会員、特別会員、賛助会員は会費を次の通り 納付しなければならない。

 (1) 入会金 正会員
 10,000円

 (2) 会 費 正会員
 年額
 80,000円

特別会員 年額 10,000円

賛助会員 年額1口 10,000円

- 第4条 会費は理事会において定められた期日までに納めなければならない。特に定めない限り年会費は3月末日迄に納めなければならない。
- 第5条 会費以外の会員負担金の取扱も会費の取扱と同様とする。

第3章 会員の資格喪失

- 第6条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出しなければならない。
- 第7条 退会届は退会しようとする月の前迄に提出しなければならないが、理事会は事情 止むを得ない時は退会申出の月と異なった退会の日を定めて退会を許可することが できる。
- 第8条 会員が会費の納期後3ヶ月を経過し会費納入しない時は会員の資格を喪失する。 ただし次の手続きをとらなければならない。
 - (1) 専務理事は会費納入期直後の理事会に於て会費未納の会員氏名を報告する。
 - (2) 理事会は財政局をして督促せしめる。
 - (3) 次の理事会において担当副理事長又は専務理事はその結果を理事会に報告し 未納会員に対しては前項の手続きを繰り返す。
 - (4) この様な督促を3回繰返す(3ヶ月経過)

以上3ヶ月の督促にもかかわらず会費を納入しない会員は会員としての資格を喪失する。

- 第9条 正会員は次の各項に該当する時にその資格を喪失する。
 - (1) 例会出席年5回未満の時。
 - (2) 例会、委員会、或は其の他一般社団法人 日立青年会議所の主催する行事に 連続3ヶ月欠席の時。

但し、1 項、2 項に関しては届出書を理事長宛すみやかに提出し、理事会で認めた時はその限りでない。

第4章 特別会員

第10条 制限年齢に達した正会員のうち、歴代理事長並びに3年以内の者は特別会員となる。

但し、その決定は有資格者の自由意志に依る

又、歴代理事長を除く3年以降の者も、個人の意思により特別会員となることができる。

- 第11条 特別会員は総会ならびに例会、その他一般社団法人 日立青年会議所の行事に 出席することができる。但し、議決権を有しない。
- 第12条 特別会員は入会金を納入しなければならない。

仮入会制度に関する規程

(目的)

第1条 この制度は、入会希望者と正会員とが相互に理解を深め、優秀なる会員を開発することを目的とする。

(仮入会受付及び期間)

第2条 入会希望者は前期が切り日を3月25日、後期が切り日を7月25日の2回受付とし、仮入会期間をそれぞれ5ヶ月とする。

(仮入会承認)

第3条 会員の拡大担当委員会は、受付〆切り後の理事会において承認を受け直ちに仮入 会が認められる。尚委員会は本人及び推薦者にその旨を報告しなければならない。

(所属委員会)

第4条 仮入会者は前期、後期共12月31日までは、原則として会員の拡大担当委員会 に所属する。

(正会員となる資格要件)

- 第5条 仮入会者は次に掲げる要件を満たさなければ、正会員となることが出来ない。
 - (1) 仮入会期間中の例会出席率60%以上、但し公益社団法人 日本青年会議所、関 東地区、茨城ブロック等の各種行事の出席も例会出席とみなす。
 - (2) 仮入会期間中の委員会出席率60%以上。

(オリエンテーション)

第6条 会員の拡大担当委員会は、仮入会者に対しオリエンテーションを前期、後期各々 2回以上行わなければならない。又常設委員会等に出席する場合、仮入会者1名 以上を同行し見学させ、研修の機会を与える様努めることとする。

(仮入会者の会費)

第7条 仮入会の承認を受けた者は、直ちに仮入会費として20,000円を納入する。 尚、前期、後期仮入会が総会承認後、正会員となった場合の会費については次に定 める。

(1) 前期の場合 入会金 10,000円

会員費 20,000円 (年会費3/12の相当額)

(2)後期の場合 入会金 10,000円

会員費 80,000円

(会員資格規程3条及び4条に基くこととする)

(理事会報告)

第8条 会員の拡大担当委員会は、仮入会5ヶ月目に研修結果を理事会(又は理事長)に 文書により報告するものとする。

(正会員入会承認の手続き)

第9条 会員の拡大担当委員会は研修結果と第5条の要件を検討し、本人の意向を確認した上、総会直前の理事会に提出し承認を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所庶務規程

第1章 事務局

- 第1条 事務局は日立市に置く。
- 第2条 事務局には有給事務員を置くことができる。
- 第3条 事務局は一般社団法人 日立青年会議所に関する一切の庶務に関する処理を行な う。
- 第4条 事務局長は事務局を統轄する。
- 第5条 取引銀行は常陽銀行日立支店とし取引口座は普通預金一般社団法人 日立青年会 議所口座とする。
- 第6条 金銭の出納は財政局長の責任において行い、理事長の決済を経なければならない。

第2章 慶弔規定

- 第7条 この規定に対する慶弔見舞金の贈呈について定める。
- 第8条 会員の結婚には祝金10,000円を贈る。
- 第9条 正会員又は特別会員及びその近親者が死亡した時は弔慰金を呈する。

 - 2. 近親者死亡の場合
- 第10条 会員が負傷し又は疾病にかかり1ヶ月以上休業加療を要するときは見舞金を呈する。
- 第11条 会員が著しい災害に罹ったときは見舞金を呈する。
- 第12条 会員が本会議所の事業中に死亡又は負傷し疾病に罹った時、その弔慰金又は見 舞金は理事会の承認を経て増額することができる。
- 第13条 正会員並びに特別会員以外の会員及びその近親者に関しては理事長が必要と認めたときは理事会の承認を経てこの規定を準用するものとする。
- 第14条 他の青年会議所の会員に関しては理事会の議決に依って行うものとする。
- 第15条 この規定によって慶弔見舞金を贈られたものはこれに対し返礼しないこととする。

第3章 旅費規定

- 第16条 この規定は正会員(以下会員という)及び事務局が会務の為に出張する場合の 旅費支給に就いて定める。
- 第17条 一般社団法人 日立青年会議所関係及び公益社団法人 日本青年会議所、地区

協議会、ブロック協議会等に出席した際の旅費は実費を支給する事がある。 第18条 事務局員の出張については実費を支給する。

例 会 運 営 規 程

- 第1条 一般社団法人 日立青年会議所の行う例会はこの規程に基いて運営するものとする。
- 第2条 1. 例会の開催に当り担当副理事長又は担当委員長は例会の日、時、場所を往復 はがき或はその他の方法で開催の日少くとも一週間前に全会員に到着するよう通 知しなければならない。
 - 2. 各会員は出欠の如何を必ず前日迄に到着するよう返信する義務を有する。
- 第3条 例会の議長は理事長がこれに当り理事長事故あるときは副理事長が当る。
- 第4条 例会の運営は担当副理事長及び主管委員会が担当する。
- 第5条 例会場の設営は下記による。

国旗 (向かって左)J C 旗 (向かって右)

ゴング又はベル (開閉会等に使用)

名 札

- 第6条 服装は原則として Jayceeらしい品位ある服装をしバッチは佩用すること。
- 第7条 原則として例会のフォームは下記によるものとする。
 - (1) 開会
 - (2) 国歌並びにJCソング斉唱
 - (3) ICIクリード唱和
 - (4) JC宣言文朗読並びに綱領唱和
 - (5) 理事長挨拶(ビジター紹介を含む)
 - (6) 直前理事長挨拶
 - (7) 報告事項、理事会報告、公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会、茨城ブロック協議会の報告、委員会報告、その他の報告
 - (8) 例会行事
 - (9) 次回例会案内
 - (10) 監事講評
 - (11) 若い我等斉唱
 - (12) 閉会
- 第8条 例会の運びをスムーズにする為各報告事項は簡単明瞭にするよう心掛け場合によっては報告者は予め資料等を配布しておくこと。
- 第9条 例会は定時に始まり、定時に終了するよう努力しなければならない。
- 第10条 例会に他の青年会議所会員又は会員以外の者が出席を希望する場合は事前に主 管委員会に届出てその許可を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所事務局使用規程

- 第1条 一般社団法人 日立青年会議所(以下事務局という)の使用は、この規程による。
- 第2条 事務局を使用するのは、次に掲げる者とする。
 - (1) 一般社団法人 日立青年会議所の会員(責任者は理事以上の者)
 - (2) 事務局長が認めた者
- 第3条 次に掲げた用途のための事務局を使用する事は出来ない。
 - (1) 一般社団法人 日立青年会議所の目的に反する時
 - (2) 特定の個人又は法人その他の団体の直接的利益のために使用する時
 - (3) 特定の政党、宗教のために使用する時
- 第4条 事務局で使用出来る室は2階会議室とする。
- 第5条 事務局を使用するものは、事務局長の承認を受けなければならない。
- 第6条 使用者は、規定の申込み届を1週間前に済まさない場合には、使用を許可しない 時もある
- 第7条 事務局を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) テーブル、椅子、その他の器物を床面に引摺り、又は重ねたりして破損しないこと。
 - (2) 使用後の器物は所定の位置に整頓すること。
 - (3)壁面及び柱等に針金、釘等を取付けないこと。
 - (4) 特に、灰皿、暖房等火気には充分注意し、使用後は消火清掃すること。
 - (5) 器物を使用して破損または汚損した場合には、使用者において之を弁償又は修繕すること。
 - (6) 事務局の備品は許可なくみだりに使用しないこと。又ロッカー内の書籍等は無 断で持出しを禁ずる。
 - (7) 電話の使用は自主的に使用料を出すこと。
 - (8) その他、不明な事は事務局の指示に随うこと。
- 第8条 その他この規程に必要な事項が生じた場合には、理事会においてこれを定める。

一般社団法人日立青年会議所同好会規程

(目的)

第1条 同好の有志で組織されたクラブ活動を通して、会員相互の親睦と連帯を深めることにより、青年会議所活動の一助となることを目的とする。

(会員)

第2条 同好会の会員資格は、一般社団法人 日立青年会議所の正会員、賛助会員、仮入 会者、卒業生とする。

(組織)

第3条 同好会は複数の会員で組織されたクラブの集合体で構成され、一般社団法人 日 立青年会議所の組織内においては専務理事の管理下に置くこととする。

(クラブの名称)

第4条 同好会に所属する組織名にはクラブ・部・会等の名称を付けるが、その名称は各 組織の判断に任せるものとする。ただし、本規程においては、総称してクラブと表 記する。

(クラブの設立)

- 第5条 クラブを設立する場合は、以下の事項を記載した設立申請書を理事会に提出し承認を得なければならない。また、下記に変更等がある場合は速やかに変更の旨を専務理事に提出し理事長の承認を得るものとする。
 - 1) クラブの代表責任者(一般社団法人 日立青年会議所正会員)
 - 2) クラブの会員名簿
 - 3)活動計画及び計画書
 - 4) クラブの内規
 - 5) その他、理事会が必要と認めたもの

(クラブの内規)

第6条 各クラブは内規を定め、これを遵守しなければならない。

この内規の内容はそれぞれのクラブの自主性に任せて制定するものとするが、 その制度と改定には一般社団法人 日立青年会議所理事会の承認を得なくてはな らない。

(クラブの会費)

第7条 各クラブの活動はそれぞれの自主性に任せるものとする。ただし、一般社団法人 日立青年会議所総合基本資料に事業計画および事業報告を掲載しなければならない。 また、対外行事等(当会議所以外の団体との行事)に参加する場合は理事長の承認 を得るものとする。

(クラブの会計)

第8条 各クラブの会計はそれぞれのクラブの責任においてこれを行うものとする。

但し、一般社団法人 日立青年会議所本会計および他団体等より補助金を得た場合は財政局長の指示を得て、一般社団法人 日立青年会議所理事会への事業計画 (収支予算)及び事業報告(収支決算)の義務を負うものとする。

(クラブの廃止)

- 第9条 クラブより自主的に廃止届が提出された場合以外に下記の事項に抵触し、理事会 において決議・承認された場合はクラブを廃止しなくてはならない。
 - 1) 一般社団法人 日立青年会議所の名誉を傷つけ、または本会議所の目的に反する行為のあったとき。
 - 2) 上記の各条に記する事項が履行されないとき。
 - 3) その他、理事長が必要と認めたとき。